

中央大学法科大学院
自己点検評価報告書 2009

中央大学法科大学院

はじめに	
第1分野 運営と自己改革	1
1-1-1 法曹像の周知	1
1-2-1 自己改革	5
1-3-1 情報公開	8
1-4-1 法科大学院の自主性・独立性	11
1-4-2 学生への約束の履行	15
1-5-1 特徴の追求	17
第2分野 入学者選抜	21
2-1-1 入学者選抜基準等の規定・公開	21
2-1-2 入学者選抜の実施	26
2-2-1 既修者選抜基準等の規定・公開	28
2-2-2 既修者選抜の実施	30
2-3-1 入学者の多様性の確保	31
第3分野 教育体制	33
3-1-1 専任教員の数	33
3-1-2 専任教員の必要数	34
3-1-3 実務家教員の割合	35
3-1-4 教授の比率	36
3-1-5 教員の年齢構成	37
3-1-6 教員のジェンダー構成	38
3-2-1 担当授業時間数	39
3-2-2 教育支援体制	41
3-2-3 研究支援体制	44
第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	46
4-1-1 FD活動	46
4-1-2 学生評価	53
第5分野 カリキュラム	57
5-1-1 科目設定・バランス	57
5-1-2 科目の体系性・適切性	60

5-1-3	法曹倫理の開設	62
5-2-1	履修選択指導等	63
5-2-2	履修登録の上限	65
第6分野 授業		67
6-1-1	授業計画・準備	67
6-1-2	授業の実施	69
6-2-1	理論と実務の架橋	85
6-2-2	臨床教育	89
第7分野 法曹に必要な資質・能力の養成		95
7-1-1	法曹養成教育	95
第8分野 学習環境		100
8-1-1	施設・設備の確保・整備	100
8-1-2	図書・情報源の整備	105
8-2-1	学習支援体制	109
8-2-2	学生へのアドバイス	112
8-2-3	カウンセリング体制	114
8-2-4	国際性の涵養	118
8-3-1	クラス人数	126
8-3-2	入学者数	127
8-3-3	在籍者数	128
第9分野 成績評価・修了認定		130
9-1-1	厳格な成績評価基準の設定・開示	130
9-1-2	成績評価の厳格な実施	132
9-1-3	成績評価に対する異議申立手続	134
9-2-1	修了認定基準等の設定・開示	135
9-2-2	修了認定等の適切な実施	136
9-2-3	修了認定に対する異議申立手続	137
第10分野 その他の事項		138
10-1	実地研修等の実社会との接触交流	138
10-2	研究活動	143

10-3	社会への貢献	146
10-4	修了生支援	149
10-5	本法科大学院の修了生に関する情報	152

はじめに

中央大学法科大学院は、恒常的な自己改革を進めるため、入学者選抜、教育体制、教育内容・教育方法の改善への組織的取り組み、カリキュラム、授業、学習環境、成績評価・修了認定等の重要項目について自己点検評価を行うとともに改善計画を検討し、それらの結果を「自己点検評価報告書」として作成することになっている。この報告書は、外部の識者によって構成された「アドバイザリーボード」に提出され、客観的な評価と改善点の指摘をいただき、いっそう充実した教育研究を展開するために役立てられる。このような第三者評価の結果と概要を付加した上で、本報告書を「教育研究活動年次報告書」と呼ぶことにしている。

なお本法科大学院は、2008年に日弁連法務研究財団による認証評価を受け、「財団法人日弁連法務研究財団が定める法科大学院評価基準に適合している。」との評価を得た。今後も引き続き自己点検評価を行い、不断の自己改革に努めるとともに、「自己点検評価報告書」をほぼ完全な形で公開することにより、社会に開かれた法科大学院として、その役割と責任を果たすものである。

第1分野 運営と自己改革

1-1-1 法曹像の周知

1. 現状

(1) 教育理念と法曹像

ア 教育理念

中央大学法科大学院の「教育理念」は、次の4点にまとめられる。

- ① 市民が必要としている身近なホームドクター的法曹を養成する。ホームドクター的な法曹とは、市民の日常生活に関わる法分野において、幅広い法律知識、問題解決能力、豊かな人間性および高い倫理観を備えたリーガル・ジェネラリストでなければならない。
- ② 高度化・多様化した現代社会のニーズに応えるため、専門法曹を養成する。かかる法曹は、国際ビジネス法、知的財産法、企業倒産法、先端技術関係法、国際関係法、公共政策決定、組織犯罪規制などの専門的な法分野における新しい知識、分析能力および問題解決能力を備えたリーガル・スペシャリストでなければならない。
- ③ 日常的な法分野においても、先端的・専門的な法分野においても、高度の法理論教育を重視しつつ、法律実務に即した実践的教育を十分に行うものとし、それを通じて実務を批判的に検討し発展させる創造的思考力を持つ法曹を養成する。
- ④ 国民のニーズに十分応えうるレベルにまでわが国の法曹を質的・量的に拡充するため、上記のような優れた資質を備えた法曹を多数輩出するよう努力する。法曹輩出の伝統を有する中央大学にとって、このような司法制度改革の目標達成に貢献することは社会的使命でもある。

イ 養成する法曹像

本法科大学院は、法曹輩出の伝統と現代社会のニーズを踏まえた上記の教育理念に基づき、また、一学年300人という定員を基礎とする教育研究の基盤整備状況に鑑み、その「養成する法曹像」を特定の領域に偏することなく、次の6種類に集約している。

- ① 市民生活密着型のホーム・ローヤー
- ② ビジネス・ローヤー
- ③ 渉外・国際関係法ローヤー
- ④ 先端科学技術ローヤー
- ⑤ 公共政策ローヤー
- ⑥ 刑事法ローヤー

これらは主として弁護士を念頭に置いた法曹像の「理念型」であり、学生に明確な目的意識を形成させるために有益である。また、以上のような理念型的要素の多くは裁判官・検察官にも基本的に妥当するものである。人間や社会についての深い洞察力を備え、かつ、専門的能力を有する裁判官や検察官を養成し、裁判組織・検察組織を内部から直接支える人材を輩出することも、本法科大学院の重要な目的の1つである。

(2) 関係者等への周知

設置認可申請書¹においても示した上記の「教育理念」「養成する法曹像」については、「中央大学法科大学院 GUIDE BOOK」(以下、ガイドブックという。)に毎年掲載して学内外に配布しているほか、ホームページにも掲載しており、これらの方策を通じて、学生、教職員、入学志願者、その他関係者への周知を図っている²。また、ガイドブックや履修要項に、これらの法曹像に即した6つの科目履修プラン(履修モデル)を掲載している³。

なお、ガイドブックでは、「実学主義」、「ハートフル・メソッド」、「タフな法曹」というイメージ・コピーも使用している。「実学主義」は、英吉利法律学校設置広告に記された「実地応用の素を養う」との本学建学の精神を表し、社会の諸活動に直結する法律学という学問分野において、建学以来、本年で125周年を迎える本学の法曹輩出の伝統を継承することが本法科大学院の礎になっていることを表現するためのものであり、前記の教育理念の④および③に対応する。「ハートフル・メソッド」は、そのような伝統を背景として法科大学院生を法曹へと導

¹ 事務課保管資料 1-1 「中央大学法科大学院の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由」設置認可申請書 2 頁。

² 資料 1 中央大学法科大学院 GUIDE BOOK 2010 7 頁、事務課保管資料 1-2 [中央大学法科大学院ホームページのトップページ] 参照。 http://www.chuo-u.ac.jp/chuo-u/lawschool/index_j.html

³ 資料 1 中央大学法科大学院 GUIDE BOOK 2010 12 頁以下、資料 3 履修要項 2009 8 頁以下。

いてゆくためのカリキュラムの充実と学修サポート体制等の配慮を表現しており、また、「タフな法曹」の育成は、優れた問題解決能力、豊かな人間性および高い倫理観を持って、社会に生起する法律問題に挑戦し続けるリーガル・ジェネラリストおよびリーガル・スペシャリストの育成をめざすことを象徴的に表現しており、これらは前記の教育理念の①～③に関連する。これらの表現は、本法科大学院が掲げる教育理念をより分かりやすい言葉で志願者や社会全体にアピールするための1つの工夫である。

2. 点検・評価

本法科大学院の「教育理念」・「養成する法曹像」は、法科大学院の制度設計の過程における各種の議論や外国における法曹養成制度の状況を十分に参酌しつつ、本学の伝統を踏まえ、独自に設定したものである。それは、わが国最大規模の法科大学院にふさわしい総合性と専門性を併せ持つ、適切かつ明確な内容になっており、また、理論教育と実務教育をともに重視し、その適切なバランスを追求しようとする姿勢に立脚している。

このような教育目標に対応して、カリキュラムの上でも、基本法律科目の充実（56 単位必修）、実務基礎科目の最大限の重視（10 単位必修）、基礎法学・外国法科目の充実（6 単位選択必修）、展開・先端科目の多様性の確保（50 科目以上）などの配慮をし、ガイドブックやホームページにカリキュラムの概念図を掲載して、「養成する法曹像」と本法科大学院のカリキュラムとの対応関係を明確にするよう努め、さらに、ガイドブックや履修要項の中で6種類の法曹像別に「履修モデル」を提示して、各自のめざす法曹像に即した履修のしかたをより理解しやすくしている（前出）。

「養成する法曹像」の周知状況に関して述べると、対内的には、ガイドブック、履修要項、ホームページなどを通じて、教員も学生もその内容を十分に認識している。

対外的には、本法科大学院が主催する説明会や他機関が主催する合同入学相談会の機会などにおいて入学志願者にガイドブックを無料配布しているほか、ホームページ上での資料送付請求にも応えて発送しているので、関心のある人々には十分入手の機会が与えられている。さらにガイドブックの主要な内容は、本法科

大学院のホームページにも転載しており、一般の人がこれを知りうる機会も確保されている。その意味では、合理的な費用と労力の範囲内で十分に周知の手段を尽くしているといえる。

3. 改善計画

教育理念と法曹像の明確化とその周知は十分になされており、直ちに改善すべき点はないと考えられる。今後も引き続き、法曹志望者および法科大学院進学希望者の動向と関心に照らして、広報活動はもとより、日々の活動の中で地道に周知徹底を図ることが必要である。また、カリキュラムの改正にあわせて、履修モデルの内容を更新していく作業も必要である。

1-2-1 自己改革

1. 現状

(1) 自己改革を目的とした組織・体制（FD関係組織を除く）

本法科大学院では、中央大学専門職大学院学則（以下、学則という。）第6条第1項に基づき、弛まぬ自己改革を目的として、研究科教授会の下に「自己点検評価委員会」を設けている。自己点検評価委員会は、専任教員6名の委員によって構成され⁴、①教育研究活動・教員研修、②教員組織、③収容定員と在籍者の状況、④入学者選抜、⑤教育課程・履修状況、⑥授業運営、⑦成績評価・修了認定、⑧施設・整備、図書・資料などに関する点検・評価を毎年行い、その内容を教授会に報告して、関連する各種委員会（執行機関）の活動の発展・改善を促すとともに、点検・評価の結果を「自己点検評価報告書」としてとりまとめる役割を担うものである。

また、本法科大学院は、学則第7条に基づき、「法科大学院アドバイザリーボード」を設置して、毎年、このボードに自己点検評価報告書を提出し、その評価と助言を受けることにしている。アドバイザリーボードは、外部の第三者（有識者）によって構成され⁵、本法科大学院の自己点検評価報告書およびその他必要資料をチェックし、本法科大学院の教育・運営全般について、改善のための忌憚のない意見ないしは助言を提供することをその役割とするものである。

このアドバイザリーボードによる第三者評価の結果と概要を自己点検評価報告書に付加した上で、その全体をあらためて「自己点検評価報告書（教育研究活動年次報告書）」と称することにしている。この報告書の概要は、ホームページにおいて公表している⁶。

(2) 自己点検評価委員会の活動状況

2008年度の自己点検評価との関係では、同委員会は、法科大学院認証評価を経たことを踏まえて、2009年3月から自己点検評価報告書の取りまとめ作業を開始した。自己点検の各項目の原案は、基本的には、執行部、FD委員会、教務委

⁴ 事務課保管資料1-3 「自己点検評価委員会委員名簿」

⁵ 事務課保管資料1-4 「アドバイザリーボード名簿」

⁶ 事務課保管資料1-5 「法科大学院評価システム」（ホームページ画面）

員会、入試・広報委員会、奨学委員会等各種委員会の責任者、さらに基本科目の取りまとめ役の教員が、それぞれの委員会等での活動状況を点検・評価しつつ執筆した。

自己点検評価活動の状況を全教員によく知ってもらうため、教授会やFD委員会において、自己点検評価委員会の活動状況を随時報告している⁷。従来から、各年度の自己点検評価報告書や、2008年に受けた認証評価結果についても、教授会で各教員に配布・周知し、各教員がなすべき教育研究活動の改善・向上に資するように努めている。

(3) アドバイザリーボードの活動状況

アドバイザリーボードは、少なくとも年1回の定例会議を開き、自己点検評価の結果について報告を受け、審議・助言することになっている。

2009年度は6月30日に第1回の定例会議が開催され、2008年度の自己点検評価の結果を報告書に基づき審議した⁸。また、2009年10月5日には、第2回の会合を、同年の新司法試験合格者たちとの懇談会形式で開催した⁹。

2. 点検・評価

自己点検・自己改革の取り組み体制は、認証評価に臨む前から整備され確立されており、実際に機能している。自己点検評価の成果が、各種委員会や教授会での報告・討議を通じて法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつくシステムとなっている。例えば、2007年4月から導入された新カリキュラムの策定・実施、履修希望者が多い選択科目のクラス増設、リーガル・クリニック等の体系的整備・クラス増設、1年次生向けのテーマ演習の導入、2008年4月から導入された1年次から2年次への進級判定制度等も、教育内容の自己点検の成果といえる。また、その他、図書館、自習室等の施設改善なども自己点検と結びついて行われている。そして、なによりも、こうした自主的な自己点検評価が毎年行われてきたことが、法令上義務づけられる5年に1度の法科大学院適格認証評価にあたっての自己点検評価を適切かつ充実したものとしており、さらに、7年に1度の

⁷ 事務課保管資料1-6 自己点検評価委員会の開催状況、資料1-7 FD研究集会資料「自己点検評価報告書とトライアル評価に向けた留意事項」

⁸ 事務課保管資料1-8「2009年度第1回アドバイザリーボード開催通知」、および「同議事概要」

⁹ 事務課保管資料1-9「2009年度第2回アドバイザリーボード開催通知」

学評価における自己点検評価をも適切かつ充実したものとしている。

3. 改善計画

自己点検評価体制がよりよく機能して、法科大学院の教育課程の充実と発展に資するためには、着実な自己点検評価作業を遂行できる組織とサポート体制を維持・向上させることが今後も必要である。また、大規模校であるがゆえに分業と分担はある程度避けがたいところであるが、各教員・各職員が自らの職分へのみ視野を限定してしまうことがないように統一した理念と目的意識を共有し、各種情報を交換し、大学院が全体として取り組むべき課題をより明確にできるように、全員参加の体制を構築して自己点検評価の活動を進めるよう、さらなる意識向上を目指したい。昨年度は、認証評価を受けた経験を活かして、自己点検評価の体制を整備し、各分野の職務担当経験者を点検者に配するなどの工夫をし、本年度もその方針を継続している。

なお、各教員や各種委員会が教育研究等の活動を行う際には、事後的な自己点検作業のためにその都度記録を整備しておくことおよびその保管体制の重要性に今後も留意し、保管方法の改善や保管場所の確保などに努めており、本年度は、別棟に保管場所を確保するなどの改善を行ったが、資料の増加とともに、電子化の活用など更に工夫を重ねる必要がある。

1-3-1 情報公開

1. 現状

(1) 教育活動等に関する情報の公開

ア 年次ガイドブックの刊行とホームページによる情報公開

本法科大学院では、入試・広報委員会の広報担当（副委員長）が取りまとめ役となって、各年度が始まる前に「ガイドブック」を刊行するとともに（2004年度用は30,000冊、2005年度以降は25,000冊）、専用のホームページを開設して¹⁰、本法科大学院の教育活動等に関する情報を公開している。

ガイドブックでは、本法科大学院に関する情報、わけても、特色ある科目の教育内容、学修支援体制、教育スタッフ等を詳しく紹介している。

ホームページにおいては、それら基本情報の概要を掲載するとともに、具体的な教育活動等に関する最新情報をも公表して、入学希望者のみならず、広く社会に向けて、的確な情報の提供を行っている。

イ 積極的な各種の啓蒙・広報活動

本法科大学院では、入試・広報委員会が中心となって、法科大学院への進学を考えている全国の多くの人達を対象にして頻繁に説明会および相談会を実施するとともに、学内・学外を問わず、各種メディアを通じて積極的に各種の情報提供・広報活動を行っている。

例えば、社会に対しては、本法科大学院専任教員による講演会を実施することで、本法科大学院における教育活動の一端を紹介しており、本学学部生の父母あるいは卒業生に対しては、父母ないしは卒業生が集会する機会あるいはその機関誌を通じて、本法科大学院、さらには、法科大学院自体の意義について情報発信をしている¹¹。

ウ C L S 教務システムの活用

教職員および学生間での教育活動に関する情報の提供・交換・共有を図るシステムとして、オンライン・ネットワークを活用した「C L S 教務システム」が構築され、稼働している。学内からはもちろん学外からのアクセスも可能な

¹⁰ 前掲・事務課保管資料 1-2 「ホームページのトップページ」

¹¹ 具体的実施状況については、事務課保管資料 1-10 「対外的情報提供の機会」を参照。

このシステムを通じて、教職員および学生に対する迅速かつ公平な情報提供が確保され、授業科目担当教員と科目履修学生との間での双方向・多方向コミュニケーションが実現しており、学生からの課題ペーパーの提出や意見集約などにも利用されている¹²。このほか、教員間、あるいは教職員ないしは学生間において、eメールやメーリングリストによる情報提供・意見交換が行われていることはいうまでもない。また、重要な事項については安全を期すため、紙媒体の配布・掲示も補完的に行われている。

● C L S 教務システムの教員・学生間の利用機能概要

教 員	学 生
お知らせ	
判例データベース（学外からも利用可能）	
時間割・履修社名簿作成等	履修申請 ・成績の確認・証明書の発行申請等
科目履修者へのおしらせ	お知らせ・課題等の確認
講義内容作成	講義照会
課題作成・採点	課題提出
アンケート 作成・集計	アンケート回答・確認
意見交換	意見交換
ホームルーム	ホームルーム（学生）

（２）学内外からの評価や改善提案を受ける体制

本法科大学院では、自己点検評価委員会において、教育活動等の自己点検評価を実施し、自己点検評価報告書を作成する一方で、各界の有識者からなるアドバイザリーボードを構成し、自己点検評価報告書に基づき、教育活動等に対する第三者評価と改善提案を受ける体制を整えている。同報告書にアドバイザリーボードの評価・提案等を収録して「自己点検評価報告書（教育研究活動年次報告書）」を完成させ、その概要については、本法科大学院のホームページにおいて外部に公表している。

2. 点検・評価

教育活動等に関する情報の公開は、各年次刊行のガイドブックとホームページによって行われているほか、各種の積極的な啓蒙・広報活動が展開されている。また、教職員と学生との間の情報交換は、C L S 教務システムを通じて行われて

¹² C L S 教務システムの仕組みと内容、教員と学生の発信・受信・受信画面については、事務課保管資料 1-11「C L S 教務システムにおける情報交換機能の内容」および事務課保管資料 1-12「C L S 教務システムにおける情報提供・交換の仕組み」を参照。

いる。

公開された情報に関しては、広報担当と直接の窓口である事務課により、質問受付体制が整えられ（連絡先はガイドブック等に記載）、多くの相談会や説明会においても懇切丁寧な質問対応がなされると同時に、学内外からの評価や改善提案を受ける体制が十分に整備されている。

3. 改善計画

本法科大学院は、前述のように、ビジネス・ローヤーや渉外・国際関係法ローヤーの養成を1つの目標とし、教育課程において在學生に外国の大学や諸機関における教育経験を積ませるなどの工夫を施しているが、外国人に対する情報発信が十分でないとの指摘が続いている。従って、海外に向けての「国際的な情報発信」を充実させることが必要である。開校から2年間ほどは、ホームページにおいて、法科大学院制度および本法科大学院の創設について、英文で概略的説明を掲載していた（現在は削除）。国際的な情報発信は、わが国の法科大学院制度自体が「外国人向けのLL.M.コース」など留学生受け入れのための制度設計を整えていない現段階においては、必ずしも急務とはいえないが、本法科大学院において外国人留学生の科目等履修（ひいては正規入学）の可能性もわずかながら現実化しつつある現在、今後取り組むべき課題の1つであるとともに、国際化を標榜する本学において、法科大学院の教育成果を発信する必要性は強まっている。

1-4-1 法科大学院の自主性・独立性

1. 現状

(1) 法務研究科教授会

本学において専門職大学院として設置された法科大学院は、独立の「大学院法務研究科」と称する。専門職大学院の各研究科には当該研究科に所属する専任教員によって構成される「研究科教授会」が置かれ（学則第 12 条）、研究科教授会は、次の諸事項について独立して審議決定する権限を有する（学則第 15 条 1 項）。

- ① 研究科の運営の方針に関する事
- ② 教育課程、授業日その他教育研究に関する事
- ③ 教員の人事に関する事
- ④ 研究科長の選出に関する事
- ⑤ 自己点検評価その他研究科の評価に関する事
- ⑥ 学生の入学、休学、転学、退学その他学生の地位の得喪・変更に関する事
- ⑦ 学生の外国への留学および外国からの留学生の受入れに関する事
- ⑧ 授業科目の担当に関する事
- ⑨ 試験その他の評価に関する事
- ⑩ 法務研究科においては、進級の判定および修了の判定に関する事
- ⑪ 学位の授与に関する事
- ⑫ 学生の奨学に関する事
- ⑬ 国際交流の推進に関する事
- ⑭ 学生の賞罰に関する事
- ⑮ 学則その他重要な規則の制定・改廃に関する事
- ⑯ 各種委員会の委員の選出に関する事
- ⑰ その他教育研究に関する重要事項

これらの事項は学部教授会の審議決定事項と同様であり、従って、法務研究科が各学部と対等の独立組織としての「自主性・独立性」を有することがここに示されている。

(2) 法務研究科のその他の運営組織

法務研究科には、研究科長（学則第 9 条）、研究科長補佐 3 名（学則第 10 条）

のほか、運営委員会（学則第 16 条）を設け、研究科教授会による審議決定を円滑に推進している。教授会の審議決定事項（学則第 15 条 1 項各号）は、ほぼ認可時の計画通りである（2008 年 4 月 1 日に「進級および修了の判定に関すること」が追加されたが、これは後述の進級判定制度の導入に伴い、もともと教授会の当然の権限であるものを、念のために明記したものである）。

これらの運営組織により、本学全体の中にあって、法務研究科はその人事やカリキュラムなど各般にわたって運営の独立性を確保している¹³。

2009 年 4 月 1 日～2010 年 3 月 31 日の間に、運営委員会は 12 回開催、教授会は 13 回開催した。

さらに、本法科大学院では、諸般の事項について専門的に審議・運営するため、教授会の下に以下のような各種の委員会を設け、随時開催している¹⁴。

- ・ F D 委員会（教員研修・授業アンケートその他）
- ・ 教務委員会（カリキュラム運営・ガイダンス等）
- ・ エクスターンシップ運営委員会
- ・ リーガル・クリニック運営委員会
- ・ 入試・広報委員会
- ・ 奨学委員会
- ・ 自己点検評価委員会
- ・ 国際交流委員会（海外研修科目の企画・運営その他国際交流事項）
- ・ 図書委員会（主として教育用の図書資料の選定・整備）
- ・ 研究室委員会（教員研究室の管理運営）
- ・ 「中央ロー・ジャーナル」編集委員会（学術機関誌の編集）
- ・ ランチ&トーク委員会（昼休みを活用する講演会・研究会の企画運営）
- ・ 研究費委員会
- ・ 学生相談室運営委員会（国際会計研究科と共同の組織）
- ・ 教員人事計画委員会

2008 年度には、さらに、「認証評価対応特別委員会」を設置し、さらに、「GP

¹³ 資料 4 中央大学法科大学院内規集 2 「中央大学大学院法務研究科教授会に関する規程」参照

¹⁴ 事務課保管資料 1-13 各種委員会名簿

事務課保管資料 1-14 各種委員会の開催記録

なお、2007 年 11 月に、認証評価への対応準備をスムーズに実施するため、認証評価対応特別委員会（臨時の委員会組織）を設けている。

推進委員会」を設置し、2009年には、法科大学院を取り巻く諸状況を踏まえて、本学における未修者教育の改善を中心とした諸施策を検討するため、「改革検討委員会」を設置した。

（3）法務研究科長の全学的地位

専門職大学院の教育研究に関わる事項については、学長の主宰する学長・研究科長会議を随時開催し、基本方針を協議・調整する体制になっている¹⁵。また、大学全体の教学事項に関する審議・調整機関として学長・学部長会議があるが、法務研究科長はこれにも参加して学部長と同列に審議に加わる体制になっている¹⁶。さらに、2008年度には本学で3つめの専門職大学院である戦略経営研究科が創設されたことから、研究科長会議および研究科長懇談会を実質的に機能させ、法務研究科長はそれらにも参画して重要な役割を果たすことになった。

さらに、法人部門においては、専門職大学院の研究科長の中から互選により1名が理事の職に就くものと規定され¹⁷、法人理事会に専門職大学院の代表を出しているほか、法人と教学との調整会議である教務役員会には、全研究科長が構成員として関与している¹⁸。

（4）法務研究科の事務組織

法科大学院の管理運営および教育研究活動の遂行に必要な固有の事務組織として、専門職大学院事務局（部長1名、副部長1名）のもとに、法科大学院事務課（課長以下の専任職員8名、非常勤職員16名）が設置されている。これに加え、図書館部門（市ヶ谷キャンパス図書室）、情報処理関係部門（市ヶ谷ITセンター）および健康管理部門については、図書館都心キャンパス事務室、市ヶ谷ITセンター事務課および保健センター市ヶ谷分室が設けられている。本部キャンパスと離れた都心キャンパスで大規模に運営を行う本法科大学院の特性に鑑み、固有事務組織部門への必要な人員配置、および、本部キャンパスとの連携を視野に入れた機能的な事務組織整備がなされている。

2. 点検・評価

¹⁵ 事務課保管資料1-15「研究科長会議規則」

¹⁶ 事務課保管資料1-16「学部長会議規則」

¹⁷ 事務課保管資料1-17「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）」

¹⁸ 事務課保管資料1-18「学校法人中央大学教務役員会規則」

学則に定められた法務研究科教授会の権限とその遂行により、本学の中にあつて、法務研究科の人事やカリキュラムなど各般にわたる運営の独立性が確保されている。また、学校法人の運営全体の中にあつても、他の教育組織（学部、独立研究科等）と同等の位置づけを確保しており、独立の予算単位として毎年予算申請と予算執行を行っている。法務研究科には、研究科長および研究科長補佐を置くほか、法務研究科教授会の円滑な運営に資するための運営委員会を置き、さらには、各種の分野別の委員会が効率的に稼働している。また、教学組織と事務組織との間での有機的な連携が可能なように配慮されている。

3. 改善計画

併任教員の段階的解消や兼任教員の活用における法学部人事との協調は必要であるが、法科大学院の特殊性に応じた人事の独立性は今後も維持すべきであり、教授会における意思決定の独立性と自主性が確保され、予算配分や事務体制における全学的協調と法科大学院の特性に応じた独自性が確保されるよう、一層の整備を進める予定である。また、従来の大学組織運営の経験を活かしつつも、新しい法科大学院制度の目的に応じて、教学上の運営組織に即した事務組織の一層の整備と充実を図る予定である。

1-4-2 学生への約束の履行

1. 現状

大学紹介や入学者選抜要項等で入学志望者に対し表明した「教育活動等の重要事項」（開設科目や教員の配備等法科大学院の教育活動にとって重要な部分で、入学志望者等が志望校選択の際の判断要素となっているもの）については、すべて誠実に実施している。

開講予定科目の未開講はない。また、開設年度の着任予定者のうち、やむを得ない事情により着任できなかった専任教員が2名いた（1名は最高裁判所裁判官に就任したためであり、もう1名は弁護士業務遂行上の支障のためである）が、両名が担当予定であった授業科目（いずれも展開・先端科目）は、開講前に適切な担当教員を配置しており、授業運営上の支障は生じなかった。

本法科大学院は大規模な学生定員を有するが、法律基本科目においては1クラス約50人規模において少人数教育を実現して、双方向・多方向授業を行っている。但し、選択科目である基礎法学・外国法科目の一部と展開・先端科目の一部の科目においては、履修希望者数が多くなったことに対応して担当教員の増員とクラス増設に努めた（但し、2009年度では、履修者数が100名を超えた科目が若干生じた）¹⁹。

学生に対しては、各学期に2回実施する授業評価アンケートに加えて、学期の中間に修学環境アンケートを実施し、期末に学年毎またはクラス毎のミーティングを開催して、運営上の質問や要望を受けつけ、意見交換をする体制を充実させている。各種の要望に回答をして、学修環境の改善と向上に努めており、「教育活動の重要事項」については、学生からのクレームはない。但し、学生の収容人数が増すにつれて、1人1席を確保している自習席やロッカーの設置方法等、施設に関する改善要求が増しており、また、クラス編成と時間割編成の都合によって一部のクラスに授業科目選択上の不便が生じることがあり、2008年度では、自習室の増設（2部屋20席増設）や時間割の工夫などの対応を図り、2009年度は、一部教員研究室の別棟への移動に伴い、学修指導室の増設を行った。

¹⁹ 資料8 履修者数一覧表

2. 点検・評価

授業科目は予定通り開講され、各科目の履修者数の動向を踏まえて、専任教員の授業科目の一部担当変更や非常勤教員の増員を行い、少人数による充実した教育の実践に努めている。とりわけ、実務基礎科目において、履修希望が多い「リーガル・クリニック」「法文書作成」については、2007 度より、経験豊富な実務家非常勤教員の増員をはかり、また、「エクスターンシップ」については、希望者を全員受け入れることができるように受け入れ法律事務所・企業法務・官公庁等の新規交渉による増設を図り、理論と実務の架橋を図る法科大学院教育課程の趣旨を重視した運営努力を重ねている。

3. 改善計画

教育活動の充実に向けて、新しい施設の取得と活用を具体的に検討すべき時期が迫っているが、既存施設を有効活用できる範囲で、教員の配置、時間割の再編成等により、少人数クラスを維持しつつ教育効果を向上させる方策をさらに検討している。「エクスターンシップ」については、履修希望者の増加に対応しつつ履修成果を維持する仕組みとして、履修前提条件の設定など、合理的工夫を施す予定である。

1-5-1 特徴の追求

1. 現状

本法科大学院は、当大学がその沿革からして法曹養成の長い伝統を有すること、また、わが国最大規模の法科大学院の1つとして多彩なカリキュラムを設定できることなどから、多くの特徴を有している。その主なものは次の通りである。

(1) 本法科大学院は、1学年300名の入学定員と67名の専任教員を擁する大規模法科大学院であることから、その規模にふさわしく、基本的法分野はもちろん、3群および4群の科目群において現代的・国際的な多彩な専門分野の授業科目を網羅しており、その意味で「総合法科大学院」であること自体が1つの大きな特徴といえる。

(2) 中央大学の法曹養成の伝統を活かし、実務基礎教育を重視している(10単位必修)。なかんずく、実践的な実務教育の充実は、次の諸点に現れている。

ア 市ヶ谷キャンパスに模擬法廷を設置し、「模擬裁判」を選択必修科目とし、元裁判官、元検察官、弁護士の指導の下に、ロールプレイングによる実務基礎教育を行っている。

イ 中央大学出身の弁護士の協力を得て、全国の法律事務所において「エクスターンシップ」(選択必修)を実施するとともに、特色ある大企業約10社の協力を得て、企業法務エクスターンシップを実施している。また、2005年度からは官公庁エクスターンシップも導入し、経済産業省、金融庁、総務省、厚生労働省、国土交通省、財務省、農林水産省、文部科学省、人事院、内閣府などに学生を派遣している。2008年度以降はエクスターンシップ受け入れ先全国約300カ所のうち200カ所近くに学生を派遣している。

ウ 2004年の開設時から4年間は、中央大学駿河台記念館に設けた「弁護士法人白門法律事務所」と数名の実務家教員とが連携し、多様な「リーガル・クリニック」(選択必修)を実施してきた(例えば、市民生活紛争クリニック、企業法務クリニック、個別労働紛争クリニック、裁判外紛争解決クリニック、公益的刑事弁護クリニック等)。その後、2007年3月に同弁護士法人が解散すると同時に、同所に中央大学法科大学院法実務教育推進室を設置し、以後、現在まで、この部署が上記のエクスターンシップの事務的マネジメント機能

およびリーガル・クリニックのサポート機能を担っている。

(3) 外国法関連科目(3群)・展開・先端科目(4群)においては、「英吉利法律学校」以来の伝統・実績を活かし、ビジネス法や知的財産法関連分野について、短期の海外研修を取り入れた授業科目を導入している。加えて、外国人専任教員を任用するほか、外国人教員による外国法集中セミナー等も実施し、わが国の法制度や法曹のあり方をグローバルな視点から見直す機会を提供するとともに、将来、外国法曹資格を取得するための素地を養うことができる教育体制を整えている。

(4) 少人数ゼミである「テーマ演習」を設けるとともに、大学院博士後期課程に進学を希望する法科大学院学生のために「研究特論(リサーチ・ペーパー)」も設け、研究者志望や専門形成希望の学生のニーズにも応えている。

(5) 若手の弁護士を非常勤の「補助教員(職名:実務講師)」として任用し、ローリング、模擬裁判などの実務基礎科目の授業準備・実施の補助業務のほか、「フォローアップ演習」と銘打った課外の教育補助業務を実施しており、特に法学未修者に対するきめの細かい自修支援(予習・復習指導)を提供している。とくに、2008年度からは、本学法科大学院修了の弁護士からも実務講師を採用し、1年次生向けの自修支援を充実させた。

2. 点検・評価

(1) から(4)の諸特徴は、専門職大学院に期待されている現代的・国際的な専門教育の重視、実務基礎教育の重視、理論と実務の架橋、高度専門職業人としての専門形成の援助などの考慮に基づくものであり、(5)の特徴は、法科大学院における実践的な実務基礎教育の充実、および、主として未修者に対する格別の配慮の必要を勘案したものである。これらは、新しい法科大学院制度の中できわめて適切な考慮に基づく措置であると自己評価できる。

分説すると、まず、3群・4群の科目群に配置された現代的・国際的な性格を帯びる多彩な専門的教育の展開は、新しい時代の法曹に求められる高度な資質や能力を涵養するための貴重な礎となり、それが1-1-1に示した「養成する法曹像」にも結びついていくものである。

「エクスターンシップ」の履修者数は、例年は年間100人近くに上るが、2008

年度は 182 人、2009 年度は 187 人の多数に上った（6－2－2 参照）²⁰。履修者は実務の現場の息吹を原則として 3 週間にわたって体感することにより、法曹になることの喜びと責任を強く自覚して帰ってくる。彼らは報告書や報告会においてこの科目の意義を高く評価している。

「リーガル・クリニック」もその履修者数はエクスターンシップに匹敵し、学生の人気が高い（6－2－2 参照）。「リーガル・クリニック」は、希望者数の増加に対応するとともに、知的財産法務など、より専門性の高いクリニックの開設が求められ、2006 年度以降、本年度も、そのようなニーズに応えるべく拡充を図っている²¹。

短期の海外研修は、文科省の法科大学院等専門職大学院形成支援のための補助事業の対象として指定された G P プログラムに組み込んでいたものであり、毎年数十人の学生の参加がある（8－2－4 参照）。

「研究特論（リサーチ・ペーパー）」も、数は多くないがコンスタントに一定数の履修者がみられる²²。

「補助教員（実務講師）」は、その役割の重要性が認識されるとともに、在籍学生数の増加にも対応して、2004 年度の 15 名から、2005 年度は 45 名へと大幅増員することになった。2006 年度 48 人、2007 年度 45 人、2008 年度 54 人、2009 年度 60 人となっている。とくに、2008 年度からは、本学法科大学院修了の弁護士からも実務講師を採用し、1 年次生向けの自修支援を充実させ、2009 年度は、その制度が定着するとともに成果が見え始めた。

以上の諸点において、本法科大学院としての特徴の明確化と、そのための充実した取り組みが行われていると考える。

3. 改善計画

エクスターンシップの受け入れ法律事務所の数司法修習生受入要請が年々増加していることから減少傾向にあるが、その多様性（地域・特性など）をさらに充実させるとともに、履修成果を維持できる合理的工夫を施すことが望ましい

²⁰ 事務課保管資料 1-19 「エクスターンシップ派遣先履修者数」

²¹ 事務課保管資料 1-20 「リーガル・クリニック履修者数」

²² 事務課保管資料 1-21 「研究特論履修者数と論文名」

と考える。

リーガル・クリニックについては、教員・学生にとっての負担の軽減や多様性の観点から、一部の法科大学院で試みられているヴァーチャルな教育手法を用いるシミュレーション授業の導入可能性も、検討に値すると考える。

第2分野 入学者選抜

2-1-1 入学者選抜基準等の規定・公開

1. 現状

(1) 学生受入方針

本法科大学院では、『入学者選抜要項』冒頭に「入学者選抜の方針」(アドミッション・ポリシー)として、「多様な分野で高度な専門法曹を養成することを目指し、明確な将来目標を持った優秀な人材を受け入れる」ために、「客観性、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、総合的な観点から選抜を実施する」ことを明らかにし、具体的には「適性試験の成績、本法科大学院独自の個別試験の結果および志願者の提出書類の内容等を勘案し、総合的な観点から評価して」入学者選抜を行うとしている。

(2) 選抜基準および選抜手続の内容

本法科大学院では、一般選抜と特別選抜を、時期を異にして実施している。以下、それぞれの選抜について述べる。なお、いずれの選抜においても、大学入試センターもしくは日弁連法務研究財団の実施する法科大学院適性試験の受験が必須の要件となっている。

ア 一般選抜

一般選抜試験では、2年課程の法学既修者コース(200名)と3年課程の法学未修者コース(2004年度は100名、2005年度より90名)の2種類の選抜を行っている。志願者は自己の希望により、いずれかのコースを選択することも、双方を併願することもできる。いずれのコースの選抜においても筆答試験と書類審査による第1次選抜を行い、その合格者に対して面接試験と書類審査による第2次選抜を実施するという2段階選抜方式を採用している。

第1次選抜の筆答試験の内容は、法学既修者コースでは法律科目試験(後述)、法学未修者コースでは小論文を課している。

小論文について、従来は、出題趣旨の異なる2つの問題を出題していた。しかし、小論文試験の目的が、文章の理解力、問題把握能力および論理的文章作成能力の評価にあることに鑑みれば、必ずしも2問を課する必要はなく、むしろ

ろ1つの課題文とそのテーマについて入念な検討を求め、複眼的な角度からこれらの能力を判定することが効果的と思われる。そこで従来課していた2つの課題の得点分布とその相関を慎重に検証した結果、2009年度の入学者選抜から課題は1問とし、試験時間は90分に短縮した。なお、配点については、変更せず100点満点のままとしている。

第1次選抜の合否判定にあたっては、筆答試験の成績を中心とし、適性試験の成績および提出書類（「志望する法曹像」、学部成績、外国語運用能力ならびに法学以外の専門分野での職業経験ないし資格など）を総合的に評価している。その際の選抜基準について、従来は、「法律科目試験の成績を中心とし、提出書類も含めて総合的に合否を判定します。」（法学既修者コースの場合）、「小論文の成績を中心とし、提出書類も含めて総合的に合否を判定します。」（法学未修者コースの場合）という内容を『入学者選抜要項』に記載していた。しかし、これを、2009年度の選抜試験から「法律科目試験の成績、適性試験の成績および提出書類の内容を総合的に評価して合否を判定します」（法学既修者コース）、「小論文の成績、適性試験の成績および提出書類の内容を総合的に評価して合否を判定します」（法学未修者コース）と改めることとした。従来の、法律科目試験ないし小論文の成績を「中心とし」という表記は、法科大学院開設当初において、種々の評価要素の信頼性が必ずしも明確になっていなかったという状況を反映したものである。その後の経験を踏まえ、筆答試験以外の要素もそれ相応に評価されるべきものと考えられ、実際には、前述のように筆答試験の成績を中心としつつも、他の適性試験等の成績にも十分な配慮がなされ、多様性をもった選抜がなされている。その意味では、選抜基準のかつての記述内容は遵守されていたが、しかし他方において、従来の表記は、筆答試験のみを重視しそれ以外の評価項目を軽視する傾向を志願者にもたらす懸念なしとしない。そこで、本学の採用する総合選抜方式をより明確にするために、このような記載の変更をすることとなった。

第2次選抜の面接試験では、事前に、受験者に対して「面接試験は、法曹になろうとする意欲の程度、中央大学法科大学院で学ぼうとする強い意思の有無、論理性・社会性・成熟性・コミュニケーション能力その他法曹としての資質の有無などを確認するために行います。」と記載した文書を送付し、試験の趣旨

を明確に説明している。面接時間は 1 人あたり 15 分程度であること、面接委員は 2 名であることも併せて通知している。第 2 次選抜では、面接試験の結果を踏まえて、第 1 次選抜の成績を考慮して、総合的に合否が判定されている。この点も『入学者選抜要項』3 頁に記載されている。

なお、出願資格の制限について、ここで付言しておく。本法科大学院としては、プロセスとしての法曹教育の重要部分を担う法科大学院において、その教育課程に在籍中の者が（他の法科大学院修了資格により）新司法試験を受験する事態は好ましいものとはいえないと判断した。そこで、2008 年度の選抜試験からは、一般選抜の受験資格として入学年の 4 月 1 日時点において、法科大学院修了後 5 年を経過しない者を除くように変更を加えた。

イ 特別選抜

出願時において大学の学部 3 年次に在学し、特に優秀な成績を収めている者について、その潜在的学修能力を評価し、いわゆる飛び入学の機会を与える趣旨で、2005 年度より特別選抜を実施している。所属学部の早期卒業見込者も、所定の成績要件を充足する限り出願することができる。募集コースは法学未修者のみで、募集人員は若干名としている。この選抜試験は、一般選抜終了後の 10 月から 12 月にかけて下記のように段階的に行われる。

この募集では、学部における継続的な学修成果を評価し、早期卒業予定候補者のほか、最高履修評価（100 点満点で 80 点以上の成績）が修得単位数の 75% 以上を占める者、および国家公務員採用 I 種試験最終試験または公認会計士試験論文式試験に合格した者で上記の学部成績が 65% 以上のものに受験資格を認めている。

志願者は、原則として事前に本法科大学院に来訪し、専任教員と面談し、法科大学院の制度趣旨や学修内容を十分に理解した上で志望の確認を行うこととしている。第 1 次選抜として、A4 版 7 枚ないし 9 枚（8000～10000 字程度）の小論文（リサーチ・ペーパー）を作成、提出させ、適性試験成績および提出書類の内容を総合的に判定する書類審査を行い、その合格者に、第 2 次選抜として面接試験を実施して、その結果を含めた総合的な判定により合否を決定している。面接試験の時間は 1 人あたり 30 分と長く設定し、他は、一般選抜と同様の趣旨・形式であり、その情報も予め受験者に通知している。

(3) 学生受入方針、選抜基準、選抜手続内容の公開方法および時期

選抜試験に関する上記の情報は、その確定版を『入学者選抜要項』によって公表している。その配布時期は、一般選抜用が5月中旬、特別選抜用が6月初旬であり、受験予定者が出願時までには十分な時間的余裕を持てるように配慮されている（一般選抜で約2カ月、特別選抜で約4カ月）。それ以前にあっても、各種説明会会場や申込によって配布されるガイドブックに概要を掲載し、ホームページ上でも公開している。また、次年度の選抜試験の方式・内容が前年度のものとは異なることになった場合には、逐次、速やかにホームページ上で公表している。

公開の方法・時期は以下の一覧表の通りである。

選抜年度	対象	配布方法	配布日		
			2008 年度	2009 年度	2010 年度
ガイドブック	受験希望者、その他（高校生、高校教員、学部学生、学部生の父母等）	説明会、郵送、中央大学各キャンパス	2007年 4月16日	2008年 4月15日	2009年 4月15日
選抜要項（一般）	受験希望者	説明会、郵送、中央大学各キャンパス	2007年 5月15日	2008年 5月15日	2009年 5月14日
選抜要項（特別）	受験希望者	説明会、郵送、中央大学各キャンパス	2007年 6月1日	2008年 6月2日	2009年 6月1日

2. 点検・評価

上記の受入方針は、幅広い志願者の基礎的学修能力を重視しつつも、各自の意欲と個別的な長所にも十分な配慮を加えるという点で、本学の方針を志願者に明確に伝えるものと考えられる。また、幅広い活動領域を想定し6つの理念型をも

って提示された、リーガル・ジェネラリストおよびリーガル・スペシャリストの養成に貢献しようとする本学の教育目標に適合したものである。

特別選抜に関していえば、学部3年在学段階の年齢で法曹としての職業選択をすることになり、時として熟慮を欠いた志望決定となるおそれがあるが、これに対しては、上記事前来訪時の質問・説明等の対応によって、より冷静な判断を行う機会が提供されることになり、志願者の特性に応じた手続きとなっているといえる。現に、事前に来訪しながら出願しない者もいる。このような機能も併せ持つ特別選抜は、AO入試のより望ましい形を追求するものであって、選抜方法の多様化に資するものとして位置づけられる。なお、この方式による入学者の学修成績は良好であり、特別選抜は所期の成果を挙げているものと考えられる。

以上のような選抜基準・手続は本学の入学者選抜基本方針と整合している。また、基準設定も、志願者の出身校や専門分野と関連することのない中立的なものとなっており、公平さ、公正さに欠ける問題点は見いだされない。

受入方針、選抜基準、選抜手続の内容は、『入学者選抜要項』を中心とした印刷物に明確に記載し、志願者に十分な考慮期間が与えられる時期に配布している。さらに、過年度の手続等に変更がある場合には、『入学者選抜要項』の配布前であっても、機関決定の後速やかにホームページに掲載して周知を図っている。

3. 改善計画

2011年度入試から、既修者試験における面接試験を廃止することが決定されている。その理由は、法律科目試験のような選抜基準を持たない未修者選抜における判定をより入念に行うために、未修者試験における面接試験の時間をこれまでより長くし、さらに志望者調書（ステートメント）を記載内容・分量を一層充実させるという変更を行うことに伴い、人的資源の調整が必要になったことにある。なお、面接試験を廃止することによるマイナスは、志願者調書の充実を既修者試験においても行うことによって十分補うことができると考えている。

2-1-2 入学者選抜の実施

1. 現状

入学者選抜は、定められた入学者選抜基準・選抜手続に従って実施されており、選抜の公正さ・公平さに疑問が提起される事態（投書やクレーム）は、これまで生じていない。

なお、過去3回分の、本法科大学院の入学者選抜の概要は、下表のとおりである。志願者数は、2004年度以来全国最多を続けており、本法科大学院の求める人材を確保するのに十分な母数である。また、第1次選抜の合格者も、第2次選抜が有効となりうるだけの人数が確保されている。

中央大学法科大学院 入学者選抜の推移

年 度	2008				2009				2010			
	一般入学者選抜			特別入学者選抜	一般入学者選抜			特別入学者選抜	一般入学者選抜			特別入学者選抜
選 抜 形 態	既修者	未修者	計	法学未修者	既修者	未修者	計	法学未修者	既修者	未修者	計	法学未修者
募 集 コー ス				法学未修者				法学未修者				法学未修者
募 集 人 員	200	90	290	若干名	200	90	290	若干名	200	90	290	若干名
出 願 者 数	1,954	1,400	3,354	19	1,695	1,032	2,727	16	1,648	856	2,504	15
第1次選抜合格者数	594	252	846	19	579	249	828	14	558	231	789	10
最終合格者数	400	206	606	13	369	213	582	9	388	163	551	6
男 性	312	126	438	4	290	132	422	2	295	83	378	4
女 性	88	80	168	9	79	81	160	7	93	80	173	2
適性試験平均点※注1	82.4点	88.0点	84.3点	-	71.4点	76.5点	73.3点	-	68.74点	71.07点	69.43点	-
平 均 年 令	25.2才	23.5才	24.61才	-	23.9才	23.5才	23.8才	-	23.23才	23.33才	23.26才	-
非 法 学 部 社会人の比率	25.8%	29.6%	27.1%	-	21.4%	34.7%	26.3%	-	18.0%	33.7%	22.7%	-

※注1：（財）日弁連法務研究財団の適性試験の得点については、同財団が提供する対応付け表に基づいて、（独）大学入試センターの点数に換算して掲載しています。

※注2：特別入学者選抜は、2005年度から実施しています。

2. 点検・評価

入学者選抜は、選抜基準・手続の規定に従い、公平かつ公正に実施されたと考えている。

付言すれば、筆答試験および面接試験の評価は、客観性と公平・公正さを担保するために、それぞれ必ず複数の教員が担当する体制をとっている。加えて、面接委員の配置に関しては、学部のゼミナールで指導した学生の面接担当を回避するなど、公正さに疑念を生じないような措置をとっている。さらに、面接試験の

主観的要素に配慮して、面接委員が消極的な評価をなす場合には、必ずその理由を採点表に記入することとし、事後的な点検が可能となるように配慮している。

ちなみに、中央大学出身者が入学者全体に占める割合は、過去3年間において約3割で推移しており、入学者が自校出身者に偏っているようなことはない。

なお、正規合格者の決定と同時に追加合格候補者の決定も行い、該当者にその旨通知している。その通知では、順位付けがゾーンで示されており、候補者が自己の位置を知ることができるよう配慮されている。

3. 改善計画

一般選抜の面接試験に関して、法曹となる意欲や資質、コミュニケーション能力の判定により一層適した実施方法のあり方を検討している。

2-2-1 既修者選抜基準等の規定・公開

1. 現状

「中央大学専門職大学院学則」第75条および第76条により、本学の法学既修者試験に合格した者は、本法科大学院における1年次配当の法律基本科目30単位を履修免除され、2年次配当の授業科目から履修することができる。履修免除される科目は、公法系として「人権の司法的救済（3単位）」「行政活動の法的統制（2単位）」、刑事法系として「刑法（3単位）」「刑事訴訟法（3単位）」および民事法系として「民法（Ⅰ～Ⅳ計12単位）」「商法（Ⅰ・Ⅱ計4単位）」「民事訴訟法（3単位）」である。

したがって選抜試験においては、これらの法律科目について1年次の学修を終えた者と同等以上の法律学の知識・学力を有することの判定が行われなければならない。この条件を満たすために、法学既修入学者の筆答試験では、短答式試験として、憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法および刑事訴訟法の7科目（各30点）を、論述式試験として、憲法、民法、刑法ならびに商法の4科目（各60点）を課している。この科目構成は、上記の1年次生の法律基本科目のカリキュラムに対応している。

試験時間は、短答式試験①（憲法・行政法・刑法・刑事訴訟法）120分、短答式試験②（民法・商法・民事訴訟法）90分、論述式試験①（憲法・刑法）120分、論述式試験②（民法・商法）120分としている。

問題作成にあたっては、1年次における当該科目の教育内容・水準に合わせた出題となるような配慮をなしている。さらに、個々の科目についても既修者認定にふさわしいかどうかを判定する必要があることから、法律科目の総合点が合格ラインに達していたとしても、1科目でも最低基準点（科目により異なる）を下回った場合には、第1次選抜の段階で不合格としている。この措置は、短答式試験、論述式試験の双方についてとられている。

以上の法学既修者判定試験の趣旨および、上記の選抜方法については、「入学者選抜要項【一般入学者選抜】」3頁（注2）に以下のように明記されている。

「法律科目試験は入学者選抜であると同時に、1年次の法律基本科目（30単位）の履修を一括免除するための既修者判定試験であるため、1科目でも

成績が極端に悪い場合には、既修者との判定に至らず、不合格となる場合があります。」

また、過去の出題は、ホームページ上で公開されている。

なお、既修者選抜や既修単位認定について、入学希望者や学生から意見を聴取したことはない。

2. 点検・評価

これまで、既修者選抜基準等の規定およびその公開について特段の問題はないものと考えて来たが、2008年度の日弁連法務財団による認証評価において、既修者認定のうち、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目において短答式試験のみによって既修者としての能力を判定しているのは不十分ではないかとの指摘を受けた。この指摘について様々な視点から検討を重ね、以下のような改善計画を決定した。

3. 改善計画

日弁連法務財団による認証評価で示された上記の指摘に応えるとともに、以前から上記3科目を担当する教員から出されていた要望にも応えるために、2011年度入試（2010年度に実施）から、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目にも論述式試験を導入することを決定した。この変更により、この3科目の出題に加えて従来の短答式試験の出題を継続することは本学の人的構成に照らして非常に困難であるので、独自の短答式試験を廃止し、日弁連法務財団既修者試験をこれに代えることとした。

具体的には、論述式試験については、憲法、刑法、民法、商法の4科目は、1科目120点1科目あたりの試験時間60分、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目は、1科目80点、1科目あたりの試験時間40分となる。なお、日弁連法務財団既修者試験については、上記7科目全てを課し、各科目40点満点で、論述式試験の点数と合計して、法律科目試験の総合点を算出する。

なお、この変更については、決定後直ちにホームページ上で告知し、あわせて、新たに論述式試験を採用する3科目のサンプル問題を公表することにより、受験予定者の準備に支障を生じないよう配慮した。

2-2-2 既修者選抜の実施

1. 現状

	2007年度		2008年度		2009年度	
	入学者数	うち法学 既修者数	入学者数	うち法学 既修者数	入学者数	うち法学 既修者数
学生数	276名	197名	321名	217名	291名	195名
学生数に 対する割合	100%	74.1%	100%	67.6%	100%	67.0%

既修者認定・既修単位認定は、定められた選抜・認定の基準・手続（上記2-1参照）に従って実施されている。

既修者選抜・既修単位認定の公正さ・公平さに疑問を提起される事態（投書や口頭でのクレーム）は、これまで生じていない。

2. 点検・評価

既修者選抜・既修単位認定は、選抜・認定の基準・手続の規定に従い、かつ公平・公正に実施されているものと考えている。

3. 改善計画

原則的には従来どおりで差し支えないと判断しているが、入学後の学修成果との相関などを検討の上、より精度の高い判定試験とするよう努めたい。なお、既修者判定のあり方の改善については、前項目2および3を参照されたい。

2-3-1 入学者の多様性の確保

1. 現状

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者 を除く)	実務等経験者又 は他学部出身者
入学者数 2009年度	291名	41名	50名	91名
合計に対する 割合	100.0%	14.1%	17.2%	31.3%
入学者数 2008年度	321名	50名	51名	101名
合計に対する 割合	100.0%	15.6%	15.9%	31.5%
入学者数 2007年度	276名	65名	43名	108名
合計に対する 割合	100.0%	23.6%	15.6%	39.1%
3年間の入学 者数	888名	156名	144名	300名
3年間の合計 に対する割合	100.0%	17.6%	16.2%	33.8%

「他学部出身者」の定義では、カリキュラムにおいて法律学の履修を主とする（おおむね法律科目が50%以上の）課程以外の出身者という実質的基準を採用している。これにより、本学法学部を例にとれば、政治学科の出身者は、他学部出身者とされるが、国際企業関係法学科の出身者の場合は法学部出身者として扱われる。

「実務等経験者」（いわゆる社会人）の定義については、まず、法科大学院入学時点において大学（学部）卒業後少なくとも3年が経過していることを条件としている。この3年は、法科大学院における学修や法曹としての活動に生かされる専門知識や社会的経験を獲得するために最低でも必要と考えられる期間として設定されている。したがって、卒業後3年を経過していても、その期間中社会的活動に従事せず、国家試験や各種資格試験の受験勉強に専念していた者は除かれている。他方において、実務等経験は必ずしも就業体験に限られず、主婦、ボラン

ティア、非正規雇用者なども含むものと定義されている。法科大学院入学者選抜において重視される専門的知識や社会的問題意識は、幅広い社会的活動や実生活における体験によって培われるものと考えられるからである。

上記の定義は『募集要項』9頁に明記されており、これに該当する志願者は、志願者調書において自己の分類を記号で示すことになっている。さらに、実際の選抜段階において、「実務等経験」の具体的な内容が検討されている。

これらにより、本法科大学院の入学者に占める「他学部出身または社会人」の割合は、開設年度である2004年度以降2009年度に至るまで、毎年3割以上が確保されており、直近3年間の平均値も33.8%に達している。

2. 点検・評価

「他学部出身者」「実務等経験者」の定義については、特に問題はないと考えている。

3. 改善計画

「他学部出身者」「実務等経験者」の構成割合は求められる基準を満たしているが、年度により変動も見られることから、今後とも、多様性・開放性を確保する入学者選抜に努めていきたい。具体的には、2011年度入試から、入学者選抜要項に、合格者の一定割合について、特に優れた外国語運用能力を総合評価の中で重視すること、および、未修者の一般入学者選抜においては、他学部出身者または社会人を一定程度優先的に合格させることがあるとの新たな方針を立て、受験生に周知している。

第3分野 教育体制

3-1-1 専任教員の数

1. 現状

(1) 教員割合

本法科大学院の収容定員（学生数）900名に対して、専任教員の総数は67名である。

(2) 教員適格性

本法科大学院の設置当時に着任した専任教員にあつては、学内の任用基準²³に照らし、十分な業績（研究業績または実務上の実績）および教育能力を有するかどうかを慎重に審査し、さらに、いわゆる設置基準（専門職大学院設置基準[平成15年文部科学省令第16号]）に基づく教員審査を経て、文部科学省大学設置・学校法人審議会より「可」の判定を得た者を専任教員として配置した。

設置後の専任教員の採用にあつては、学内の任用基準に基づき行われている。また、本法科大学院の自己点検評価報告書作成の際、各教員の教育・研究に関する「教育研究活動年次報告（教員別教育研究活動報告）」（以下、「教員別報告」という。）が作成されている。

2. 点検・評価

本法科大学院の学生の収容定員数が900名であるのに対し、専任教員の総数は67名であることから、専任教員1人当たりの学生数は13.4人となる。これにより、評価基準の専任教員が12名以上、学生・教員比（学生15人あたり教員1人）を十分満たす水準にある。各専任教員の適格性は、採用時の厳正な審査によって担保されているとともに、毎年各自の「教員別報告」の作成を通じて確認されている。

3. 改善計画

現在のところ、特段の改善の必要性は認められない。

²³ 資料4 中央大学法科大学院内規集5、6、7「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進等に関する内規、基準、手続要領」

3-1-2 専任教員の必要数

1. 現状

(1) 専任教員の必要数

本法科大学院の法律基本科目の分野ごとの必要専任教員数および実員数は、2009年5月1日現在、以下のとおりである。

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要 教員数	4		4	2	2	4	
実員数	4	2	10	6	5	5	5

(2) 科目適合性

対象の専任教員の科目適合性については、本法科大学院の設置当時からの専任教員および設置後に任用された専任教員のいずれにおいても、研究業績または実務上の実績および教育経験と教育能力を厳格に審査している。また、各教員の教育・研究に関する「教員別報告」が作成されている。

2. 点検・評価

上記表にあるとおり、各分野の専任教員数は基準の必要数を充足している。科目適合性についても、特に問題はないものと思われる。

3. 改善計画

現在のところ、特段の改善の必要性は認められない。

3-1-3 実務家教員の割合

1. 現状

本法科大学院の専任教員数は、67名（内19名が5年以上の実務経験を有する実務家教員）である。

なお、本法科大学院では、実務家教員の採用に際し、実務経験年数・手がけた案件の内容・公刊論文等の要素を慎重に判断して実務上の能力を厳格に審査している²⁴。

2. 点検・評価

専任教員に占める5年以上の実務経験を有する実務家教員の割合は、28.4%であり、評価基準の2割を超えている。実務家教員に適格性についても問題ないものと思われる。

3. 改善計画

現在のところ、特段の改善の必要性は認められないが、実務家教員は、「特任教員」または「みなし専任教員」として着任することが多いため、任期終了に伴う再任または後任人事においても現在の充実した実務家教員体制を維持するよう、人事計画を遂行する予定である。

²⁴ 資料4 中央大学法科大学院内規集6「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」

3-1-4 教授の比率

1. 現状

2009年5月1日現在の専任教員全員の数と、その内の教授の数は以下のとおりである。

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	65名	2名	67名	18名	1名	19名
計に対する割合	97.0%	3.0%	100%	94.7%	5.3%	100%

※上表には特任教員を含む。

教授は、任用基準²⁵に定められた資格要件、認定手続に基づいて採用されたものである。また、前述のとおり、定期的に各教員の教育・研究に関する「教員別報告」が作成されている。

2. 点検・評価

本法科大学院における教授の数は、専任教員全体の97.0%を占めており、評価基準を満たしている。また、教授の適格性についても問題ないと思われる。

3. 改善計画

現在のところ、特段の改善の必要性は認められない。

²⁵ 資料4 中央大学法科大学院内規集6「中央大学法科大学院専任教員の任用及び昇進に関する基準」

3-1-5 教員の年齢構成

1. 現状

本法科大学院専任教員における2009年5月1日時点での年齢構成は、以下のとおりである。

		40歳以下	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71歳以上	計
専任教員	研究者教員	1名	8名	26名	13名	0名	48名
		2.1%	16.7%	54.2%	27.1%	0%	100.0%
	実務家教員	1名	4名	12名	2名	0名	19名
		5.3%	21.1%	63.2%	10.5%	0%	100.0%
合計		2名	12名	38名	15名	0名	67名
		3.0%	17.9%	56.7%	22.4%	0%	100.0%

2. 点検・評価

本法科大学院の設置当初において年齢構成を配慮した教員体制がとられ、その後も、70歳定年制と年齢構成を配慮した教員採用により、低年齢層や高年齢層に過度に偏ってはいない。上記の表からも明らかなように、とくに40歳以下の教員3.0%、41歳～50歳の教員17.9%であり、教員の多様性や教員・研究水準の維持発展の観点からして、教員の年齢構成は、バランスがとれたものとなっている。

3. 改善計画

本法科大学院では、2009年度より助教の募集を開始し、若手教員の育成に乗り出すこととなった。今後、助教の採用により、教員の年齢構成の若返りが期待される。また、これまでと同様、新規採用人事の際にも、教員の年齢構成に配慮していく予定である。

3-1-6 教員のジェンダー構成

1. 現状

本法科大学院の専任教員、兼任・非常勤教員それぞれについて、2009年5月1日現在の男女別の人数は以下のとおりである。

性別	専任教員		兼任・非常勤教員		計
	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男	47名	19名	17名	48名	131名
	97.9%	100.0%	94.4%	87.3%	93.6%
女	1名	0名	1名	7名	9名
	2.1%	0.0%	5.6%	12.7%	6.4%
全体における 女性の割合	1.5%		11.0%		6.4%

2. 点検・評価

現在、女性専任教員は1名であり、結果的には、必ずしもジェンダー構成に配慮がなされているとはいえない。だが、非常勤教員の採用等において、女性教員を積極的に採用する努力をしている。また、実務講師は20.0%が女性である。

3. 改善計画

今後も、本人の諸事情に併せた任用形態（特任教員、非常勤教員等）を整備しつつ、女性教員の採用に努める予定である。

3-2-1 担当授業時間数

1. 現状

本法科大学院に所属する専任教員が担当する授業時間数は、以下のとおりである²⁶。

【2009年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	28.92	10.93	5.80	16.00		50分=1コマ
最短	0.00	5.26	3.00	16.00		90分=2コマ
平均	11.87	7.42	3.67	16.00		

【2009年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最長	22.40	12.00	5.80	17.00		50分=1コマ
最短	0.00	5.00	3.00	17.00		90分=2コマ
平均	11.42	7.13	4.03	17.00		

- [注] 1 教員が中央大学において担当する週当たりの最長、最短および総平均授業時間（コマ数）を記載した。
 2 兼任教員については、本法科大学院において法律基本科目を担当している者のみ記載した。
 3 本学では法科大学院の授業は1コマ=50分、法科大学院以外の授業は1コマ=90分のため、50分授業を1コマ、90分授業を2コマとして計算した。
 4 半期のみ担当した場合、並びに在外研究および特別研究期間制度を使用した場合、最短コマ数を0.00と表記した。

十分な授業準備の時間がとれるよう、授業時間のみでなく、委員会の負担が過重にならないよう工夫がなされている²⁷。また、各種の委員会にあって、メーリングリストを活用して、日頃から意見交換を行う等によって、会議を効率的に進

²⁶ 事務課保管資料 3-1 教員担当コマ数一覧

²⁷ 前掲・事務課保管資料 1-13 各種委員会名簿

めることができるよう努めている。さらには、他大学の出講、審議会委員等の社会的活動についても研究科長に届け出ることとして、その負担が過重になっていないかを研究科長が検証できるようにしている。

2. 点検・評価

法科大学院における授業運営には入念な授業準備が求められるが、本法科大学院の専任教員が担当する授業時間数は、上記表からすると、授業準備等を十分に行うことができる程度であると考えられる。しかし、担当授業時間数だけでは、授業準備時間が確保されているか否かを判断することは難しい。教員は、授業以外にも、学生指導や組織運営業務、入試業務、文科省対応、認証評価等対応等の法科大学院の運営に多大の時間を割かざるをえない。優秀な人材を教員として確保する際、そのような教員が現実に審議会委員等の社会的活動を務めていることも多い。これらにつき、上記のように、それなりの対処がなされているが、授業時間数についても、さらに改善の余地がある。

3. 改善計画

今後も、引き続き、併任教員制度の早期解消を進めるとともに、学部や既存大学院研究科の授業担当の兼務による負担の軽減を図り、加えて、大規模な法科大学院の組織運営に必要な教務事務作業スタッフとして、引き続き、優秀な事務職員の確保と増員に努める予定である。

3-2-2 教育支援体制

1. 現状

(1) 人的な支援体制

授業を補助する者の数、および事務スタッフの数は、以下のとおりである。

教員総数	職員総数	実務講師の総数
144名	25名	54名
専任67名、 その他77名	専任8名、派遣7名、 パートタイム 9名	

(2009年5月1日現在)

ア 教育研究支援室

本法科大学院においては、教員の授業、授業準備等を支援する仕組み・体制として、本法科大学院独自の「教育研究支援室」が設置され、法科大学院の教育課程の実態に即して整備され、有効に活用されている。同支援室を通じて提供されている主な教育支援サービスは以下のとおりである。

- ① 教材作成補助（授業用資料の検索収集・編集作業補助）
- ② 電子資料(データベース)の利用提供・代行検索
- ③ 後述の「CLS 教務システム」利用方法に関するサポート

これらのサービスには、専任職員、派遣職員およびパートタイム職員が、開室時間中（月曜日から金曜日 9:30-20:00 土曜日 9:30-15:30。夏期休暇期間は短縮）に、2名ないし3名の勤務体制を敷いて従事している。

イ 実務講師制度による教育補助

本法科大学院では、原則として弁護士業務経験 5 年以内の弁護士を多数（2009 年度では 60 名）、補助教員（実務講師）として採用し、実務実践教育の補助をはじめ、学生の学修方法に関する質問や、授業の予習と復習をフォローアップする学修相談の業務に従事している。

ウ オフィスアワーの受け付け

オフィスアワーは、教員の研究時間への配慮から、原則として予約制である。学生からのオフィスアワーの申込みは「受付」の職員が受け取り、教員に連絡

している。

(2) 施設・設備面での体制

ア C L S 教務システム

本法科大学院の授業運営と教務事務一般をカバーして、教職員間および教員・学生間の双方向のコミュニケーション・ツールとして、インターネット環境を活用したオンラインによる「C L S 教務システム」が稼働している。

C L S 教務システムによって、教員は、授業で使用するレジュメ・メモや資料等の学生への配布、レポート課題の送付、レポートの受け取り、小テスト、学生への連絡、質疑応答なども可能となっている。

イ 図書室等

本法科大学院が所在する市ヶ谷キャンパスには独自の図書室が設置され、教員が教育に必要な図書、雑誌を利用することができ、教育研究支援室でも、教育・研究用共用資料（日本比較法研究所が所員の利用のために購入して配架）の閲覧が可能となっている。判例データベース、現行法規等は、自宅からでもアクセスすることができる。

ウ 研究室におけるオフィスアワー

各教員には1人1室の研究室が用意され（その状況は後述）、週最低1時間程度、研究室にて、オフィスアワーを設定することが義務づけられている。原則的には事前申込み制であるが、制度の枠組みを超えた教員研究室への学生の訪問が頻繁に行われている。

エ その他

教材印刷室、教員専用コピー室、教員研究室フロアにおける教員優先コピー機（2台）、共同研究室が設置されている。

2. 点検・評価

本法科大学院における教育研究支援体制は、かなり充実しており、法科大学院の教育課程を実践する上で十分な整備がなされている。だが、一般的な授業科目運営補助のための教育研究補助体制は、さらに改善の余地がある。

3. 改善計画

実務講師制度の充実に加えて、一般的な授業科目運営補助のための教育研究補助体制（従来でいう TA 制度、助手・副手制度等）の具体的構築が今後の課題である。

3-2-3 研究支援体制

1. 現状

(1) 人的な支援体制

教育研究支援室が、教育支援とともに、電子資料(データベース)の利用提供・代行検索、研究費関連業務、専門図書の選書補助等、各種研究支援サービスを提供している。また、システム管理室が、IT系の利用支援および情報機器の維持・管理を行っている。

(2) 経済的な支援体制

基礎研究費として、専任教員(任期を定めて採用された教員を除く)に対して、個人で行う学術研究を助成する目的で年額42万円(着任時のみ57万円)が支給される²⁸。また研究用コピーとして1人あたり、年間2000枚のコピーが可能である。その他、学内に各種の研究支援制度が用意されている(10-2参照)。

(3) 施設・設備面での体制

ア 研究室の状況

各専任教員には、1人1室の研究室が用意されている(ただし、併任教員については、多摩等で研究室を持っている者に限り、2人1室)。

イ 図書室

Westlaw、LexisNexis、Hein-On-Line等のオンライン・データベースを図書室内のPCおよび研究室のPC、種類によっては自宅からでもアクセスできる。研究活動を行うのに十分な蔵書ではないため、多摩の図書館からの取寄せ制度があり、自宅からも申請できることから、研究に必ずしも支障は生じていない。

(4) 研究休暇制度の有無・内容・利用状況

2007年から在外研究制度と特別研究期間制度の運用が開始されており、(4-1-1の1(4)参照)、2009年度の実績は在外研究制度(半年間)を1名、特別研究期間制度(1年間)を1名、同(半年間)を2名が利用した。

²⁸ 別資料「2007研究助成ガイド(専任教員用)」

(5) 法科大学院の紀要

本法科大学院専任教員の研究成果を公表する主たる機会として、機関誌『中央ロー・ジャーナル』が年4回刊行されている。(10-2の1(1)参照)

2. 点検・評価

以上からすれば、教員の研究活動を支援するための制度・環境は、基本的には、充実しているといえよう。しかし、研究室のスペースは狭く、教員の研究活動をサポートする人的体制については、改善の余地がある。

3. 改善計画

研究室のスペースの拡大は、新キャンパス整備が計画されており、そのなかで実現が計画されている。

それまでの過渡的措置として、2009年3月、学外ビルの2フロアを研究室別棟として借り受け、11人の専任教員が研究室を移転した。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1-1 FD活動

1. 現状

(1) 取り組みの体制と規則の整備

教授会のもとにFD（Faculty Development:組織的な教育の改善・向上）活動を企画推進・管理統括する委員会として、専任教員によって「FD委員会」を組織するとともに、教育研究活動を支援するため、「教育研究支援室」を設置して、教育内容・教育方法の向上と改善を図る体制を整備している。

FD委員会は、研究科長補佐1名を委員長とし、法科大学院専任教員である委員をもって構成されている（2009年4月現在では、実務家教員を含み、各授業科目担当分野にわたる専任教員11名が委員を務めている）。

教授会およびFD委員会が「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ」をはじめとする下記の申し合わせ事項等²⁹を作成し、これに基づいて、法科大学院教育課程の趣旨にそった授業運営の実施に努めている。なお、本年度の第三者評価の経験を踏まえ、「授業及び成績評価に関する資料の保存に関する申し合わせ」を改正し、授業担当者ごとに保存管理されていた資料を一元的に保存管理する体制を構築することとした。

●FD活動に関する申し合わせ等

法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ
別添1 オフィス・アワーの運営に関する申し合わせ
別添2 C L S教務システムの活用に関する申し合わせ
別添3 授業及び成績評価に関する資料の保存に関する申し合わせ
別添4 FD活動の充実に関する申し合わせ
オフィスアワー制度の運用改善のための申し合わせ
クラスアドバイザー制度の充実及び運用改善のための申し合わせ
法科大学院学生行為準則

²⁹ 事務課保管資料4-1「法科大学院の授業運営・試験方法等のあり方に関する申し合わせ等」

F D活動は「教育研究支援室」³⁰を拠点とし、オンラインで授業計画、課題作成・採点、学生への連絡、学生アンケートの実施・集計等ができる「C L S教務システム」を開発・運用³¹して、法科大学院の教育研究全般にわたる活動の支援を積極的に行っている。

(2) 取り組みの主な内容

前記の申し合わせのもとに、F D委員会の企画により、下記の各取り組みを実践し、教育の改善と工夫に努めている。

- 1) 学生の授業評価アンケート等の実施・集計と活用（詳細後掲4-1-2参照）。
- 2) F D活動計画の立案と通知、各種研修企画の実施（外部企画への参画と協力を含む）、各教員への案内と参加支援。2004年4月から2010年3月末まで、F D委員会は合計47回が開催されている³²。
- 3) 「F D研究集会（全教員参加のF Dシンポジウム・討論会）」、法科大学院教育に関する「C L Sシンポジウム」の開催。2004年4月から2010年3月末まで、F D研究集会は毎期末等に計13回、法科大学院教育に関する「C L Sシンポジウム」は毎年度末に計5回が開催されている³³。最近のF D研究集会では、他大学教員を招いて法科大学院教育の実情を分析したり、本学の修了生を新司法試験受験後や司法修習修了後に招いて法科大学院教育の成果の検証を行ったりしている。また、C L Sシンポジウムでは、海外のロースクールからゲストを招き、法曹養成教育のあり方を国際的観点から検討する企画、定年により退職する教員を報告者として研修を行うなど、多様な角度から組織的な教育力向上に資するよう努めている。さらに、2008年度からは各学期中に実施する短時間（1時間程度）のミニF D研究集会を実施する取り組みをはじめた。
- 4) 教員の相互授業参観の実施と報告書の作成³⁴。2007年度には、録画可能な授業をすべて収録し、オンデマンド再生またはディスク貸出により授業参観

³⁰ 事務課保管資料4-2「教育研究支援室について（ご案内）」

³¹ 前掲・事務課保管資料「C L S教務システムについて」1-11、1-12を参照。

³² 事務課保管資料4-3「中央大学法科大学院F D委員会等の開催状況等」

³³ 資料12「F D研究集会内容一覧」および関連資料、資料12「C L Sシンポジウム内容一覧」および関連資料、参照。

³⁴ 資料12「授業参観報告」参照。

の機会を確保し、それらの参観報告も含めて報告書をまとめ、情報の共有を図る企画として実施したほか、FD研究集会での集合研修の素材としても活用した。なお、2008年度後期までに、ほぼ全専任教員が授業を参観し、また参観を受け、授業参観を契機とする授業改善については一定の成果を挙げつつあると考えられることから、2009年度以降の授業参観のありかたについて検討を行った結果、2009年度については、(a)授業を参観することを推奨し、特に新任教員は最低1つ以上の他の教員の授業を参観することを義務とすること、(b)授業参観の希望があればこれを受け入れることを義務とすること、の2点を確認し、さらに2010年度からのあり方については、再度検討することとした。

- 5) 「FD活動報告書」の作成と公表³⁵。主要なFD活動については、教員の参加率を高める努力を重ねているほか、できる限り活動報告書を作成して、これにより活動成果の共有に努めている。
- 6) クラス・アドバイザーを中心としたクラスや学年単位による教職員と学生との懇談会（クラス・ミーティング）の実施³⁶。
- 7) その他、授業担当科目毎のFD活動³⁷、実務講師会議の開催他。最近では、ティーチングアシスタントの役割を果たしている実務講師と科目担当教員との協調・協同を進め、授業運営と学修支援の工夫が相乗効果を上げる努力を重ねている。

(3) 教員研修の内容

研究者教員・実務家教員に共通した研修として、教員の相互授業参観研修の実施と報告書の作成、教育研究支援室によるCLS教務システム運用の講習会の実施、教材作成の補助、FD研究集会等の開催、新任時のFD説明会・懇談会の開催等を企画・実施している。なお、研究用の学会出張等の予算のほかFD活動の出張予算を確保して、各種催しに教員が参加できるようにし、参加した教員から報告された内容を他の教員も共有することができるよう工夫している（参加報告書の提出・回覧、資料の閲覧、FD研究集会での紹介等）。また、最近では、海外

³⁵ 資料12「中央大学法科大学院FD活動報告書」各号を参照。

³⁶ 資料1 中央大学法科大学院GUIDE BOOK 2010 31頁、資料16「オリエンテーションスケジュール」参照。

³⁷ 資料14「中央大学法科大学院FD活動報告書（科目別FD活動の現況）」参照。

の法科大学院との交流の機会に、法科大学院教育の視察・調査、関係者との懇談が行われており、それを個人の成果だけにとどめず、組織的な取り組みとして報告・紹介している³⁸。

実務家教員の教育研修としては、前掲の相互授業参観、後掲のFD研究集会等により、各学年次や各授業科目群の特質に応じた授業運営のための研修を実施するとともに、教育研究支援室による教材作成支援等を通じて、実務家教員の教育研修の実をあげている。

研究者教員の実務研修・他職経験として、法科大学院開設を機会に許容された専任教員の弁護士登録により登録先弁護士会における新規登録弁護士研修に参加して法廷活動をはじめ法曹としての実践的活動を経験すること、実務家教員の担当するリーガル・クリニック等の臨床型実務教育に参加すること、チーム・ティーチングによる授業運営により実務家教員と相談・懇談すること、司法研修所での司法修習参観・受講等を通じて、実務と理論の架橋を図るための研修を進めている³⁹。

(4) 国際交流その他の研修

教員の研究専念期間等と関連する制度については、全学的に実施されている「在外研究制度」および「特別研究期間制度」を法務研究科の実情にあわせて再設計し、関係規定を整備し（2006年5月の教授会）⁴⁰、2007年度より実施している。これにより、従来原則1年を単位としていた在外研究期間および特別研究期間が半年を単位としても利用できるようになり、授業展開との兼ね合いで利用が困難であった教員が利用しやすくなると共に、利用者数の増加も期待されている。

その他、学内の既存の国際交流の機会、法科大学院GPによる国際教育の実践や他大学との交流・意見交換等を通じた教員研修を実施している⁴¹。特に本年度は、いわゆる新GPを共同申請し採択された琉球大学及び明治大学法科大学院と教導して新GP運営委員会を構成し、複数回にわたって会合を開き、また数多く

³⁸ 事務課保管資料4-4「学外におけるFD活動の報告例」

³⁹ 資料4 中央大学法科大学院内規集9「法科大学院における専任教員の弁護士兼職に関する内規」

⁴⁰ 資料4 中央大学法科大学院内規集16「中央大学法務研究科教員の在外研究に関する内規」および17「中央大学法務研究科教員の特別研究期間に関する内規」

⁴¹ 事務課保管資料4-5「平成19・20年度法科大学院等専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラムの申請結果について」

の海外研修プログラムを共同実施したことから、その中での教員研修が活発に行われた。

(5) 研究・研修の成果の公表

既存の法学部に所属する専任教員については、中央大学法学会が組織され、公法研究会、刑事法研究会、民法研究会等の研究会が開催され、それぞれの研究成果が「法学新報」を通じて公表されており、また、日本比較法研究所においては、各種の共同研究グループが研究活動を展開して、それぞれの活動成果が「比較法雑誌」を通じて公表されており、さらに、中央大学出版部により、研究叢書等の刊行が盛んに行われているところである。法科大学院教員も、これら既存の制度を利用することができるほか、法科大学院教員による研究会および研究成果の公表の機会の一環として、中央大学法科大学院独自の研究誌『中央ロー・ジャーナル』の編集と刊行を実施している（10-2（1）参照）。なお、『中央ロー・ジャーナル』においては、実務教育科目の授業実践研究シリーズが掲載され、FD活動の成果を全国に伝えている。また、新GPの成果のうち、グローバル法曹養成教育にかかるものは、その報告書としてまとめられている。

(6) その他

大規模校であるゆえに、同一科目につき複数のクラスを設置して運営することになるが、その場合に、クラス毎の教員に授業運営や試験方法の決定を委ねてしまうのではなく、クラス間での授業運営や成績評価に差異が生じることなどを防ぐため、法律基本科目では、同一シラバスのもとに、教材の検討を随時行いながら、試験問題の統一を実現している。また、科目によっては、答案を複数の教員が採点して成績評価を協議する場合もある。このように、同一科目担当の複数の教員がいる利点を生かし、授業運営に関する担当教員間の協議が行われることが、特別の企画を設けてFD活動を展開することと並んで、より実践的なFD活動となっている。

また、教育研究支援室は使用教材や配布物の保管・閲覧、レポート実施時期の公表と調整など、教育・研究支援に重要な役割を果たしている。

2. 点検・評価

教育の質の確保・向上に向けて研修や内部研鑽の取り組みが、教員個人レベル、

教育科目単位および組織全体において行われており、その成果の共有と総括を図るべく、各学期末にFD研究集会が開催されている。最近では、FD活動への参加を促し、研究者教員と実務家教員の協調・協同の機会をさらに増やす工夫として、授業内容をDVDに収録して視聴できるようにして授業参観報告を励行したり、FD研究集会の記録であるFD活動報告書を編纂したりするなど、FD活動への参加を促進する具体的な取り組みが進展している。

また、同一科目につき複数のクラスを設置している場合、担当教員間の密な協議が行われるようになってきており、このことは、クラス間での授業運営に差異が生じることなどを防ぐことのほか、統一教材作りや成績評価の協議を通じて、実践的なFD活動となっている。

なお、教育研究支援室による活動支援が充実しており、開設時には教育面での活用が重視されてきたが、最近では研究支援を含めた一層の展開がなされている。

その他、教員組織を余裕をもって構成している利点を活用し、在外研究制度および特別研究期間制度が法科大学院の教育課程にふさわしい形で整備・実施され、教員の教育研究能力の一層の向上とともにFD活動の充実が図られている。

ただし、個別のFD活動についてみると、参加者が固定しがちであり、また参加者数も停滞している等の問題も指摘される。これは、当研究科が極めて大規模であること、また、開設以来継続的にFD活動を積極的に展開し一定の成果を挙げていることから、個別の教員ごとのFDに対するニーズや意識に差が生じていることが一因となっていると考えられる。

3. 改善計画

FD活動の一層の充実に向けて、DVD視聴を含めた授業相互参観とその報告を励行し、また、FD活動に関する個人記録を教育研究活動報告書に併記するなど、FD活動への積極的参加を促す工夫をさらに進めたい。FD活動の個人記録は、本自己点検評価報告書に別添の個人調書の記載項目としている。

新カリキュラムの実効性を高めるべく、各種FD活動につき、さらなる高次の課題を設定して実施する。教員人事の推進や教材開発等と併せて、チーム・ティーチングの増強を行い、実務と理論の架橋を図る教育手法をさらに発展させる。その他、非常勤教員や実務講師のFD活動への参加を促進する。

また、授業参観については、これまでの取組によって一定の成果を挙げたことを踏まえ、より効果的な方法（たとえば、ベスト・ティチャー賞を受賞した教員に研究授業を依頼し、これに他の教員が参加するなど。）を検討・実施する。FD研究集会についても、2008年度から取組みをはじめたミニFD研究集会の活用方法について、これが2009年度においては必ずしも活発に利用されなかった一方で、FD研究集会との名称ではなく開催された会合で実質的にはFD研究集会としての機能を有していたもの（たとえば、アドバイザーボード・メンバーと紳士法試験合格者との懇談会、外部講師を招いた後の懇談会等）が数多く開催されていることを踏まえ、FD活動全体の枠組みを再検討する必要もあろう。

4-1-2 学生評価

1. 現状

(1) 学生からの評価の把握

学生評価の実施については、FD委員会が教務委員会（旧学修指導委員会）等と協議して、企画を立案・推進し、教育研究支援室が管理するオンライン教務・授業運営システム（CLS教務システム）を活用しつつ、無記名での学生アンケートを実施して、下記の各取組みを実践している。

1) 学期中間の授業に関する学生アンケートの実施

毎学期、数週間の授業が実施された時期に、各授業、各教員別に、学生アンケートをCLS教務システムを利用して実施している。無記名アンケートである。このアンケートは、現に進行中の授業を改善・微調整するための積極的意見を得ることを主たる目的としていることから、計数化された項目を設定せず、自由記述による任意回答を原則として実施している。

2) 学修環境等に関する学生アンケートの実施

従来、上記の中間アンケートの機会に、学修環境一般に関するアンケートを併行実施していたが、最近では、学修環境等に関する学生の意見や要望は、CLS教務システムを通じて随時提出できる方式に改め、月次集計している。

3) 学期末の授業評価アンケートの実施

原則として毎学期末に、各授業科目につき、各クラス別に、授業評価に関する学生アンケートを実施している。アンケートは、共通の質問項目と選択肢に基づき回答する部分と、自由に記述して回答する部分から成る。無記名アンケートである。このアンケートは、1) で実施するアンケートとは異なり、学生による授業評価として位置づけられており、具体的には次学期以降の授業改善の基礎資料を得ることを目的としていることから、選択肢に基づき回答する部分には、計数化された項目を含み、履修者全員から回答を得ることを目標としている。

多数の学生から多くの意見を徴する方法としてオンラインシステムは効率的であるが、反面、回収率が低下する傾向にあったことから、この学期末の授業評価アンケートに関しては、その選択回答部分については、最終授業時間に

紙ベースで実施する方法に改め、回収率を高めている。

●2009年度の授業評価アンケートの回収率（必修科目の平均）

前期中間	6.0%	前期期末	93.5%（紙ベースで実施）
後期中間	2.5%	後期期末	92.4%（紙ベースで実施）

（2）調査結果の活用

1）学期中間の授業に関する学生アンケートの活用

学期中間の学生アンケートは、実施後直ちに集計され、個別に授業担当教員に届けて、その学期の授業運営の参考に供している。各教員は、他の小テストやレポートの結果等と併せて、学修達成度や学生の意見・要望を把握し、現に進行中の授業運営の改善・充実に役立てている。なお、全結果につき研究科長・研究科長補佐が目を通し、緊急対応や全体的対応の必要がある場合は、FD委員会と教務委員会とも協議して具体的対応を図ることとしている。

なお、この中間アンケートの実施時期までに、前年度や前学期の期末アンケート結果に基づく教員の授業改善方針等が学内掲示されるので、学生は、その方針を見て、意見を述べる場合もあり、このことによって、授業改善の方針が翌学期に実施されているかどうか、学生の視点からも中間アンケートを通じてチェックされることになる。

2）学修環境等に関する学生アンケートの活用

授業のみならず学修環境全般（施設・設備・学修支援・事務体制等）に関する学生の意見や要望がC L S教務システムを通じて随時提出され、これらの声を項目別に月次集計して、関連部署に伝達して回答を求め、その内容を、学生自習室前掲示板に掲示して公表している。このアンケートに寄せられた意見と要望から、教室内の照明、自習室の空調、食堂等の改善が進んだほか、授業以外の学修支援に関する施策の立案と遂行に大いに役立っている。

3）学期末の授業評価アンケートの活用

学期末の授業評価アンケートは、実施後直ちに集計され、授業担当の各教員に個別に知らされるとともに、教員別または担当科目別に、アンケート結果に

対するコメントと授業改善方針等の回答を寄せてもらい、これらは、全教員および学生に開示される。また、学期末の授業評価アンケートの集計結果は、全教員が閲覧することができ、科目毎や分野毎の授業運営に関する協議の重要な資料となっている。アンケートの集計結果は、次期の授業担当者、シラバス内容、授業方法等を、より適切に変更することを含めて、授業運営の組織的な改善・充実を図る手掛かりになっている⁴²。

さらに、前期と後期の授業評価アンケートの分析に基づき、「ベストティーチャー賞」の選考を行い、学生から評価の高かった授業の運営や工夫を明示して、当該授業担当者を表彰し、結果を公表している⁴³。本年度においては、2009年度の授業を対象として選考を行ったが、結果として、カリキュラム改訂に対応して高度なチーム・ティーチングを行った教員団に対してこれを授与することになったことに示されるように、FD活動の直接の成果を示すという側面も有している。

2. 点検・評価

授業評価アンケートを期末だけでなく中間期にも実施し、実施中の授業運営にも成果を反映させる仕組みを備えており、また、授業内容等に限らず、学修環境等に関しても学生の意見を徴して、教育効果の向上を図っている。また、授業評価アンケートに対して、各教員がコメントを行い、今後の授業の改善・工夫の方針を学生に伝え、そうした改善結果を公表しており、アンケートを行う意義を高める工夫が行われている。

アンケート集計結果のフィードバックやベストティーチャー賞の選定などは、それが人気投票のレベルに終わらないように、さまざまな工夫がなされている。ベストティーチャー賞の制度は、受賞理由となった授業運営方法等を他の教員が参考にする機会をもたらし、また受賞教員の授業を参観して自己の授業に役立てる契機を与えるなど、大きな成果をもたらしている。そのほか、さまざまな機会に、授業内容や運営方法に関する学生からの意見聴取ができるようにしている。

3. 改善計画

⁴² 資料13に収録の「コメント等一覧」参照。

⁴³ 事務課保管資料4-6「2009年度中央大学法科大学院ベストティーチャー賞について」等

オンラインシステムの活用による便宜性を確保しつつも、アンケート回答率が低下することへの防止策として、一部、書面ベースでのアンケート実施を試み、回答率の確保が計られたが、さらに、アンケートの実施時期や評価項目を再検討する等、回答率の向上と維持を計る工夫を加える予定である。また、集計結果の分析方法および分析結果の活用については、2008年度には各教員に対してエゴ―グラフを用いた集計結果を配布する改善を行い、さらに各教員が活用しやすい情報の提供のありかたを検討することも重要であると認識しているとしていたが、本年度においては、数値化項目について平均値のみならず標準偏差を示し、学生評価のばらつきをも教員が自覚できるようにしたところである。

他方、学生にも教員にも、ややアンケート疲れの感があることは否めない。中間アンケートの実施に関しては、上述のように既にその位置づけを期末アンケートとは別なものとしているが、さらに全科目実施を改め、必要な範囲で実施する方向で見直したい。他方で、中間アンケートにおいてもあまりに回答率が低い場合、いわゆる「サイレント・マジョリティ」の声が少数意見によってかき消されてしまう危険性もあることから、その取扱いについて教員間での意識の統一が必要となる。

アンケート結果の集計方法や活用方法については、これを組織的に教育改善につなげるとの視点から、さらなる工夫を重ねて、有効な活用を図るための研究開発を行う予定である。

第5分野 カリキュラム

5-1-1 科目設定・バランス

1. 現状

2008年度開設科目数

	1年次	2年次	3年次	合計
法律基本科目	11	8	3	22
実務基礎科目	1	3	0	9
		5		
基礎法学・外国法科目	1	11		15
		3		
展開・先端科目 (演習・研究特論をのぞく)	1	2・3年次 配当	3年次 配当	65
		31	33	

2009年度開設科目数

	1年次	2年次	3年次	合計
法律基本科目	11	8	3	22
実務基礎科目	1	3	0	9
		5		
基礎法学・外国法科目	1	11		15
		3		
展開・先端科目 (演習・研究特論をのぞく)	1	2・3年次 配当	3年次 配当	66
		32	33	

2009 年度年次別履修単位数（平均数）

（単位：単位数）

	1 年次	2 年次	3 年次
平均：法律基本科目群	29.6	20.9	5.2
平均：実務基礎科目群	0.9	8.7	0.9
平均：基礎法学・外国法科目群	1.4	3.3	2.3
平均：展開・先端科目群および演習	2.8	4.5	21.9

注) 上表は、2009 年度（単年度）における各学年の在学生の履修単位数の平均一覧を示す。

（学生が各年次毎に履修した単位数の平均一覧表とは異なる）

小数点第 2 位を四捨五入

2. 点検・評価

上述のとおり、本法科大学院のカリキュラムにおいては、授業科目が、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・外国法科目、展開・先端科目の 4 科目群について適切に開設されている。とりわけ、本法科大学院の養成する法曹像に即した多彩な展開・先端科目が 60 科目以上開設されている⁴⁴。また、多様なテーマ演習、研究特論の設置により、学生は各自のキャリア・プランに即して専門性を高め、あるいは特定の課題についてのより高度な研究を行うことができるようになっていく。

本法科大学院のカリキュラムにおいては、修了に必要な最低履修単位 96 単位中、実務基礎科目群で 10 単位以上、基礎法学・外国法科目群で 6 単位以上、展開・先端科目群（演習・研究特論を含む）で 24 単位以上の取得を修了の要件としている。学生の履修が特定の科目群に過度に偏ることのないよう配慮しており、学生の実際の履修状況も偏りの無いものとなっている。

但し、1 年次配当の「テーマ演習」の内容が、法律基本科目群に位置づけるべきではないかとの指摘、展開・先端科目群の「有価証券法」「企業取引と法」の授業科目は、実質的には法律基本科目群に含まれるべきではないかとの指摘が、認証評価でなされたが、法科大学院教育の質の向上と、未修者教育における法律基

⁴⁴ 資料 1「中央大学法科大学院 GUIDE BOOK 2010」8 頁(カリキュラム概念図)、10-11 頁(カリキュラム一覧)、資料 3「履修要項 2009」(授業科目一覧)を参照。

本科目教育の重視の観点から、本学の試みの有用性を再確認する必要がある。

3. 改善計画

2007年度にカリキュラムを改訂したところであり、その教育効果を見極めつつ、ポストロースクールを視野に入れたキャリアデザインや社会のニーズに対応した内容の科目を柔軟に配置できるよう、特講科目の運用等を工夫しているが、さらに、法科大学院教育の質の向上を図るべく、中教審の審議報告やコアカリキュラム策定作業を参考にしつつ、さらなるカリキュラムの改訂作業に着手する予定である。

5-1-2 科目の体系的・適切性

1. 現状

本法科大学院のカリキュラムとして前節に掲げた授業科目は、2008年度においても開講され、また、本年度をもって、改訂したカリキュラムに示された全科目が、体系的かつ適切な授業科目の開設がなされた。なお、特講科目においては、新規立法動向を踏まえ、授業科目間での内容の重複を調整して、開講しないことにした科目（例えば「証券取引法」）がある。また、テーマ演習については、新たに着任した専任教員の担当する新しい分野のテーマ演習の設置や、従来の担当経験を踏まえて、内容や運営方法を改めて、充実化や効率化を図ったものがある。

2. 点検・評価

既に述べたとおり、本法科大学院のカリキュラムにおいては、本法科大学院が養成する法曹像に対応した履修モデルを学生に提示しており、各年次の到達目標および各年次において履修すべき基本科目にも配慮して、いずれのコースを選択しても体系的・効果的に履修ができるように科目を配置している。

2007年度から実施した新カリキュラムでの下記のような措置を2008年度以降も継続した。すなわち、1年次の法律基本科目のうち、公法系においては行政法分野も授業範囲とし、2年次公法総合科目への体系的な接続を考慮している。民事法系では、これまで1科目4単位であった商法を2単位科目の商法Ⅰと商法Ⅱに分割し、学生の理解度の進展をにらみながら、よりきめの細かい学修指導が可能となるよう配慮した。選択必修単位数に対して開講科目数が比較的少なかった基礎法学・外国法科目群には、13科目（22単位）を配置し、学生の選択の幅を広げている。また、展開・先端科目群では、各分野の科目につき、2年次後期に入門的な内容の科目を設け、3年次には理論研究に重点を置く科目や実務的問題を扱う科目を配置するなどして、より体系的な履修を可能としている。なお、3年次においては司法修習への接続を意識して、民事系および刑事系の総合科目を設置しているが、公法系においては、2年次の公法系総合科目を踏まえた実務的視点からの発展科目（例、実務行政訴訟）を展開・先端科目群に配置している。さらに、2008年度からは、3年次に「総合事案研究」を開講した。

3. 改善計画

3年次展開・先端科目群には、将来のキャリアを見すえた履修が可能となるよう、より専門的かつ先端的な内容の科目を数多く設置して、学生のニーズに答えている。他方で、それが専門の縦割りの学修に陥らないよう、法曹としての総合的な実力を涵養するための履修を促している。

2007年度カリキュラム改訂により新設した「総合事案研究」は2008年度から実施された。これは、2年次までに学修した法律基本科目・実務基礎科目の知見を統合し、法曹になるために必要な事案分析力や表現能力を一段とアップさせ、実務修習への橋渡しを図ることを目標とするが、その学修効果を測定して、今後、いっそうの充実を図りたい。

なお、1年次担当の「テーマ演習」の一部や、展開・先端科目群の一部の授業科目は、実質的には法律基本科目群に含まれるべきではないかとの指摘が認証評価でなされたが、法科大学院教育の質の向上と、未修者教育における法律基本科目教育の重視の観点から、本学の試みの有用性を再検討したい。さらに、法科大学院教育の質の向上を図るべく、中教審の審議報告やコアカリキュラム策定作業を参考にしつつ、さらなるカリキュラムの改訂作業に着手するが、そこでも、科目の体系性・適切性を踏まえた検討を予定している。

5-1-3 法曹倫理の開設

1. 現状

本法科大学院では、法曹倫理を重視し、2年次の必修科目（2単位）として開設している⁴⁵。改訂したカリキュラムでも、維持されている。

2. 点検・評価

前年度に続いて、法曹倫理は、基本法律科目と同じく、50人規模の標準クラスで授業編成している。実務家教員3名が担当し、オムニバス方式で実施している。いずれの担当教員も、法曹倫理についての研究業績あるいは弁護士会での委員会経験等を有し、造詣の深い教員である。依頼者との関係、相手方や他の弁護士との関係、法廷における弁護士倫理、企業内弁護士の場合、広告、刑事弁護、裁判官の倫理、検察官の倫理などについて、具体的な事例を素材として法曹倫理の基本を習得させることを目標としており、充実した教育体制を取っているといえる。

3. 改善計画

法曹倫理はリーガル・プロフェッションの根幹に関わる重要性を備えている。しかし、通常法律科目と違って法曹倫理は新たなタイプの科目であり、そのあるべき教育内容については、本法科大学院において一定の経験と蓄積があるものの、今後、弁護士会、裁判所、法務省、他の法科大学院等と協議や意見交換をしながら、さらに詰めていく必要がある。

⁴⁵ 資料3 履修要項2009(授業科目一覧)を参照。

5-2-1 履修選択指導等

1. 現状

本法科大学院が養成する法曹像および各分野の法曹を目指すための「科目履修プラン（履修モデル）」を受験者用「ガイドブック」⁴⁶で明示し、また、入学者用「履修要項」⁴⁷においても、上記「科目履修プラン(履修モデル)」を示している。法学未修入学者の入学段階において、適切な科目の履修選択の重要性について注意を喚起することはもとより、法学未修入学者が2年次に進学した際の履修開始時、法学既修入学者の入学年度の2年次配当科目の履修開始時にオリエンテーションを開いて、志望する法曹像やキャリア・デザインに意を用いた学修指導を行っている。さらに各学期の履修登録の時期には、学修相談会の開催や、テーマ演習や研究特論などについて、教員による個別学修相談の機会を設けており、科目履修の指導を行っている。2009年度では、前年度に続いて、新カリキュラムの趣旨にそった履修がなされるよう履修指導を行った。

2. 点検・評価

本学では、学生募集段階から、新司法試験の合格を前提として、養成する法曹像および科目履修プランにつき一貫した方針を示し、学生の入学後もオリエンテーション期間を中心として適切かつ明確な履修指導を行っていることは、学生の履修選択という側面のみならず、各授業科目における教材作成や授業運営、試験の実施・成績評価等の全般にわたり、体系的な教育の提示とその実践という意味で好ましい影響を及ぼしていると思われる。

他方において、自己のキャリアデザインへの考慮だけでなく、新司法試験に過度に影響された履修選択行動をとる者もいなくはない。こうしたことに対しては、新司法試験の動向、司法研修所と法科大学院の役割分担およびそれに伴う授業内容の見直しなどとも関連して、今後の課題として認識し、適切な履修指導の強化をはかるべきものと考えられる。

⁴⁶ 資料1 中央大学法科大学院 GUIDEBOOK 2010 12頁以下

⁴⁷ 資料3 履修要項 2009 8頁以下

3. 改善計画

学生に対する適切な履修選択の指導は、学生にとって履修しやすいカリキュラムおよび時間割編成による裏付けを必要とするが、一部において、自己のキャリアデザインに合わせた科目を履修しようとしても、時間割編成上、困難であるとの声もある。この点は、学生の履修動向をアンケート等により十分に把握し、学生のニーズにあった開講形態を実現することにより対応するようにしたい。例えば、科目によっては設置の曜日・時限を毎年固定して学生への周知を図り、学生が在学期間を通じて円滑に必要な科目を履修できる目安を提供するといった措置を採ることも検討の値する。

また、大規模校のため個々の学生に対するきめ細かな指導という面での改善工夫の余地があるとの指摘が認証評価でなされたが、この点、多くの履修指導機会を設けるとともに、先輩にあたる実務講師を多数採用して、大規模校でも、むしろ充実した履修指導を展開しているので、この点はさらに継続しつつ充実を図りたい。

5-2-2 履修登録の上限

1. 現状

年次ごとに登録可能な履修科目の上限を設定している⁴⁸。年次別最高履修単位は、1年次 36 単位、2年次 38 単位、3年次 42 単位と定められている（2007 年度より）。

また、各学期に履修できる単位数は、再履修科目を含め年次別最高履修単位の 60%を超えてはならないとされている⁴⁹。これらの上限を超えて履修登録をすることは認められない。

2. 点検・評価

上記の登録可能な履修科目の上限の設定により、学生が個々の科目に十分な力と時間を割いて学修することができるような履修スケジュールとなっている。

年次別最高履修単位については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成 15 年文部科学省告示 53 号）7 条に即したものとなっていると考えているが、2年次の最高履修可能単位数を 38 単位としている点は、標準である 36 単位を超えることに合理的な理由があるかどうか、認証評価において議論があった。本学では、実務基礎科目を計 10 単位必修、基礎法学・外国法科目を計 6 単位必修としているので、これらの科目の履修との関係で、2年次の最高履修可能単位数を 36 単位とすると、2年次での展開・先端科目を 3-4 単位程度しか履修できなくなってしまう、将来の法曹増を見据えた体系的な履修に支障が生じかねないこと、また、2年次の期末試験後に「エクスターンシップ」を集中履修することが多く、学期中の授業負担がさほど増すものではないことから、2年次の最高履修可能単位数を 38 単位とすることにも一定の合理性があるといえる。

3. 改善計画

学生の強い履修希望に配慮して、カリキュラム改訂により年次別最高履修単位

⁴⁸ 資料 3 履修要項 2009 4 頁（授業科目群及び各区分の修了に必要な単位数）

⁴⁹ 資料 3 履修要項 2009 26 頁（履修登録上の留意事項）

を、1年次 36 単位、2年次 38 単位、3年次 42 単位とし、1年次と 3年次を各 2 単位増やした。その教育効果については、今後検証し、さらに工夫の余地があるか検討する。とくに、2年次の最高履修可能単位数を 38 単位とすることについて、合理性が確保される限定的な運用の必要性などを検討したい。

第6分野 授業

6-1-1 授業計画・準備

1. 現状

本法科大学院では、教員に対し、授業計画・到達目標・成績評価の基準等を詳細に明示した講義要項（以下、シラバスともいう。）の提出を要求している。講義要項および履修要項は、毎年、4月のガイダンスにおいて学生に配布している⁵⁰。

前後期の初めには、各学年とも、クラス・ミーティングと学修ガイダンスを実施し、授業計画等の周知を図っている。

また、あらかじめ提出したシラバスの内容を改定する必要がある場合（たとえば、重要な法律の改正、判例の変更、指定したテキストの新版が発行された等）、ただちにC L S教務システムを通じて学生に周知することとしている。学生はC L S教務システムを通じて各科目の教材・資料等に容易にアクセスすることができる。さらに、実務基礎科目で用いるビデオ教材等については、オン・デマンドで提供し、学生の学修効果を向上させるのに一役買っている。

2. 点検・評価

講義要項には効果的な授業準備のための充実した記載があり、学生は適時に学修の目標を把握することが可能となっている。同一科目で複数クラスを設置している場合であっても、教材はできるだけ共通化するように配慮すると共に、担当教員間で授業計画について十分な打ち合わせをし、シラバスにおいて予習・復習の指示を細かく記載することによって、各クラスで大きなバラツキが出ないように工夫している。

⁵⁰ 資料15 講義要項 2009 および資料3 履修要項 2009 参照。

3. 改善計画

複数教員が同一科目の別クラスを担当する場合に使用する教材の共通化はかなり徹底されている。補助教材については、各担当教員が自己の創意工夫により独自のものを使用する授業もあるが、同一科目が複数のクラスで開講されている授業においては、学生からクラス間での不均衡を指摘する意見も寄せられていることから、この点については、FD活動を通じ、各教員間での意見調整を進める。

6-1-2 授業の実施

1. 開設科目全体の現状と点検・評価

本法科大学院では、ガイドブックや履修要項において6つの法曹像を提示するとともに、これらの法曹像に即した科目履修プランを掲載している⁵¹。これらの内容は、シラバスにおいて、それぞれの科目の目的・到達目標、授業の概要として示され、さらに詳細な授業計画と予習・復習指示によって効果的な学修を行うことを可能としている。

法科大学院における学修は、授業に出席し双方向・多方向の授業を受けるプロセスが重要であるから、本法科大学院では出席を重視し、科目の時間総数の3分の1を超えて欠席した場合には、原則として当該科目の期末試験受験資格を失うものとしている。教員が出席確認を適切に行うため、教員に対しあらかじめ座席表を配布するとともに、学生に対し授業回毎に出席確認用の署名簿への署名を求めている。

各科目とも、授業期間内に1~2回の小テスト・レポートなどを実施し、学生の授業理解度の確認・学生への学修指導を行っている。いずれの授業も、法科大学院の理念にしたがって、双方向・多方向の授業を実施しているが、法学未修入学者（1年次）のクラスでは、法的思考の前提となる基礎知識・概念・原則の修得に重点が置かれ、講義のウェイトが大きくなる傾向があるが、本年度から、民法および刑事訴訟法の一部クラスにおいて、論述訓練のための名古屋大学シラバスシステムを採り入れた授業を展開している。これは、教員が出した論述課題に学生が解答し、これを学生相互で閲覧できるようにしたうえ、教員が解答にコメント付した者を履修者全員に閲覧させることで、論述能力を養おうとする教材である。

予習・復習の指示は、シラバスの授業計画に示されるとともに、必要に応じて、適宜CLS教務システムを通じて、学生に通知されている。さらに、教員のオフィスアワーにおける質疑の他に、本法科大学院を修了し新司法試験に合格した若手弁護士を中心とする実務講師によるフォローアップ演習が設けられ、学生は、授業時間以外に学修アドバイスを受けることが可能な体制となっている。（8-2

⁵¹ 資料1 中央大学法科大学院 GUIDE BOOK 2010 12頁以下、資料3 履修要項 2009 8頁以下。

－ 2 参照)

実際の授業は、概ねシラバスどおりに実施されている。ただし、学生の一部には、現に受講している科目が法科大学院教育全体においてどのような位置づけにあるのか必ずしも十分に理解できないとして、学修への不安を表明する者もいることもあり、各科目・各分野の相互の連携について、本法科大学院における教育の理念や方針と授業科目との関係を理解させつつ、適切に学修指導するよう努める必要がある。

なお、「憲法」など基本 7 法については、科目ごとに、以下 2. において、それぞれ現状・点検と自己評価を行う。

2. 基本 7 法の現状と点検・評価

2. 1 憲法

1. 現状

(ア) 教育内容

1 年次の憲法科目は、2006 年度までは「基本的人権の基礎」と「統治の基本構造」の 2 つの 2 単位科目を置き、後者の 1 単位分を行政法に充てていたところ、2007 年度から、「人権の司法的救済」3 単位 1 科目に統合した。2009 年度も同様である。

2 年次には、「公法総合Ⅱ」および「公法総合Ⅲ」を配当している。前者は、憲法訴訟・行政訴訟の融合科目である。両科目とも、1 年次科目の基礎的知識を前提として、応用問題の解決能力を取得させることを目的する。

(イ) 授業の仕方

1 年次前期「人権の司法的救済」は、2 クラスとも同一の教員の担当である。これにより（従来から担当者間で調整していたところで問題はなかったが）クラスごとに内容や進度が異なることはなくなった。

2 年次の「公法総合Ⅱ」は後期に 6 クラス設けられ、憲法教員と行政法教員がオムニバス方式でそれぞれのクラスを担当する。憲法教員は 3 人である。憲法訴訟部分は、市販のテキストの他、判例・論文から共通教材を作成し、事前に配布している。「公法総合Ⅲ」は前期・後期に各 3 クラス設けられ、憲法教員が前期 2 人、後期 3 人で担当した。テキストは共通で、扱う項目と順序も、事前に担当者

間で大枠を決定している。

2. 点検・評価

「人権の司法的救済」1科目3単位で憲法全体を扱うことは、対象の広さに比して時間が制約されているため、授業においては基本知識の伝達を主眼とした。そのため双方向・多方向の授業展開が少ないが、理解度チェックの手法で若干取り入れている。「公法総合Ⅱ」・「公法総合Ⅲ」においては、全般に双方向授業が徹底されており、事前の予習指示に基づく学生の準備も整っている。

各科目とも、シラバスにおいて学修のポイントが明示され、それぞれの授業計画において予習・復習の指示が適切に明示されている。また、科目によって異なるが、小テスト・レポート課題などを通して学修進度の確認をしている。したがって、憲法科目の授業は概ね適切であると評価できる。

3. 改善計画

1年次前期に憲法を扱う科目「人権の司法的救済」(3単位)、後期に行政法を扱う科目「行政活動の法的統制」(2単位)を置くことにより、未修者が公法科目を段階的に履修できるものと期待している。ただし、憲法について1年前期から2年次まで間があくため、その意味で不安を抱く学生もいるようである。とくに入学前に法学学習経験のない学生においてその傾向が強いところから、2008年度から、1年次向けの「テーマ演習Ⅰ」を設置し対応した。けれどもこの科目では限界があるため、新カリキュラムでこれに代わる新たな科目の設置を検討中である。また、双方向授業については、改善の工夫を継続している。

2年次の総合科目では、より効果的な総合学修が可能となるように、担当者間の連携をより密にする工夫をしている。

2. 2 行政法

1. 現状

(ア) 教育内容

行政法を扱う1年次向け科目として「行政活動の法的統制」(2単位)が設置されている。当該科目では、行政法の基礎的事項を修得させることを目的としている。

行政法を扱う2年次向け科目として「公法総合Ⅰ」(2単位)および「公法総合

Ⅱ」(2 単位)が設置されている(ただし、「公法総合Ⅱ」で行政法が占める割合は、半分の1 単位分だけである)。このうち「公法総合Ⅰ」では主に行政作用法及び国家補償の問題を取り上げ、他方、「公法総合Ⅱ」では主に行政訴訟の問題を取り上げている。両科目とも、事案に即した分析及び行政法規の解釈適用を通じて個別紛争の解決能力を向上させることを目的としている。

(イ) 授業の仕方

1 年次後期「行政活動の法的統制」(2 単位)は、独自に作成したレジュメにしたがって、授業を展開した。授業では、可能な限り双方向方式を実施した。

2 年次の「公法総合Ⅰ」では、事例形式の独自教材を作成し、事前に配布して、学生の予習を促した。授業の中では双方向・多方向の授業になるよう努力した。授業終了後には、毎週、解説レジュメを学生に配布した。

同じく2 年次向けの「公法総合Ⅱ」では、『ケースブック行政法』(弘文堂)をテキストとし、該当する章の末尾に掲載されている設問を中心に、授業を展開した。どのクラスでも、双方向・多方向型の授業になるよう、努力した。

2. 点検・評価

1 年次の「行政活動の法的統制」では、指定テキストとは別に、独自教材を配布して、授業を行った。これにより初学者向けの授業を展開できた。

2 年次の「公法総合Ⅰ」は、2 人の教員が前期に担当する予定であったが、担当教員の健康上の理由により、急遽、3 クラスを前期に開講し、残りの3 クラスを後期に開講することになった。ただし、前期と後期で授業内容に差異が生じないよう、授業で扱う事例形式の問題を共通化した。新たに作成した独自教材それ自体に対する学生の評価は良好であった。

2 年次の「公法総合Ⅱ」は、3 人で分担したが、共通のテキストに基づいて授業を行ったので、クラス間で授業内容に大きな偏りは生じていない。来年度以降は、「公法総合Ⅰ」と同様に独自教材の事例問題によって講義を進めることにしている。

3. 改善計画

2009 年度の「公法総合Ⅰ」の変則的な開講形態は、担当教員の健康上の理由という特殊事情によるものであったから、次年度以降については解消される。

「公法総合Ⅰ」の独自教材については、更なる改善を図る。また、「公法総合

Ⅱ」の行政法分野についても、「公法総合Ⅰ」と同様、事例形式の独自教材を新たに作成し、授業で利用することにする。

最後に、2009年度末に専任教員が自己都合により退職した。そのため、可及的速やかに補充人事を行い、「専任3人体制」を実現するようにする。

2. 3 民法

1. 現状

(ア) 教育内容

1年次においては、前期に「民法Ⅰ（主に総則・物権）」「民法Ⅱ（主に債権）」を配当し、後期に「民法Ⅲ（主に不法行為）」「民法Ⅳ（家族法）」を配当している。法学未修入学者に対し、民法全般を広く鳥瞰し、基礎的な概念・原則を理解させることを目的とする。

2年次配当の「民事法総合Ⅰ」においては、民法の重要論点を含む長文の事例をベースに、判例の分析ならびに事案の分析・法的論点の抽出・問題解決プロセスについて学修することを目的とする。

3年次配当の「民事法総合Ⅳ」は民法・民事訴訟法の融合科目である。民法・民事訴訟法の双方に関わる事例問題を取りあげ、民事法全体の理解を確実にすることを目的とする。

教育内容については、基本的にシラバスの内容に従って行われている。

(イ) 授業の仕方

1年次の各科目においては、それぞれ2クラスが設けられ、「民法Ⅰ」「民法Ⅱ」「民法Ⅲ」においては2人の民法教員が各クラスを担当、「民法Ⅳ」においては1人の民法教員が2クラスを担当する。いずれの科目においても、テキストの他、担当教員オリジナルの補助教材を利用し、学生の理解を助けている。授業は、講義と双方向を併用している。

「民事法総合Ⅰ」は前期に3クラス、後期に3クラス設けられ、民法教員7人で各クラスを担当している（1クラスについては前半後半で2名の教員が担当している）。同科目では、担当教員が作成した教材を用い、事前の予習指示に基づいて、教材の事例の分析、参考判例の読み込みをすませ、授業においては双方向の意見交換により、法的思考の深化を目指している。

「民事法総合Ⅳ」は、実務家経験を備えた教員 2 人が担当している。学生は、民法・民事訴訟法に関わる事例問題の分析をあらかじめ学生がレポートにまとめたものを発表し、クラス内でのディベートも含め、双方向・多方向の意見交換を通じて、実務的実践的思考能力・問題解決能力の修得が可能となっている。授業の仕方については、シラバス内容通りに行われている。

2. 点検・評価

1 年次においては、学期中に 1 回程度の課題レポートの提出を求めており、添削または面接で学生からの質疑に対応している。民法Ⅰ～Ⅳまでのシラバスに記載された授業計画については、民法全体を鳥瞰できるように工夫されたものであるが、留意すべき点として、後期において財産法分野の学修機会が減少している点が挙げられる。学生からは、この点についての不安を表明する意見もある。

教材については、各教員が工夫した補助教材を配布している。ただし、法学未修者は、基底となる法的概念の操作に慣れていないため、事例問題を中心とする双方向授業では、理解度の確認ができないという不安もあり、レポートの実施などを通じて、一層の理解の確認に努めている。講義と双方向の両立をどのように図るかは、法科大学院設置以来の課題であるが、なお担当教員間で検討する余地がある。

2 年次配当の「民事法総合Ⅰ」（4 単位）および 3 年次配当の「民事法総合Ⅳ」（2 単位）においては、双方向・多方向授業を実践している。民事法総合Ⅰの教材については、担当教員を中心として、民法担当教員で定期的に会合を重ねて、総点検した上、新しい問題を加えるなどして、教員間で改善を重ねている。また、2009 年度においては、3 年次の民事法総合Ⅳについては、新科目である「総合事案研究」（1 単位）が導入され、3 単位から 2 単位へと単位数が減少したため、従来同様の教育的効果を可能な限り挙げられるように、授業の仕方等について検討を加えている。

3 年次担当の「総合事案研究」（1 単位）については、実務家教員が主として担当し、民事法の問題を中心にして長文の事例の作問を通して事案の分析力・表現力を総合的に鍛錬することを目的としているが、双方向・多方向の授業を実践している。

3. 改善計画

1 年次については、基礎的知識の定着のためには、講義による積み上げ方式も一考に値するが、他方で、双方向による授業運営の理念とのバランスの必要もあるので、なお教員間で一層の改善を図っていく必要がある。前期と後期の民法領域のバランスについては、2008 年度までの結果をふまえ、各科目の教員間で調整をして、適切なバランスを図るよう努めているが、なお一層バランスを図る予定である。

1 年次、3 年次については、テキスト・事例問題集に内容の変更を加えて、より法的思考の研鑽を積める形にと改善を加えているが、今後も問題集の充実、授業の進め方の改善に向けて、さらに定期的に会合を開催するなどして、教員相互の連携を重ねていく予定である。2 年次については、適宜、事例問題集の改善を引き続き行う予定である。

2. 4 商法

1. 現状

(ア) 教育内容

1 年次においては、2007 年度から「商法」を「商法Ⅰ（総則商行為有価証券法関連）」2 単位と「商法Ⅱ（会社法関連）」2 単位に分割し、それぞれの科目特性に応じて、学修のポイントを容易に理解できるように工夫し、これを 2009 年度も継続した。2 年次配当の「民事法総合Ⅱ」においては、前年度までと同様に、主に会社法分野を対象として、事例問題を中心に事案の分析・法的論点の抽出・問題解決能力の向上を図っている。

(イ) 授業の仕方

1 年次後期の「商法Ⅰ」においては、主に商法総則・商行為・手形小切手法分野をとりあげ、講義レジュメ集と市販のテキストを用いて、基本的な概念・制度・原則の基礎的知識の修得を図り、簡易事例を用いたケーススタディを導入して、基本的知識の活用と理解の定着を図っている。「商法Ⅱ」では、会社法分野のうち特に株式会社制度について、基本的な概念・制度・原則の基礎的知識の修得とその定着を図っている。「商法Ⅱ」の担当者と後記「民事法総合Ⅱ」の担当者の連続性を試み、未修者の 2 年次への進学と学修の効率化を試みた。

2 年次「民事法総合Ⅱ」は前期 3 クラス、後期 3 クラスが設けられ、それぞれ 3

人の商法教員が担当している。授業では、事実関係の詳細な判例を主たる素材として作成された教材を元に、双方向授業を通じて、事実関係の分析、法的利害の抽出、問題解決能力の向上を図っている。

2. 点検・評価

1 年次の法学未修入学者は、基礎的な学修が必ずしも十分ではないので、応用的・技術的性質を有する商法分野においては、いきおい講義のウェートが大きくなる。また、商法総則・商行為・手形小切手法分野では、学生に、民法とのつながりを意識させることが難しい。会社法分野では、学生が実務を頭に思い描くことが難しいという問題がある。そこで事例問題の検討を通じて知識偏重にならぬよう配慮を加え、また、学期中に小テスト・レポート課題を実施している。小テスト等の実際により、学生間の理解にバラツキがあることが明らかになったが、これを是正する名案は見当たらない。今後も、講義と双方向のウェートをどうするか、講義の内容と実務とのつながりをどこまで授業で重視するか、といった点について、授業運営の一層の工夫が必要である。

2 年次「民事法総合Ⅱ」では、各クラスとも、学期の中頃に中間レポートの提出を求め、学生の理解度・文章表現力の確認を行うとともに、学期末に近い時期に1回の択一式小テストを実施している。授業で用いることを念頭に置いて作成したテキスト『ケースブック会社法』に沿って授業が進められているが、同書で取り上げられたケースはいずれも実務的にも重要な論点を含んでおり、双方向授業を通じて、判例の正確な理解、実践的法的思考と問題解決能力の向上が図られている。2 年次生においては、担当教員間で授業進行・内容について頻繁かつ緊密に意見調整をしており、授業内容は適切であるといえる。もっとも、従来に比べて既修入学者の基礎知識の不足が目立つようになっていることに注意が必要である。

3. 改善計画

昨年度に続いて、法学未修者の実態に鑑み、「商法Ⅰ（総則・商行為・手形小切手法分野中心）」においては、より総則・商行為にウェートをおき、1 年次配当の「民法」等とのつながり・整合性を図ることとした。「商法Ⅱ（会社法中心）」においては2 年次「民事法総合Ⅱ」とのつながりを意識して、1 年次で修得すべき基礎知識を明らかにし、過度の詰め込みを廃して、学修効率を図ることを担当

教員間で検討している。

「民事法総合Ⅱ」については、約2年に1度のペースで教材を更新し、補助教材も随時更新してきたが、一部の学生、たとえば未修コース出身の学生や、既修入学者でも商法に苦手意識を持つ者にとっては、2年次の早い時期から長文の判例を読むことが負担過重となり、基礎的事項の理解を妨げている可能性がある。そのため、学生の到達度を踏まえた教材の選択を一層進めていく必要がある。

さらに、全国的なコアカリキュラム策定作業の進展状況に照らして、授業内容の点検を進める予定である。

2. 5 民事訴訟法

1. 現状

(ア) 教育内容

1年次後期配当の「民事訴訟法」(3単位)では、テキストおよび配付資料に沿って、法学未修入学者に教授すべき民事訴訟法の基礎知識と考え方を体系的に取り上げている。授業の目標としていることは、2年次配当の「民事法総合Ⅲ」におけるより高度な学修に耐えるだけの基礎力の涵養である。

2年次配当の「民事法総合Ⅲ(民事訴訟法中心)」では、民事訴訟法の重要問題を網羅したテキストの各ユニットに掲載された設例について、事実関係の分析、法的論点の抽出、必要な判例・学説の確認、問題解決の考え方の検討といったプロセスを踏むようにしている。とりあげるユニットは、いずれも理論的・実務的に重要なトピックを含んでおり、これらの学修を通じて、実務法曹に必要な能力を修得させるようにしている。

(イ) 授業の仕方

1年次後期配当の「民事訴訟法」では、2名の教員が1クラスずつ担当した(全2クラス)。授業では、体系的な講義を行うとともに、簡単な事例を題材として、ここで得られた体系的な知識が民事訴訟手続の中でどのように役立つのかをシミュレートした。すなわち、特定の学説に固執することなく、判例および広く一般的に認められている学説を中心に紹介し、問題解決の考え方についての理解の深化に努めた。また、基礎的学力をチェックするために、アトランダムに学生を指名し、簡単な問題について解答を求めるようにした。さらに、授業期間内

に小テストを2回実施し、学生自身が自らの学力を振り返る機会を提供した。

2年次配当の「民事法総合Ⅲ」では、前期・後期に各3クラスを設け、4名の教員の分担によるオムニバス方式を採用した。授業の方法は、基本的にソクラテス・メソッドを採用しており、事前に配付されている「設問集」に登載された設問に沿って、教員とアトランダムに指名した学生との間で、あるいは、学生間で質疑応答している。重要な問題や多少高度な問題については、教員が若干の解説を加えた。授業期間内に小テストを2回実施して理解度をチェックしており、期末試験とともに成績評価の重要な資料としている。

2. 点検・評価

1年次配当の「民事訴訟法」においては、シラバスの授業計画に基づき共通の教材を用いて授業を実施し、かつ、2名の教員が2クラスの情報の共有に努めたため、進行状況につき多少違いはできたものの、習熟度においてクラス間での不均衡は生じなかった。

また、2年次配当の「民事法総合Ⅲ」においては、担当者全員がすべてのクラスの授業を分担して担当した結果、1人の教員が1クラスを担当する方式に比べて、クラス間の不均衡を生じさせることなく授業を運営することができた。

3. 改善計画

「民事訴訟法」では、各受講生における習熟度の差が大きくならないよう、引き続き努力する必要がある。

「民事法総合Ⅲ」はオムニバス方式で授業を行うため、担当教員間において、授業内容・学生の理解度等の情報共有に努めているが、よりスムーズな連携を図るよう、さらに努力する。

2. 6 刑法

1. 現状

(ア) 教育内容

1年次の前期に配当の「刑法」では、刑法の総論・各論の両方にわたり、基本的知識を確実に修得し、関連の重要な判例・学説をその合理性・問題点などと共に理解して、2・3年次での更なる学修のための十分な基礎を築くことが、目標であり、おおむね実際の内容でもある。順序としては、受講生が理解しやすいよう、

最初に、具体性があり比較的難解でない刑法「各論」について学修し、その後、授業と思考方法に慣れた辺りから、「総論」に入るようにしている。

2 年次配当の「刑事法総合Ⅰ」では、刑法関係の重要な判例と主要な学説については事案内容・論拠等も十分にそしゃくし、発展的に応用可能なところまで修得させると共に、事実関係を的確に分析し把握する能力も養い、更に、刑訴法上の基本問題にも一定程度対処し得るようにすることが、眼目である。

3 年次配当の「刑事法総合Ⅲ」は、刑法・刑事訴訟法の本格的な融合科目であり、多くの事例問題を教材として、刑法の面でも刑訴法の面でも、更に事実認定の面でも、十分な総合的学力および実践的能力を身に付けさせることを期している。そのため、この授業は、刑事法の広い分野にわたり、実際に生起する多様な事案に取り組み解決する上級修練の場となっている。

(イ) 授業の仕方

1 年次配当の「刑法」では、2 人の教員がそれぞれ 1 クラスを担当する。両担当教員は、緊密な共同作業によって共通シラバスの作成など、授業の統一的な計画・準備をした上で、刑法の基本的な理解を得させるため、基礎的諸事項の説明に加え、双方向的議論・プロブレムメソッドも採用している。また、協力・連携して、統一的な小テストを刑法各論と刑法総論につき順次（各関連授業の終わり頃に）行うことにより、学修到達度の点検・評価ないし講評を実施するほか、頻繁に指名して回答を求め、受講生の理解度をチェックしながら授業を進めている。いずれのクラスでも、毎授業後、かなりの数の受講生からの質問に答えるのが例となっている。

2 年次配当の「刑事法総合Ⅰ」では、オムニバス方式で授業を実施し、各回の授業で修得されるべき事柄を明示したシラバスに沿って、学生の問題分析力・思考力・意見発表力等の伸張・発展を期している。事前に配布される事例問題群についての十分な予習を前提として、双方向的に、予習度・理解度をチェックしつつ行われる点は、共通である。なお、学生には 3 回にわたりレポートの提出を求め、それぞれ採点・添削ないし講評を行っている。ただ、このレポートについては、このまま次年度以降も続けるのか、それとも、小テストのようなものに替えた方がベターなのか、受講生の意見も考慮しつつ検討が続けられてきたが、来年度には替えてみる方向となっている。

3年次配当の「刑事法総合Ⅲ」では、各回の授業の留意・修得事項を明示したシラバスに沿って、オムニバス方式かつ双方向方式で授業を行っている。ここでは実際に生起する具体的事例を基にして刑法および刑訴法上の各種問題を融合的に取り上げ、事実認定と法令解釈運用の両面において実務家レベルに近い実践的能力を身に付けさせるようにしている。

2. 点検・評価

1年次の「刑法」では、刑法総論・各論の基礎的理解を重点に置いており、法曹養成教育の第一段階としては、ほぼ過不足のないものと思われる。

2年次の「刑事法総合Ⅰ」では、重要な判例と主要学説をとりあげ、さらに従的ながら刑事訴訟法の問題にも対応できるよう配慮しているため、法曹養成教育の中間段階として適切であると考えられる。学生の反応・評価も概して良好である。

3年次の「刑事法総合Ⅲ」では、学生全員に各授業前の指定日時までに事例式設問に対する「解答」を提出させ、予習を徹底させるとともに、理解度をチェックし、授業の際にその「解答」例も大いに参考にして教育効果を高めている。受講生諸君には相当の負担になっているようにも思われるが、ほぼ全員がきわめて熱心に取り組んでおり、実際に生起する多様な事案に取り組む能力を大きく向上させるものとなっている。幸い、授業評価アンケートでも、学生の評価はかなり高い。

3. 改善計画

「刑法」では、「できる学生」「比較的できる学生」「純粹未修で苦戦している学生」というように、異なったレベルの学生を一括して対象としており、かつ、2009年度などは受講生数がやや多い嫌いもあるため、授業運営はなかなか難しい面もあるが、全体として多少高いレベルを目指しつつ、初歩的質問にも丁寧に答えるなど、遅れている学生にもできるだけ気を配る方向で、思案を重ねている。

「刑事法総合Ⅰ」では、守備範囲分担の中、各担当者がそれぞれ創意工夫をこらし続け、とくに、教材の事例問題・レジュメ集や授業を、判例・立法・社会情勢・学説の進展に合わせ適宜改善するよう、努めていく。

「刑事法総合Ⅲ」の教材は、主要判例と主要学説をほぼ網羅しているが、刑事法総合Ⅰ、Ⅱとの連携も踏まえ、なお改善の余地があるかどうか、検討を続けており、とくに刑事訴訟法の分野は幾分強化される見通しとなっている。担当教員

についても、刑法・刑訴法、研究者・実務家の各バランスが一層良くとれる方向を目指してきたが、2009年度後期には、東京高裁部総括判事だった兼任講師が専任教授に就任し、裁判実務関連で格段の充実を見た。更に、来年度（2010年度）には、本科目を中心として、刑事法担当教員有志による「授業研究会」を継続的に開こう、という動きも出ている。

2. 7 刑事訴訟法

1. 現状

(ア) 教育内容

1年次後期の「刑事訴訟法」では、刑事手続の仕組み・流れを知ること、基本的概念について理解すること、制度の原理・原則を理解すること、判例の読み方を知ること、簡単な法理の理論構成ができ、これを書いて表現できること、を目的として授業を展開している。進行はクラスによって項目を取り扱う順序が一部異なるが、概ねシラバスどおりであり、教材として教員作成のレジュメと判例集等を配布することもある。レジュメには、テーマごとに予習すべきポイントや市販の教科書のページを記載して予習の指針としている。

2年次の「刑事法総合Ⅱ」は、刑事訴訟法の基礎的知識を前提として、判例を教材とし、過去に起こった事案の具体的事実を知り、どのような論理によってその解決が図られたかを分析・検討することで、同様の事案や新しい問題を含む事案を解決する知恵を育むことを目標としている。とりわけ、混沌とした事実の中から法的に重要な事実を抽出すること、それを法律論の中にどのように取り込むかということ、また、結論にいたる論理を緻密に分析し、自ら口頭および文章で表現することができるようになることに重点をおいている。進行順序はほぼシラバスどおりであるが、クラスによって進度は若干異なる。

3年次配当の「刑事法総合Ⅲ」については、刑法の項目を参照されたい。

(イ) 授業の仕方

1年次の「刑事訴訟法」では、大半を講義形式で行うが、レジュメに設けた課題や、判例の事実および判旨の概要などについては学生に発言を求め、知識の定着度を測ると共に、法律用語を用いながら自らの言葉で法律問題を表現する訓練をしている。これにより、判例を含む基礎的知識の習得と、具体的な事案に即し

た問題解決のために必要な考え方の習得を目指している。また、レジュメに掲げた重要判例については原文を資料として配布し、どのような事実に注目すべきか、どこが法的に重要な判断部分か、といったことを読みとる方法をあわせて教えている。

また、2008年度から知識の定着および法律文書の書き方指導のための小テストを実施し、これを成績に反映させることとして、その通り実施した。

また、クラスによっては、名古屋大学のシラバスシステムを利用して論述能力の向上を図った。これは、短文の問題を出し、これについて学生が論述した文章を学生が相互に閲覧できるようにしたうえ、教員がその何通かにコメントを加えて全学生の閲覧に供するもので、自分の文章とほかの学生のそれを比較しつつ、教員のコメントを参考に法律問題の論述能力を養うことを目的とするものである。

2年次の「刑事法総合Ⅱ」では、まず基本的な条文や原則を確認しつつ、特定事案における法的に重要な事実の抽出、法廷意見および反対意見の論理の分析を行う。そのうえで、判例集に付した設問も適宜用いながら、学説や裁判所の立場を参考に、自らはそのような事案ないしは類似の事案をどのような論理でどのように解決するのかを口頭で説明させたうえ、教員がこれを補足するなどの手法をとっている。

(ウ) 履修指導

先に記したように、「刑事訴訟法」、「刑事法総合Ⅱ」とともに、教材ないしレジュメに予習範囲は明示されている。とりわけ「刑事訴訟法」は初学者対象であるため、次の授業で取り上げる判例のうち特に重要なものを指示したり、クラス全体で検討する課題を指定したりすることで、予習・復習の重点ポイントを示している。

法学既修入学者対象の「刑事法総合Ⅱ」では、授業後およびオフィスアワーで質問を受けることにより、必要なフォローアップや履修指導を行っている。

2. 点検・評価

「刑事訴訟法」、「刑事法総合Ⅱ」いずれもシラバスは学期初めに配布され、あわせて到達目標も示されている。

初学者が対象の「刑事訴訟法」では、各回のテーマや、ポイント、テキストの予習範囲、課題がレジュメに示されていることから、授業の予習・復習が効果的

にできるよう工夫されている。授業内容および教材は、2004年以降の経験を通じ、現在では1年次の「刑事訴訟法」として過不足ないものと考えられ、努力すれば大半の学生が到達目標に達することのできる授業を展開していると考ええる。

本年度から実施したシラバスシステムの効果については、学期末試験の論述力をみる限り、これを実施しなかった年の学生の論述力と差が出ているようには思われませんが、効果の有無は、履修者の2年次・3年次の能力の伸びを待って評価されるべきであろう。この取り組みは今後も継続する予定である。

2年次の「刑事法総合Ⅱ」は、シラバス自体は簡潔だが、1クラス1教員の責任担当であるうえ、テーマごとの判例を素材とした授業であり、配布教材に予習すべき判例のリストが示されているので、学生の予習に支障はない。授業内容も、限られた時間で刑事手続に関する理論的な問題点をほぼ網羅する構成となっており、判例を多く用いて検討していること、学期末試験ではかなり長文の事案を用いて成果を問うていること、などから、授業計画、教材選択共に理論と実務の架橋を目指した法科大学院制度の目的に沿うものとなっていると考えられる。前期・後期各3クラスで授業運営がなされるため、クラス間での授業内容のバラツキを指摘されることがあるが、教材は統一されており、学期末試験についても問題および採点基準を担当者間で検討のうえ実施している。また、このレベルの法学教育においては、教員の個性が反映された授業が行われることがむしろ法学教育としては有意義であると考ええる。

3. 改善計画

「刑事訴訟法」については、2008年度から2種類の小テストを実施し、成績に反映することとしたので、これを継続し、その効果を見定めたいと考えている。

「刑事法総合Ⅱ」については、学修効果を高めるための判例集や設問の不断の見直しを続ける。また、「刑事訴訟実務の基礎」の授業内容と重複を防止するため、シラバスを若干改定することとする。

3. 全体の改善計画

「演習」科目については概ね30人を上限とし、これを超える履修希望者があった場合は、何らかの方法によって学生を選抜することとしている。ただ、学生の履修機会の確保という観点からは、演習科目の中には本来講義科目として開

設すべきではないかと思われるものもあることから、カリキュラムの改正を検討する必要がある。

すべての学生が、3年次修了時に法科大学院修了性に期待される学力を身につけて修了することを確実にするために、コア・カリキュラム等、文部科学省の検討をにらみながら再度のカリキュラムの改正作業を進める必要がある。

なお、学生証のICカード化に伴い近い将来には出席管理システムを導入する。

6-2-1 理論と実務の架橋

1. 現状

本法科大学院は、教育理念の1つとして、「日常的な法分野においても、先端的・専門的な法分野においても、高度の法理論教育を重視しつつ、法律実務に即した実践的教育を十分に行う」ことを掲げ、「実務を批判的に検討し発展させる創造的な思考力を持った法曹を養成する」ことを明らかにしている（1-1-1参照）⁵²。高度な法理論と創造的な実務対応を高いレベルでバランスさせることにより、現代社会に生起する紛争に適切に対応し、社会正義の実現に邁進できる法曹を養成することができるからである。この理念は、カリキュラム、担当教員の配置および授業実施の各側面において、その達成が目指されている。

1年次配当の科目のうち、公法系では、人権などの基本概念の理解を前提に、行政手続法・情報公開法の概略に触れ、その実践的な役割を学生に認識させることとしている。憲法担当者と行政法担当者が協力して、学生に理論と実務の関わりを理解できるよう努力している。実務家教員が担当する「生活紛争と法」（1年次前期に配当の4群科目）においては、日常生活から生じる身近な紛争事例を実務家の視点から取り上げ、法学未修者が各法分野の理論的・体系的学修を進めるうえでのガイダンス的役割を担いつつ、同時に法律実務への関心を深める契機となっている。商法分野では、たとえば、教材として株主総会参考資料を配布し、会社法の条文と照合することを通じて、企業実務との関わりを認識できるように工夫している。刑事法系では、教員が判例を素材とした事例問題形式の独自教材を作成し、捜査・公判立証の実際も取り上げながら、刑事実務との関わりを認識できるよう工夫している。

2年次・3年次配当の法律基本科目（公法総合Ⅰ～Ⅲ、民事法総合Ⅰ～Ⅳ、刑事法総合Ⅰ～Ⅲ）、および実務基礎科目は、理論と実務を架橋することを企図した科目である。教材は、主として、判例を中心とした長文の事例と設問からなり、市販の文献をテキストとして利用する場合であっても、教員が補助教材を作成するなど、学生の理解・特性に合わせ工夫を凝らしている。刑事法関連科目のように、研究者教員と実務家教員がオムニバス方式で授業を実施している分野もあり、

⁵² 資料1 中央大学法科大学院 GUIDE BOOK 2010

学生は理論と実務の架橋・融合を身近に感じられる環境となっている。

また、2007年度カリキュラム改訂において、3年次配当科目として「総合事案研究」という科目を新たに設けた。これは、2年次までの理論科目と実務基礎科目での学修を踏まえ、実体法解釈論と要件事実論的事案分析と訴訟法上の主張立証等の規律を有機的に結びつけて文字通り総合的な検討を行うとともに、実務法曹に必要とされる書面および口頭での表現能力を培うことを企図する科目であり、新司法試験合格後の司法修習とりわけ実務修習への架橋を目的としている。

展開・先端科目群においては、既存の制度や判例・通説に基づく対応が困難な現代的な問題をどのように解決するか、それぞれのもつ思考プロセスを学生に示し、実務家教員と研究者教員がそれぞれ連携しつつ（オムニバス方式もあれば、基礎・応用を研究者教員と実務家教員とが分担する場合もある）学生に考えさせる授業を実施している（たとえば、「企業金融と法」、「民事執行保全法」、「労働法」、「ジェンダーと法」、「知的財産法」、「IT社会と法」、「租税法」、「コーポレート・ガバナンスと法」、「環境法」等）。また、研究者教員の担当する授業に、さまざまな分野の実務家をゲスト・スピーカーとして招く例も少なくない（たとえば、「政策形成と法」、「自治体ローヤリング」、「ヨーロッパ法」、「被害者と法」、「知的財産法」等）。

さらに、基本7法科目については「学修ガイドライン」⁵³を作成し、2007年度の入学者から全員に配布している。そこでは、1年次～3年次までの間で、それぞれ必要とされる理解度の到達目標を明示し、どの時点で、理論教育と実務教育のどちらにどの程度の重点を置くか、学生自身が判断できるよう大まかな目安を示している。たとえば、1年次では基礎的な知識の修得を重視し、2年次では判例を中心とした事例分析を中心とし、3年次では、新しい問題を自力で解決できるだけの実務的対応能力を身につけることといった目標が示され、この目標にしたがって、学生は、入学から修了までのプロセスにおいて徐々に進展する「理論と実務の架橋」のどの位置に自分がいるかを、自ら判断できるようになると期待される。

2. 点検・評価

⁵³ 資料16「学修ガイドライン」

1 年次から 3 年次まで幅のある法科大学院の教育において、理論教育と実務教育の架橋をどの段階でどの程度目指すべきかについては、一般的なコンセンサスがあるわけではない。また、すべての法分野を通じて統一的基準をもって行う性質のものではないかもしれない。しかし、少なくとも、研究者教員と実務家教員とが共通の問題意識をもつことは必要である。研究者教員と実務家教員のオムニバス方式で授業を実施している刑事法分野では、そのような共通理解をもって教育現場に臨んでおり、また、これに対応して、学生の主体的な参加度合いもきわめて高いことから、学生アンケートにおける学生の満足度はきわめて良好である。他方で、その他の法分野ではそこまで徹底はしていないものの、多くの場合、研究者教員と実務家教員が協議の上で教材や授業内容を決定し、あるいは、研究者教員が担当する場合でもそれぞれの教員の工夫により、少なくとも「実務を意識した理論教育」が実践されており、学生の満足度等が必ずしも低いわけではない。刑事法分野におけるような取り組みを他の分野で導入するかどうかは、人的資源との関係等も含めて、今後さらに検討すべき 1 つの F D 課題であると思われる。

本法科大学院においては、理論教育と実務教育の架橋を目指した教育体制が 1 年次から 3 年次に向けて段階的に強化され、質的・量的にみて充実してきているものと評価できるが、なお改善の余地はあると思われる。

3. 改善計画

「理論と実務の架橋」という課題は、法科大学院教育全般に関わるものであるが、カリキュラム上、公法・民事法・刑事法の各分野に分けて科目を配置し、それぞれの科目で教育内容・到達目標を示しているが、そこで示されている考え方や対応は必ずしも一様でない。そこで、F D 研究集会において、理論と実務の架橋を効果的に行っている科目の実態を紹介することで、今後も情報の共有を図るとともに、教員の意識の向上を促進する予定である。

さらに、基本 7 法科目については「学修ガイドライン」⁵⁴を作成し、2007 年度の入学者から全員に配布している。ここでは、1 年次～3 年次までの間で、それぞれ必要とされる理解度の到達目標を明示し、どの時点で、理論教育と実務教育のどちらにどの程度の重点を置くか、学生自身が判断できるよう工夫されている。

⁵⁴ 資料 16 「学修ガイドライン」

たとえば、1 年次では基礎的な知識の修得を重視し、2 年次では判例を中心とした事例分析を中心とし、3 年次では、新しい問題を自力で解決できるだけの実務的対応能力を身につけることといった目標が示され、この目標にしたがって、学生は「理論と実務の架橋」のどの位置において学修すべきかを、自ら判断できるようになると思われる。

6-2-2 臨床教育

1. 現状

いわゆる臨床科目（「法文書作成」、「ローヤリング」、「模擬裁判」、「エクスターンシップ」、「リーガル・クリニック」）の内容は、講義要項の記載のとおりであり、2006年度から2009年度までの履修状況は以下の表のとおりである。

2006年度

	前期		後期	
	履修者	単位取得者	履修者	単位取得者
法文書作成	100	100	111	107
ローヤリング	158	158	76	74
模擬裁判（民事）	25	25	38	38
模擬裁判（刑事）	19	19	16	15
エクスターンシップ	6	6	94	94
リーガル・クリニック	69	69	71	71

2007年度

	前期		後期	
	履修者	単位取得者	履修者	単位取得者
法文書作成	119	118	101	101
ローヤリング	164	163	64	64
模擬裁判（民事）	54	54	45	45
模擬裁判（刑事）	20	20	37	37
エクスターンシップ	16	16	76	76
リーガル・クリニック	72	72	70	70

2008年度

	前期		後期	
	履修者	単位取得者	履修者	単位取得者
法文書作成	127	126	110	110
ローヤリング	138	137	92	91
模擬裁判（民事）	36	36	27	26
模擬裁判（刑事）	15	14	28	28
エクスターンシップ	8	8	174	174
リーガル・クリニック	65	64	56	56

2009年度

	前期		後期	
	履修者	単位取得者	履修者	単位取得者
法文書作成	106	106	85	84
ローヤリング	164	163	60	60
模擬裁判（民事）	27	27	23	23
模擬裁判（刑事）	36	36	23	22
エクスターンシップ	21	21	166	166
リーガル・クリニック	76	76	55	55

臨床科目のうち、「リーガル・クリニック」、「エクスターンシップ」といった実習科目を学生が履修するにあたっての秘密保持と情報漏洩の防止については、「法科大学院学生行為準則」⁵⁵においてとくに項目を設けて明示し、さらに科目の履修にあたって事前に法務研究科長宛の誓約書の提出を学生に義務付けるとともに、事前研修の際その趣旨を徹底するよう指導している。

また、これらの科目に関連して生ずるリスクについては、「法科大学院生教育研究賠償責任保険」（法科賠）制度に加入することによって、これを回避している。

⁵⁵ 資料3 履修要項 2009 59頁

なお、臨床科目は選択必修科目であり、授業内容は科目相互の補完性を意識して設計されている。科目の特性から、いずれも成績評価は合否のみによって判定している。

(1) リーガル・クリニック

本法科大学院のリーガル・クリニックとしては、「市民生活紛争」「裁判外紛争解決システムADR」「個別労働紛争」「家事法」「企業法務」「知的財産法」「公益的刑事弁護」「倒産・事業再生」「行政法の基礎」「国際人権法の実務」など多様な授業を、工夫を凝らした様々な教材・授業方法で展開されている。

この「多様性」をもった各授業それぞれは、本法科大学院の提示する6タイプの法曹像にリンクし、位置付けられており、したがって「体系性」をもったものである。

それぞれの授業内容については、各担当教員が、機関誌である中央ロー・ジャーナル等において授業実践報告として公表することによって可視化し、学内外の評価を得たうえで、さらに授業の充実化・進化に努めている⁵⁶。また、法化社会が進展する中、法曹実務の有り様は、多様化・高度化しており、これに対応できるように、授業設計や授業方法・教材の開発を進めている。

(2) エクスターンシップ

本法科大学院におけるエクスターンシップは、法律事務所、企業法務部、官公庁と幅広い派遣先を合計約150カ所確保して実施されており、とくに法律事務所については、北海道から沖縄まで、国内法務中心の一般事務所から渉外事務所など、きわめて多彩な派遣先がリストアップされている⁵⁷。また、官公庁については、2008年度からは地方自治体への派遣を開始している。また、2009年度から人事院主導で開始された「霞ヶ関法科大学院生インターンシップ」制度に参入し、派遣確定時期の遅れや派遣可能人数の減少等、若干の課題が明らかになったものの6省庁への派遣が実現した。さらにリスト以外で学生が自己開拓した法律事務所への派遣も、一定の条件のもとに認めている。また、エクスターンシップにおける研修が実り多いものとなるよう、派遣期間も原則として3週間としている。なお、これまでの実施状況を踏まえ、エクスターンシップを有意義な研修とする

⁵⁶ 資料1 中央大学法科大学院 GUIDE BOOK 2010 19頁、資料20「臨床科目実施記録」

⁵⁷ 事務課保管資料6-1「エクスターンシップ派遣先リスト」

ためには、一定以上の成績を確保していることが必要であるとの視点に鑑み、2010年度後期以降のエクスターンシップ履修にあたっては、法律基本科目GPA 2.0

以上の者を対象とすることが決定している。

派遣に先立って、機密保持や情報漏洩の防止等を徹底させるため⁵⁸、ガイダンスのほか2回の事前研修会を設けるとともに、学生には派遣先を事前訪問して研修内容を打ち合わせたうえ、その打合せの内容を記載した報告書の提出を義務づけている。

また、学生には実施後直ちに詳細な報告書を提出することを課し、派遣先から提出される報告書とあわせ、担当教員が検討して単位認定にあたっている。さらに、他の学生の経験に学ぶことも有意義なことと考え、エクスターンシップ終了後、学生による報告会を実施し、成果の共有化を図っている⁵⁹。

(3) 「法文書作成」、「ローヤリング」、「模擬裁判(民事)」、「模擬裁判(刑事)」などシミュレーション科目

法文書作成は、教員が事例問題を作成し、これを学生に示したうえで、事件処理の方針についての説明を求め、相手方に対する通知書、訴状等の作成、あるいは、依頼人に対する意見書、報告書の作成を求める授業である。単なる文書の作成にとどまらず、方針であれ意見であれ、学生に対しは常に法理論上の根拠を示しつつ説明することを求めており、おのずと実務と理論を架橋する授業となっている。ここでは、実務で作成される文書の法的根拠についての説明を学生に対し求めることによって、学生が自ら考える力を備えるようになるとともに、依頼者(相手方)に対して分かりやすく伝える能力を涵養することが期待されている⁶⁰。

「ローヤリング」は、担当教員と補助教員である実務講師が、実際の事件を素材とした事例を共同作成し、これに基づいて実施される法律相談、訴訟上の和解のロールプレイを中心に授業が行われている。ロールプレイの際、学生は弁護士役を、実務講師は当事者(相談者)役を担当する。ロールプレイに参加した実務講師はロールプレイ後に行われる検討の場にも加わり、教員とともに問題点の分

⁵⁸ 資料 21 「臨床科目の守秘義務誓約書」

⁵⁹ 資料 1 中央大学法科大学院 GUIDE BOOK 2010 20 頁、資料 20 「臨床科目実施記録」

⁶⁰ 資料 1 中央大学法科大学院 GUIDE BOOK 2010 21 頁

析に関与している。

模擬裁判（民事）は、担当教員 1 名と実務講師（弁護士）3 名の合計 4 名の教員スタッフと、定員 15 名の学生とで、専用法廷教室において授業が展開されている。人的にも物的にも、すこぶる恵まれた授業環境といえる。

授業内容としては、あらかじめ授業担当者会議で、策定した授業行程表に従って授業が展開されている。その内容の柱をなしているのは、リーガルライティングとロールプレイである。リーガルライティングは、訴状起案・答弁書起案・判決起案などであり、ロールプレイとしては、第一回口頭弁論手続・弁論準備手続・本人尋問手続・判決言渡手続の各場面を学生達が生き活きと演じている。

模擬裁判（刑事）は、法務総合研究所が作成した教材を使用し、学生に裁判官、検察官、弁護人のいずれかの役割を担当させ、冒頭手続（公判前整理手続）から判決宣告までを模擬法廷で実際の裁判と同じような手順を進めていく。担当した役割に応じて、訴訟指揮、証人尋問、被告人質問を行わせ、論告、弁論、判決を起案させている。授業を進めるうちに、次第に熱が入り楽しみながら刑事裁判手続が理解できるような工夫がなされている⁶¹。

⁶¹ 資料 1 中央大学法科大学院 GUIDE BOOK 2010 22 頁

2. 点検・評価

上記のとおり、エクスターンシップにおいては幅広い派遣先が確保され、また、リーガル・クリニックにおいては多様な法的紛争類型（家事・相続、企業法務、公益的刑事弁護、個別労働紛争、ADR、市民生活紛争）に即した実習が可能となっていることにより、学生の希望は最大限実現されている。これは、ビッグ・ロースクールである本法科大学院の大きな長所であり、学生もこの長所を十分享受している。また、リーガル・クリニックの担当教員のほかエクスターンシップの派遣先からも、学生の熱心な取り組みが高く評価されており、質的・量的にも非常に充実している。

3. 改善計画

エクスターンシップにおいては、多くの派遣先の協力を得て、希望した学生全員を派遣することができている。リーガル・クリニックにおいては、現実の生の事件をできる限り取り上げるべく努力をしているが、たとえば、企業法務においては、顧問先企業等との関係で、担当教員の守秘義務の要請が強いものがあり、また、内容の複雑さ、難易度の高さからいっても、生の事件、生の問題をそのまま学生に提供することが困難な状況にある。そのため、企業法務においては、シミュレーションではあっても、複雑さ、難易度が学生にとって適当であり、できる限り生の事件に近い教材を開発することが今後とも必要であろう。さらに、現在、リーガル・クリニック担当の教員の人数は、当初開設時の3倍、講座数としては2倍となっているが、学生の応募状況から考えて今後とも担当教員の増強を図る必要がある。他方、担当教員が増えたことによる教員同士のネットワーク作りが急務であり、また、理論と実務の架橋という観点からの専門家教員との連携の拡大が今後とも必要である。

これらのいわゆる臨床系実務科目は、いずれも、学生が現実の実務に触れる機会をもつことから、そこで生ずるおそれのあるリスクを回避するため、賠償責任保険の整備・拡充が望まれる。

第7分野 法曹に必要な資質・能力の養成

7-1-1 法曹養成教育

1. 現状

将来、法曹となって職務を適切に遂行することのできる資質・能力としては、さまざまなものがあり得るが、ここでは、「資質」(マインド)として「豊かな人間性」と「法曹としての使命感・倫理観」を、また、「能力」(スキル)として、「十分な法的知識と調査能力」、「法的分析と総合的判断の能力」、「批判的・創造的な思考力」、「説得的な表現・議論の能力」、および「問題解決能力」を取り上げ、本法科大学院での養成の現状を点検する。これらは、前述の「教育理念」(1-1-1)の中にも明示的・黙示的に取り入れられているものでもある。

(1) 法曹として必要な資質(マインド)の養成

ア 「豊かな人間性」

法曹の職務は単なる法技術的な事務処理にとどまるものではない。さまざまな問題や葛藤を抱えた紛争当事者や被疑者・被告人などの関係者から信頼されるような豊かな人間性を基礎として、全人格的に職務遂行にあたることが必要である。

このような資質は、成年期に達する前に各人の自主的努力等によってほぼ形作られるのが通常ではあるが、法科大学院においても、教員との接触を通じて豊かな人間性の形成に寄与することがある程度まで可能である。本法科大学院は大規模ながらも創意工夫を重ねて少人数教育を実現していることや、実務家教員の指導を直接受ける機会が多いことが利点となる。入学式・修了式などでの最高裁裁判官からの激励・薫陶を受ける機会をはじめ、クラス・ミーティング、ランチ&トーク、各種懇談会などで実務家教員等から率直に法曹としての経験や人間観等について話を聴く機会に恵まれており、そこから直接間接に得られるものは少なくない(イギリスのバリスター養成の法曹学院等では、伝統的に、教員と学生が食事を共にすることが教育上きわめて重視されていることが想起される)。なお、臨床実務科目である「エクスターンシップ」や「リーガル・クリニック」においては、実際の相談者・依頼者に接触することにより、

さまざまな境遇や立場の人たちが法曹に対して法的助力を求めてくることを学生たちは実体験し、法曹になるためには単なる知識のみならず豊かな人間性が求められることに気づくことになる。

イ 「法曹としての使命感・倫理観」

法曹がその職務を行うにあたっては、司法制度の担い手として果たすべき使命を自覚するとともに職務上必要とされる高い倫理観をもってあたらなければならない。

本法科大学院では、法曹候補者にふさわしい責任感と倫理観を涵養し、特に臨床型実務科目などにおいて責任ある学修姿勢を確立するため、法科大学院生としての「学生行為準則」⁶²を制定し、倫理に関する学生の自覚を促している。

授業科目との関係では、「法曹倫理」の科目は、まさに法曹としての高い倫理について学生に考えさせ、具体的に法曹の行動規範を学ぶ機会を提供している。「リーガル・クリニック」や「エクスターンシップ」などの臨床系実務科目で法的サービスの利用者と直接に接したり、法曹の対応を間近にみたりすることは、法曹の役割の理解と使命感・責任感の形成に大いに役立っている。「ローヤリング」・「法文書作成」・「模擬裁判」などのシミュレーション科目においても、その種の効用が十分に期待できる。また、展開・先端科目のうち、とりわけ「現代司法論」では、法曹の役割・在り方も重要なトピックとして取り上げられている。さらに、先輩法曹等による講演会も、貴重な学修機会となっている⁶³。

(2) 法曹として必要な能力（スキル）の涵養

ア 「十分な法的知識と調査能力」

「法律基本科目（1年次・2年次）」および「実務基礎科目」を通じ、法曹として幅広く一般法律知識（いわば法律常識）を身につけることは最低限の要請であるが、それに加えて、「展開・先端科目」や「基礎法学・外国法科目」の履修を通じて一定の分野の専門的法律知識を修得することも学生には期待されているし、ほとんどの学生はそのような高い志を持っている。その際、6種の「養成する法曹像」とそれぞれに対応した「履修モデル」が手引きとなる。

⁶² 資料3 履修要項 2009 59頁

⁶³ 事務課保管資料 7-1 「講演会一覧」

また、本法科大学院の「法情報調査」科目では、絶えることのない新たな法形成に対応して、電子データベース等から最新の法令・判例などの法律情報を検索・調査する基礎的能力を涵養している。

イ 「法的分析と総合的判断の能力」

法律実務において問題を法的に分析・推論し、適正な判断を下すためには、要件事実とその他の事実の識別や、証拠の適切な評価に基づく事実認定が必要である。さらに、その判断の結果は社会常識に照らしても首肯しうる適切な解決となるべきであり、そのためには、経験則等の十分な理解とバランスの取れた総合的な判断能力も要求される。これらの能力は、実務基礎科目群のうち「民事訴訟実務の基礎」・「刑事訴訟実務の基礎」・「模擬裁判」・「ローヤリング」・「リーガル・クリニック」等において、設例や実際の事例に即して理論的あるいは実践的に修得するほか、基本法律科目群のうち3年次の総合科目（「民法法総合Ⅳ」・「刑法法総合Ⅲ」・2008年度から新設の「総合事案研究」）においても、諸事例に即した適正妥当な解決を追求する中で、学ぶ機会が与えられる。

ウ 「批判的・創造的な思考力」

下級審裁判例が対立しているような法律問題、まだ先例がない争点、社会の変化によって法律や判例が時代遅れになっているような問題、立法者がまったく想定していなかった法の欠缺などの事態に直面した場合に、既存のルールを批判的に見直したり、新たなルールを創造したりすることが、法曹に求められる。このような高度の能力は、主として、2年次以降の法律基本科目（公法・民事・刑事の各総合科目）において、事例中心のソクラテス・メソッドを基礎とした日頃の思考訓練を通じて培われるべきものである。外国法科目等を通じて学ぶ外国の法制度との比較考察なども、創造的提案の基礎を提供する。

エ 「説得的な表現・議論の能力」

法的知識と分析・判断の内容を、正確かつ説得的に表現したり議論したりする能力は、文書によるにせよ口頭によるにせよ、法曹にとって不可欠のものである。科目としては「法文書作成」が、文書によるそのような能力の訓練に直接関わる。しかし、そのほかの科目においても、レポートや訴状・準備書面の起案という形で、文書による表現能力を涵養することを重視しているし、ソクラテス・メソッド（双方向）や口頭報告、グループ毎のバズセッション（多方

向)を通じて、授業における口頭表現能力・議論能力が養われている。2008年から新設された「総合事案研究」は、文書および口頭での表現能力の涵養にも重点を置いている。

また、この能力に関連して、依頼者・被疑者等の話を聞く能力も重要であり、「ローヤリング」においては依頼者役(補助教員たる弁護士)からポイントを聞き出すシミュレーション型授業が行われている。

オ 「問題解決能力」

法曹は、以上のような各種の能力を総合的に発揮して具体的な問題の解決にあたることになり、上記の各種の能力の集合を「問題解決能力」と称することができる。訴訟を典型としながらも、仲裁・調停・和解などの代替的紛争解決手段による解決も、法的解決の一環として検討しなければならない。「裁判外紛争解決制度」、「現代司法論」、「生活紛争と法」⁶⁴などは、紛争解決・問題解決の多様性とその選択について理論的に学ぶ機会を提供している。また、特に「ローヤリング」、「リーガル・クリニック(ADRクリニック)」等においては、学生の問題解決能力を高めることを意識した実際的な指導が行われている。

2. 点検・評価

本法科大学院は、前述のような多種多様な授業科目を展開して、法曹として必要な資質・能力を各学生が高い水準で身につけて修了してゆくことを目指している。この水準とその達成度を数値で表すことはきわめて困難であり、各授業科目の履修状況および成績状況から総合的に判断するしかないと思われる。

まず、カリキュラムの上では、前述のように各資質・能力を涵養するための諸科目が体系的に配置されており、教育方法の上でも双方向・多方向的な各種のティーチング・メソッドが採用されている。従って、これに則って教育が実施されることにより、所期の能力の開発が期待できる。実務基礎科目や外国法科目等もできる限り履修するようにさせるカリキュラムになっており(2群・3群科目は必修または選択必修)、実際に多数の学生が履修している⁶⁵。

学業成績に関しては、単位を修得できず不合格となる者が若干存在するものの、

⁶⁴ 事務課保管資料7-2 「生活紛争と法」(中央ロー・ジャーナル第4巻第4号授業実践報告)

⁶⁵ 資料18「科目別履修者数一覧表」

その人数は非常に少ないので、所期の教育成果はおおむね達成されているものと推測される。但し、これは厳格な成績評価の実施の問題と連動しており、合格者が多いことが客観的にみて全面的に肯定すべき状況であるとは限らないので注意を要する。

なお、「批判的・創造的な思考力」や「説得的な表現・議論の能力」を十分な水準にまで向上させることは、「法的知識の修得と調査能力」や「法的分析と総合的判断の能力」に比べると、相対的に困難なことと考えられる。この関係では、カリキュラムの忠実な遂行だけでなく、教員の指導上の工夫が相当程度要請されるものと考えられ、今後、さらなる努力が求められるであろう。

以上のほか、法曹としての資質や能力の涵養に関連するカリキュラム内外での幅広く多様な取り組みの実績については、さらに10-1にもまとめているので、そちらも参照されたい。

3. 改善計画

法曹に必要な資質と能力の担保のため、研究者教員にも実務家教員にも、授業の工夫を重ねる努力を要請するとともに、より一層厳格な成績評価を心がけるよう促すものとする。

第8分野 学習環境

8-1-1 施設・設備の確保・整備

1. 現状

(1) 講義・演習室

本法科大学院が所在する市ヶ谷キャンパスには、専門職大学院設置基準に基づき、法科大学院における高度な教育水準と環境を確保するために、次の教室等を設置している。とくに、法律基本科目群の授業科目については、50～70人規模を収容する双方向・対面授業に対応した教室を必要クラス分設置することとし（ただし、クラス指定のある法律基本科目の運営については、上限50名を標準としている）、その他、各授業科目の教育内容および特性に照らして、教室・演習室、情報処理教室、模擬法廷教室を設置している。法律基本科目の授業を実施する標準教室では、学生用の机の広さが確保されているほか、教卓や学生用机の情報環境整備、プラズマディスプレイ2基の配置や各種プレゼンテーション用設備が整っている。

2009年度においては、新たに導入された裁判員制度に対応して改装された模擬法廷教室で模擬裁判の授業が実施された。また、ここ数年、学生の高い学修意欲に応えるためにゼミ室の増設が必要であると考えられてきたが、2010年度4月に専門職大学院国際会計研究科が市ヶ谷田町キャンパスに移転することになったことに伴い、年度末からその空室の一部をゼミ室とした。

(1) 講義・演習室

施設	収容人員	面積	数	備考
大教室	141人	183.28㎡～190.94㎡	4	法科大学院専用
模擬法廷	114人	155.94㎡	1	大教室を兼ねる(専用)
情報教室	100人	184㎡	1	大教室を兼ねる
中教室	40～63人	99㎡～152.1㎡	10	全て双方向・対面教室9室
小教室	16～28人	50.40㎡～63.60㎡	7	
ゼミ室	4～12人	10.48～24.00㎡	12	

(2) 学生自習室

1) 学生の自習用スペースの確保・充実

本法科大学院における学生の自習施設は、授業内容を理解するための予習・復習をはじめ各自の必要な学修を常時行うために重要である。中央大学では従来から学生研究室や学生自習室の環境整備に努めており、そうした経験を踏まえつつ、市ヶ谷キャンパスには、学生の自習スタイルや情報環境のニーズに対応して、固定席を確保した自習室(院生研究室)、図書館内の自由閲覧席、PC自習室を整備している。また、リーガル・クリニック等の授業を実施する中央大学駿河台記念館には、実務資料室を兼ねた法科大学院専用自習室を設置している。

学生の自習室については、学生1人に一席の指定席を確保しているほか、多様な学修方法のニーズに即応した資料閲覧・読書・データベース検索処理用の自由席を整備しつつ、認可時の計画を履行している。とくに、学生のキャレル型自習席については、開設当初の459席に加え、2005年度には学生数の増加に併せて、223席を増設し(計682席)、さらに2008年度は教員共同研究室の一部を自習室に改装して20席を増設し、2008年度も学生1人に一席の指定席と一個のロッカーを貸与する体制を確保した。さらに、2008年度末に実施した専任教員研究室の近隣ビルへの移転を受けて、空室の一部を自習室に改装する工事を行った。この自習室は、2009年度から供用を開始した。なお、上述の国際会計研究科移転に伴う空室の利用については、2010年度に検討することとした。

施設	面積	用途	席数
院生研究室 A 専用	209.1 m ²	キャレル設置。 各キャレルに情報コンセント敷 設。 1号館5階談話スペースに プリンター6台を設置。	116
院生研究室 B 専用	161.5 m ²		98
院生研究室 C 専用	73.2 m ²		41
院生研究室 D 専用	65.7 m ²		32
院生研究室 E 専用	79.2 m ²		44
院生研究室 F 専用	93.1 m ²		55
院生研究室 G 専用	121.4 m ²		76
院生研究室 H 専用	329.0 m ²		220
院生研究室 I 専用	65.7 m ²		30
院生研究室 J 専用	45.9 m ²		20
院生研究室 K 専用	19.8 m ²		11
院生研究室 L 専用	19.8 m ²		11
図書室 A 共用	517.5 m ²		閲覧席設置（PC2台設置）。 （内図書室内PC自習室41席 にPC41台設置）。
図書室 B 共用	533.5 m ²	閲覧席設置（PC8台設置）。	40
院生 PC スペース 専用	117.6 m ²	PC44台設置。	44
市ヶ谷キャンパス自習席数（小計）			1002
実務資料室 専用	71.67 m ²	駿河台記念館に設置（自習室兼）	32
中央大学法科大学院自習席数（合計）			1034

（3）研究施設・設備

本法科大学院の専用施設として、法科大学院専任教員数に応じて、専任教員研究室を合計 70 室確保している。すなわち、市ヶ谷キャンパスに、専任教員個人研究室 65 室（研究科長室 1 室を含む。また下記の「中央大学法科大学院研究室別棟」にある専任教員個人研究室 12 室を含む。）、専任教員共同研究室 5 室（各 2～3 名の共同利用が可）を設置し、駿河台記念館には、リーガル・クリニック担当専任教員用研究室 1 室（2 名の共同利用が可）および法実務教育推進室を設置している。ただし、市ヶ谷キャンパスが狭隘であることは否めないことから、2008

年度末には近隣のビル2フロアを借り上げ、「中央大学法科大学院研究室別棟」として専任教員個人研究室の一部（11室）を移転した。同別棟には、さらに1室の個人研究室、共同研究・資料室（1室）及びロビーが設置されている。

また、市ヶ谷キャンパスには、教員間の相互研修や教材開発等を行う施設として、各種データベース活用のための情報環境を整備した「教育研究支援室」を設置している。なお、市ヶ谷キャンパスに設置される大学院教員室は、兼任教員や非常勤教員の利用にも供している。

法科大学院の学修を十全なものとするためには、授業時間外に専任教員によるオフィスアワーを設定する等、とくに教員と学生との間のコミュニケーションの場を確保することが重要である。そのため、上記の専任教員研究室、大学院教員室のほかに、学修指導室2室、談話室等を設置して、適宜、柔軟な履修・研究指導体制がとれるよう措置している。また、2008年度末には、別棟に個人研究室を有する専任教員のための共同研究室を1号館6階に新設した。なお、上述の国際会計研究科移転に伴う空室の利用の一環として、2010年度に学修指導室を3室に増室するとともに、教育研究支援室の資料保管室を設置することの方針を策定した。

2. 点検・評価

法科大学院の教育課程の趣旨と特色に応じた中規模（50人クラス）用の教室が開発・配置され、そこでは、学生用の机の広さが確保されているほか、教卓や学生用机の情報環境整備、プラズマディスプレイ2基の配置や各種プレゼンテーション用設備が整っている。また、模擬法廷教室が整備されている。

学生自習席については、大規模校でありながら、1人に1席と1個のロッカーを貸与して、自習環境の整備に努め、工夫を重ねている。

キャンパスへの入退構、図書室への入退構には、ICカード型学生証によるセキュリティーシステムが一部導入されている。

反面で、既存建築物の改修による対応であるため、教室の形状や、自習席の机の広さに限界を感じさせている。2008年度には、専任教員個人研究室の別棟への移転により、相当程度の床面積を確保し、ゼミ室や学生自習室を増設する等の修学環境整備に努めた結果、一定程度の改善がみられたが、他方で全専任教員が同

一のビル内に研究室を維持する体制が失われた。こうした方法による対応は、ほぼ限界に達していると思われる。上述の国際会計研究科移転に伴う空室の利用は、短期的には、問題の軽減につながると期待されるが、中長期的には抜本的な解決策が必要となると考えられる。

3. 改善計画

中央大学における専門職大学院等の都心展開については、学校法人中央大学の平成 20 年度事業計画の筆頭に位置づけられており（2008 年 3 月 20 日開催、学校法人中央大学評議員会第 4 号議案「平成 20 年度事業計画（案）Ⅱ 1」）、都心キャンパスの再開発を中心とした「都心施設整備計画概要」の見直しが行われているところである。その計画において、法科大学院教育の一層の発展に向けた施設と設備の充実計画が立案され、世界にも誇りうる日本のロースクールの設備の整備に向けて検討が開始されているが、一層の具体化が急がれる。また、その抜本的な施設改善整備計画の実現までの間においても、法科大学院における教育研究の充実を図るために必要な既存施設・設備の改善工夫を着実に実行する予定である。

8-1-2 図書・情報源の整備

1. 現状

(1) 学生の自習に供する情報環境の整備

学生自習室（院生研究室等）キャレルと図書室閲覧席全席に情報コンセントを設置し、ノートパソコンを接続して、インターネット環境への接続と法令・判例データベースへの接続・検索を可能としている。また、中教室4室に各50台（計200台）のPCを備え置き、授業で使用できるようにしているほか、キャンパス内に60台のノートパソコンを備え置き、自習室各席および閲覧席で利用することもできるよう、貸し出し体制を整備している。

自習環境の支障にならぬようにプリントアウト・スペースを設けたほか、図書室閲覧室には、固定型デスクトップパソコンを配置している。

さらに、学生PCスペース（専用室）には、44台の固定型パソコンが設置されており、学生が自由に利用することができる。また、情報教室には、合計100台の固定型パソコンが設置されており、情報関連の授業実施時間帯を除いて、学生が自由に利用することができる。なお、各教室には、それぞれ教卓にPCを設置し、教員が学生用PCを利用する必要がないように配慮している。

2008年度には、中央大学情報環境整備センターにより、市ヶ谷キャンパス内数カ所に無線LANのアクセスポイントが設置された。セキュリティの観点から、アクセスには市ヶ谷ITセンターにコンピュータを登録することを求めているが、食堂、1階ロビーおよび模擬法廷教室において無線LANの利用が可能となったことから、学修の利便性は相当程度向上した。

2009年度は、中央大学情報環境整備センターによる無線LANアクセスポイント増設が進められたほか、コンピュータ教室（2301号室）及び通常教室教壇のコンピュータがリプレイスされ、学修・教育環境の向上がなされた。

(台)

情報教室	100席全席に固定型ノートPCを設置	100
院生PCスペース	44席全席にデスクトップPCを設置	44

共用 PC 自習室 (図書室A内に設置)	キャレル席にデスクトップ PC を設置	41
図書室 A 専用	閲覧席の一角に固定型デスクトップ PC を設置 閲覧席全席に情報コンセント設置	2
図書室 B 共用	閲覧席の一角に固定型デスクトップ PC を設置 閲覧席全席に情報コンセント設置	8
可動・多目的型	校舎内貸し出し用のノート PC を用意	60
中教室	4 教室にノート PC 各 50 台を設置	200
	合計	455

(2) 図書室の環境整備

市ヶ谷キャンパスにおいて専門職大学院国際会計研究科および文系大学院の一部に利用されていた図書室を拡充し、法科大学院専用の図書室を増設した。また、一部の図書室施設は国際会計研究科との有効な共同利用を図っている。

図書室および情報処理設備等の整備については、以下のように、一層の充実を図っている。図書室Aの閲覧席を、開設当初予定の130席から、2005年度においては図書室内に共用PC自習室を設置する等して164席に拡充した。図書室Bの40席を加えて204席とした。そこでは、専用の図書室に情報検索用を中心とした目的で約40席のPC席を設けるなどの学生ニーズに応えた措置を講じた。また、専用図書室は年末年始を除き毎日24時まで開室し、国際会計研究科との共用図書室は、授業期間中は9時から22時まで開室、休日についても10時から18時まで開室している。

(3) 図書資料等の整備

図書資料の整備については、認可時の計画を履行し、一層の充実を図っている⁶⁶。データベースの充実を図り、整備計画であった法学関係データベースは、オンラインおよびオフライン（イントラネット運用）のものを含め、判例・法令データベース、雑誌全文データベースなど35種類程度を導入し、このうち13種類は学生の自宅からもインターネットを通じて利用できるよう整備している。なお、これ

⁶⁶ 事務課保管資料 8-1 「法務研究科図書室における図書資料整備等に関する現況」

らに法学関係以外のデータベースも含め、中央大学図書館ウェブサイトを経由して、利用可能なものへのクイックリンクが基本的に整備されている⁶⁷。

図書室の蔵書の充実を図るべく、開設年度期首において、法律関係図書について和図書約 7,500 冊、和雑誌約 140 タイトル、また和雑誌のうち約 110 タイトルについてバックナンバー約 1,400 冊を整備し、合計約 9,000 冊を整備した。また、講義、学修に密接な図書は、それぞれ 3 冊ずつ備えることとし、そのタイトル数は約 500 タイトルにのぼっていた。

さらに、開設後 3 年間の整備状況として、和図書約 12,500 冊、和雑誌バックナンバー約 5,000 冊、新規の継続購読和雑誌 20 タイトルを追加整備した。また、洋図書約 500 冊、洋雑誌 8 タイトルを整備した。法律関係図書のうち新刊図書は、各教員の推薦を得て図書委員会による選書を行い、学修に密接な図書は、3 冊ずつ（場合により 5 冊）整備し、予習・復習の用に供している。開設後の 3 年間で約 1,200 タイトルについてこのような複本を整備した。

以上の結果、2009 年度末における蔵書数は、図書約 33,200 冊、雑誌 406 タイトル（うち継続雑誌 328 タイトル）、製本雑誌約 8,200 冊で、総計約 41,400 冊となった。

なお、組織的な取り組みとして、図書委員会を組織し、新刊図書の収集、利用頻度調査による複本の整備、利用規則の改善などを図書館と連携して行うとともに、教育研究支援室等において新刊図書の選書資料の作成を行い、選書・配架の充実と促進を図っている。

大学内の他キャンパスに所在する図書も利用可能な体制を設けているが、市ヶ谷図書室蔵書での学修活動の充足度が高まっている。雑誌のバックナンバーをはじめとして、図書・雑誌とも開設時から継続して市ヶ谷キャンパス図書室で蔵書構築を進めた結果、他キャンパスから取り寄せる雑誌の数は極めて少なくなった。

授業の予習と復習に直接必要な資料の作成と配布については、事務室と教育研究支援室とに、必要な設備と作業補助人員を確保して、学生への提供サービスを充実させ、学生に負担がかからないようにしている。

⁶⁷ <http://www2.chuo-u.ac.jp/library/databasetop.htm>

2. 点検・評価

図書室の蔵書スペースおよび閲覧席については、なお一層の拡充が必要であるが、施設計画全体との関係調整が必要である。

他方、図書室の蔵書の充実については、開設当初の整備等に一部渋滞がみられたが、カリキュラムの年次進行と学生数の増加に併せた蔵書充実計画が遂行され、また、多摩キャンパスの豊富な図書資料も有効利用できる工夫がなされている。

また、情報環境の整備が進み、利用できるデータベースの量と質が確保されるとともに、そのアクセスルートが確保されているが、データベース自体の発展に伴い、継続的な内容精査と追加・入れ替えが必要である。また、PC 教室に配置されているものを含め、学生用 PC のリプレースを行っているが、継続的な更新が必要である。

3. 改善計画

(1) 電子化された学修資源へのアクセスが必須となっている状況に鑑み、利便性の向上とセキュリティの確保を調和させつつ、情報環境を整備する予定である。既に、無線 LAN のアクセスポイントが数カ所に設置されたが、これをニーズに応じて拡大すると共に、学生の持ち込み用 PC へのセキュリティソフトウェアのインストールの義務づけや登録制の安定した運用を維持する予定である。また、老朽化した学生用 PC の更新を順次進める予定である。

(2) 図書・資料の購入が進むにつれて、図書室内の所蔵・配架スペースが限界に達しようとしており、利用図書の入れ替え等の工夫を計るほか、所蔵・配架スペースの確保に努める予定である。また、法情報データベースについては、その発展に応じた検討を加え、追加・入れ替えを行う。

(3) 2010 年度 4 月に専門職大学院国際会計研究科の市ヶ谷田町キャンパス移転に伴い、会計関連の図書・雑誌等も移転することが予想されることから、そのスペースをどのように利用するか、共用していた雑誌等の入手をどうするか、などが今後の課題となる。

8-2-1 学習支援体制

1. 現状

(1) 奨学金

ア 本法科大学院独自の奨学金制度の創設と運用

本法科大学院では、開設時より独自の奨学金制度を発足させ、多様で優秀な人材が法科大学院における法曹養成のプロセスに参加し、学修に専念できるよう、手厚い経済的支援を実施している⁶⁸。

すなわち、入学試験時の成績優秀者を対象にした学費全額相当および学費半額相当の奨学金（第一種、第二種奨学金）の給付を受けている者は、2009年度5月1日現在、全学生の30.7パーセントである。加えて、初年度に奨学金を受給できなくとも、一定期間（1年間）の学業成績優秀者には、学費半額相当額給付を内容とする第三種奨学金が用意されている（2009年度支給実績107名）。これらを総合すると、たとえば2009年度における3年次生は、その55.1パーセントが、学費半額相当額以上の本学奨学金を受給していることになる。

また、以上の第一種、第二種、第三種の奨学金をいずれも受けていない者については、政府からの学生支援のための補助金を基にした第四種奨学金を用意しており、対象者1人あたり、2004年度は50万円、2005年度は40万円、2006年度は37万円、2007年度は30万円、2008年度は30万円、2009年度は32万円を支給している。

さらに、学生への経済支援の一層の充実・強化を図るため、2008年度から、以上の給付奨学金制度に加え、中央大学法曹会（中央大学出身の先輩法曹）の篤志により、新たな給付奨学金制度が導入された。2009年度は、21名に対し、1名あたり30万円を支給した。

イ 本学の全学的な奨学金制度の援用

本学の全学的措置である緊急支援制度を援用して、新潟県中越地震、能登半島地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震にて実家が罹災した学生への経済的支援が実施されている。

ウ 日本学生支援機構の奨学制度の有効な活用

⁶⁸ 事務課保管資料 8-2 「本学奨学金の種類と支給状況」

日本学生支援機構の奨学金中、無利子である第一種奨学金については定期採用時に 84 人、追加合格時に 45 人、有利子である第二種奨学金については、定期採用時に希望者全員（82 人）が希望金額どおりの給付を受けており、また、追加募集やその緊急支援奨学金についても、希望どおり受給している（いずれも 2009 年度実績）。

なお、修了等に伴って奨学金の受給を終了した者の第一種奨学金の返還免除につき、2004 年度は全額免除 0 名・半額免除 2 名、2005 年度は全額免除 9 名・半額免除 19 名、2006 年度は全額免除 9 名、半額免除 18 名、2007 年度は全額免除 12 名・半額免除 21 名、2008 年度は全額免除 13 名・半額免除 27 名となっている。2009 年度については、42 名を選定し、免除申請を行った。

（2）その他の生活支援

ハラスメント等人間関係トラブル相談窓口として、全学および本法科大学院の防止啓発委員会がこれにあたり、別記のクラス・アドバイザー制度も機能している。

健康維持・保健サービスは、市ヶ谷キャンパスに設けられた「保健センター分室」により提供されている。

寮・託児所サービスに関しては、本法科大学院が都心に立地し、かつ大規模校であることから、独自の学生寮を設置するなどはしていないが、大学内施設では対応できないもの、たとえば「託児サービス」の斡旋などは、その都度、入学前の事前相談を通じて、校地所在地の福祉機関に確認するなど、必要に応じた対応がなされるよう配慮している。

書籍・文具品等の購入は、中央大学生生活協同組合の店舗が市ヶ谷キャンパスに設置され、不自由がない。

2. 点検・評価

法科大学院では奨学金制度の充実是不可欠であるところ、本学では、年間授業料全額相当額あるいは同半額相当額の支給による奨学金制度が大規模に用意され、また、文科省補助金の使途も学生の経済的支援に傾注し、さらに新たな給付奨学金制度を導入するなど、最大限の支援体制が採られている。本学のこうした

奨学金制度の実施による学生支援の姿勢は、全国各地の法科大学院にも影響を与え、先駆的役割を果たしたものである。

市ヶ谷キャンパスの特性に応じて、その他の生活支援がなされている。

3. 改善計画

本法科大学院が採用している全国で最も充実した奨学金制度は、開設時の特例的措置にとどまることなく、今後も維持すべく、財源等の確保や関係諸機関との協議に努める予定である。生活支援については、施設的な要望を踏まえて、新キャンパスにおいて充実を目指している。

8-2-2 学生へのアドバイス

1. 現状

(1) クラス・アドバイザーの設置

本法科大学院では、クラス・アドバイザー制度を採用し⁶⁹、学生の学修生活一般について気軽に相談できる環境を作っている。

アドバイザーは、2004 度は 1 年次については各クラス 3 名、2 年次については各クラス 1 名としていたが、学生の要望に応える形で、2004 年度後期から、各学年ともに各クラスに 2 名のアドバイザーを配置している⁷⁰。

アドバイザーは別添規程に規定されているように、学修生活一般に助言するのみならず、学生の出席状況、成績についても把握し、学生の学修生活を広くサポートしている。

(2) オフィスアワーの設定

各専任教員は、少なくとも週 1 コマ・原則予約制のオフィスアワーを設置して、個別の科目の学修に関わる相談のみならず、学修生活一般についての相談の機会を提供している⁷¹。

さらに、2006 年度以降、夏期、春期の休業中にも、オフィスアワーを置いて、学生の相談に応じる体制を強化している。

オフィスアワーは、予約制としているが、予約学生がいない場合でも教員は研究室に待機して（この点は、教授会等で各教員に周知・確認している）学生の相談に応じている。また、各教員は、その判断において、予約制を採らず随時面談に応ずるなど、オフィスアワー制度の運営をより充実したものとする方向で申し合わせ以上のことを実施することが推奨されている。なお、オフィスアワーの利用実態の把握や制度改善の資料とするために教員に提出を求めている面談報告書の書式はより記入しやすいものに改められている。

(3) 実務講師による学修・進路相談等のフォローアップ演習

さらに、本学の特色ある仕組みの一つである実務講師によって実施するフォロ

⁶⁹ 資料 4 中央大学法科大学院内規集 39、参照

⁷⁰ 事務課保管資料 8-3 「2009 年度クラス・アドバイザー一覧」

⁷¹ 資料 4 中央大学法科大学院内規集 34 および事務課保管資料 8-4 「2009 年度オフィスアワー予定表」

ーアップ演習は⁷²、個別的な学修についての助言のみならず、先輩法曹の立場から進路に関する種々の適切な助言を学生が受ける場となっている。実務講師は、2007年度において45名、2008年度において54名、2009年度において、総勢60名の弁護士が就任している。とくに2008年度からは、新たに、本法科大学院を修了した弁護士の中から実務講師を任用し、主として第1学年および第3学年の学生に対するフォローアップ演習を担当する体制を整備しており、参加した学生からも極めて高い評価を得ている。

2. 点検・評価

上述のとおり、学生の学修方法や進路選択について適切なアドバイスを行う体制が整えられ、学生のオフィスアワー利用実態⁷³からも十分システムが機能していると評価できる。しかし、他方で、予約無しでオフィスアワーを利用したい、何時でも相談を受け付けて欲しいとの要望が一部の学生から出ている。前述のようにオフィスアワー制度の運営をより充実したものとする方向で申し合わせ以上のことを実施することが推奨されており、教員によっては、随時質問を受け付けているが、予約制を原則とする仕組み自体は変更していない。学生のニーズと教員の研究時間の確保の要請をどう折り合いをつけるかについて検討を続けている。

3. 改善計画

- (1) オフィスアワー制度の一層の効果的運用を図るため、必要な改善策を検討して実施する。
- (2) クラス・アドバイザー制度の効果的運用を図るため、制度の運用指針を確かめ、各学期のガイダンス期間等を活用してアドバイザー会議を設けて検討を行っており、これを継続する。
- (3) 実務講師によるフォローアップ演習が、進路等に関する助言の場ともなっていることに鑑み、その有効な活用方法をさらに工夫しつつ、拡充を図る方向で検討したい。

⁷² 事務課保管資料 8-5 「2009年度フォローアップ演習案内」

⁷³ 事務課保管資料 8-6 「オフィスアワー実施記録 (2009年度)」

8-2-3 カウンセリング体制

1. 現状

(1) 学生相談室の設置

中央大学では、専門職大学院に在学する学生が抱える学生生活上の諸問題に関する相談に対応するために、市ヶ谷キャンパスに「専門職大学院学生相談室」（以下「相談室」という。）が設置されている⁷⁴。

(2) 組織・設備

相談室の運営は、専門職大学院各研究科長のうちから互選された研究科長、各研究科教授会から選出された専任教員、および精神科医、臨床心理学に関する専門知識を有する者によって構成される「専門職大学院学生相談室運営委員会」（以下「委員会」）が担当しており、2009年度は2回開催され、委員会の運営に関する議案を審議するとともに、相談の現状および今後のあり方等も議論した。

また、市ヶ谷キャンパスには、「保健センター（市ヶ谷分室）」が設置されており、医師（内科医）、看護師、保健師等が配置されており、学生の傷病への対応のほか、メンタルケア相談のインテーク・ワークという重要な作業を担っている。

実際の相談業務を担当するのは、各研究科教授会から選出された専任教員の学生相談員と嘱託の精神科医およびカウンセラー（臨床心理士）である。このほか、各クラスに、専任教員2名のクラス・アドバイザーが配置され、クラスミーティングを年2回開催するほか、学生の学修・進路・生活相談に応じる体制が採用されている。

相談室のインテーク・ワークは、1号館1階にある保健センター分室において行われるが、実際の相談業務は、相談者のプライバシー確保のために、主として1号館5階にある学生相談用面接室において実施されている。

(3) 学生相談業務

相談室において対応している相談事項は、日常生活上の問題から、修学・進路、学生生活に関するものと、心身の健康に関するもの（健康相談、精神衛生相談、性格・対人関係等）に二分される。なお、セクシュアルハラスメントを含むハラスメント相談については、別途、「ハラスメント防止啓発委員会」が対応している。

⁷⁴ 事務課保管資料 8-7 「中央大学専門職大学院学生相談室に関する特別措置規程」

メンタルに関わる相談には、精神科医 3 名（火・木・金曜日 13 時～17 時勤務）と、カウンセラー 1 名（月曜日 13 時～17 時勤務）が対応し、その他の事項については、5 名の教員相談員が対応する体制がとられている。

次に、2009 年度（2010 年 3 月 31 日現在）の保健センターの利用状況⁷⁵は、新規相談者数 34（未修 13、既修 21）、再来相談者数 139（未修 32、既修 107）である。2007 年度が新規相談者数 22、再来相談者数 97 であり、2008 年度が新規相談者数 28、再来相談者数 104 であったので、やや増加傾向を示している。利用実人数は医師 29、カウンセラー 8、教員 0、相談内容は、健康 23、精神衛生 133、その他 17 であった。メンタルな問題を誰に相談したかの相談件数は、精神科医 40、カウンセラー 93、教員 0 であった。

（4）周知方法等

メンタルケアを含む学生相談においては、広報活動が不可欠であることに鑑み、相談室では、学年当初のガイダンスにおいて、口頭説明に加えて、「心身のサポート案内」という、多色刷りのパンフレットを学生に配布している⁷⁶。そこでは、「こころの危険信号をキャッチする」との表題の下に、「このような状態が続くなら早めにご相談ください」として、10 の症状を列挙し、学生の理解を深める努力をしている。

また、学生自習室にポスターを掲示して、学生のメンタル面に関する教員の意識を喚起し、加えて、適切な初期対応を図るため、「気になる学生に出会ったら」と題するパンフレット⁷⁷を教授会員に配布し、教員側の啓発にも力を入れている。

（5）講演会の実施

2009 年度も（2008 年度に引き続き）、本法科大学院の学生を対象として健康管理に関する講演会を開催した。7 月 3 日、舟橋一郎精神科医（専門職大学院学生相談室相談員）による「効果的な学習法」と題する講演である⁷⁸。

講演会の参加者はやや少なめであったが、講演後も講師に質問をする学生も多く、関心の高さがうかがわれた。

2. 点検・評価

⁷⁵ 事務課保管資料 8-8 「2009 年度専門職大学院学生相談室利用状況」（保健センター事務室）

⁷⁶ 事務課保管資料 8-9 「心身のサポート案内」

⁷⁷ 事務課保管資料 8-10 「気になる学生に出会ったら」

⁷⁸ 事務課保管資料 8-11 「効果的な学習法」

(1) 運営面

本法科大学院学生の多様な相談ニーズに適切に対応するためには、相談事項の幅広さと専門性が必要と考えられる。この要請に対しては、専門職大学院独自の相談室・相談体制が採用されていること、とりわけメンタルヘルスの専門家として、精神科医・カウンセラー3名が配置されていることは、肯定的な評価をすることができると考えられる。

もっとも、前述のように、水曜日には精神科医・カウンセラーが不在である等、残された課題もある。

(2) 施設面

相談室は、業務全般を統括する独立の施設を保有しておらず、現時点では、利用できる施設は、インテーク・ワークのポイントとしての保健センター分室および精神科医・カウンセラーの相談室のみである。後者の施設も、未使用の研究室を暫定的に使用しているため、相談者のプライバシー確保にも一定の限界が存することを否定できない。

(3) 相談体制

教員への相談がほとんどない。それは次のような理由からだと思われる。第1に、健康、精神面の問題に対する相談は、そもそも教員に対してなすことが期待できない。第2に、学修相談、進路相談等は、クラス・アドバイザーまたは親しい教員に行っていることが考えられる。しかし、学生が教員に対して相談するニーズ等への対応についても今後検討する必要があるだろう。

(4) 広報体制

「心身のサポート案内」という、多色刷りのパンフレット等によって、相談室はかなり学生に知られてきているものと思われる。

(5) 講演会

学生の健康管理に関する講演会の開催は、そのことにより、学生に自らの健康管理に注意するよう喚起する役割だけでなく、実際に講演を聴いて自らの健康管理の問題につき考えてもらうことができ、大変有益なものであった。

3. 改善計画

毎年新しい学生が入学することから、様々な機会や手段を利用して、相談室の役割を伝達することが今後も必要である。また、相談への対応体制の充実を図る必要もある。

しかし、相談することもなく、自分でメンタルな問題を抱えている学生をどのように発見し、これに対応していくかが課題である。また、予防という視点も重要である。

これらに対しては、第1に、学生のメンタルヘルスの問題を教員に理解してもらうために、法科大学院教授会等において、精神科医やカウンセラーから、法科大学院学生のメンタリティや、そのケアについてレクチャーしてもらうことが考えられる。第2に、授業担当教員が、欠席の多い学生についての情報をクラス・アドバイザーに伝え、対応してもらうシステムを採用しているが、今後とも、日常的に学生に接するクラス・アドバイザーとの連携を深めていく必要がある。第3に、学生の健康管理に関する講演会を適宜、開くことも効果的である。

8-2-4 国際性の涵養

1. 現状

(1) 継続的な取り組み

本法科大学院では、開設から 2006 年度までの間、国際関連プログラムとして、正規履修科目である「英米法」「国際取引法」「国際法」等のほかに、「法曹養成のための国際教育プログラム」を設けてきた。これは、2004 年度に、文部科学省より、法科大学院等専門職大学院形成支援のため補助事業（以下「G Pプログラム」）の対象として指定（期間 3 年間）された。その目的は、「法的紛争の国際化」に対応すべく本研究科に設置された各授業科目の教育目標をさらに高度に達成するために、海外研修や外国人専門家による集中講義等を通じて、国際社会がいかなる法的エキスパーティズを必要としているかを具体的に認識させ、その後の自覚的・主体的研鑽を促す教育プログラムを創出しようとするものである⁷⁹。

2004 年度は、(1)学生を引率して海外で実施するプログラム 3 件、(2)外国人講師を招聘して国内で実施するプログラム 2 件、および(3)プログラム実施に関わる事前の協議・調整のための海外出張 4 件を実施した⁸⁰。2005 年度・2006 年度においても、(1) (2)のプログラムを継続実施した。

この G Pプログラムは、2006 年度末をもって終了したが、本法科大学院はその成果を踏まえ、2007 年度から正規履修科目として「Study Abroad Program I」「同 II」「英文法文書作成」等を設置したところである。

(2) 新たな取り組み

本法科大学院は、2007 年度にカリキュラム改訂を実施したが、その内容の一つが G Pプログラムの経験に基づく国際関連プログラムの強化であった。まず(1)学生を引率して海外で実施するプログラムを、「Study Abroad Program(SAP) I」（原則として 1 週間の海外学修）、「同 II」（同 2 週間）として正規科目に組み込み、本年度はベトナム・メルボルン（オーストラリア）・香港の 3 拠点で授業

⁷⁹ 事務課保管資料 8-12 G Pプログラム「法曹養成のための国際教育プログラムの形成」の概要

⁸⁰ 事務課保管資料 8-13 G Pプログラム「法曹養成のための国際教育プログラムの形成」最終報告書

を実施した。履修学生には、旅費等の経費の一部を中央大学から支援している。また、(2)外国人講師を招聘して国内で実施するプログラムについては、その一部を正規科目である「英文法文書作成」として、本学専任教員が実施することとしたほか、2006年度に実施した「ボストンLSプログラム」を継続実施した。これは、2006年度に海外ロースクール・サマープログラム導入のパイロットプログラムとして開始したもので⁸¹、2007年度においては中央大学ロースクール・アカデミー主催の「CLS-BU Seminar Program in Tokyo 2007」として実施した。内容としては、(a)アメリカ法の最新情報に関する講義（英語）、(b)法律英語とアメリカ法の基礎に関するトレーニングクラス（英語）、(c)英米法および同法情報データベース入門（日本語）の3コースを開設し、本学学生のみならず修了生や実務法曹にも開放された、(a)(b)はボストン大学から教員を招聘して実施したものであり、(c)は本研究科専任教員が担当した。

こうした2007年度における新たな取り組みを受け、2008年度には文部科学省の「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に対して、琉球大学法科大学院および明治大学法科大学院と共同して「グローバル化に対応した法曹養成プログラム」を申請し、その採択を得た（2008年度～2009年度。以下「新GPプログラム」という。）。この結果、2008年度および2009年度においては、さらに新たな国際性を涵養するための取り組みを実施することとなった。

このプログラムは、(1)グローバル法曹養成教育のための調査研究、(2)国際性涵養のための教育の充実の2つの柱からなる。2008年度に実施した(1)の事業には、(a)2009年3月から韓国でもロースクール制度が実施されることになったことを踏まえ、10ロースクールの代表者を招聘して実施した「シンポジウム アジアにおける新たなロースクールの将来—グローバル化に対応した法曹養成—」（2008年11月29日）、(b)アメリカ合衆国、アジアおよびヨーロッパでの法曹養成教育調査研究、(c)アメリカ、ドイツおよびオランダから教員を招聘して実施した「シンポジウム グローバル法曹と比較法研究」（2009年3月7日）が含まれる。他方、(2)の事業には、(a)これまで琉球大学が単独実施してきた海外研修プログラム「ハワイ大学プログラム」への本研究科学生の参加（「Study Abroad Program I・II（ハワイ）」として実施）、(b) Study Abroad Program（メルボル

⁸¹ 事務課保管資料 8-14「2007年度ボストン・プログラム報告書」

ンおよび香港)の琉球大学および明治大学法科大学院院生への開放(単位認定は、それぞれの大学の判断による)が挙げられる。

新 GP は2年度のプログラムであるため、最終年度となった 2009 年度においては、次のような事業が実施された。(1) グローバル法曹養成教育のための調査研究としては、(a)2009 年 7 月 4 日に新 GP 運営委員会を開催し、併せて、2008 年度の海外研修プログラム参加者(引率指導教員、受入教員及び参加学生)等による研究会を開催してその内容拡充のための討議を行ったこと、同様の新 GP 運営委員会及び研究会を 2009 年度のプログラム実施を踏まえて実施したこと(2010 年 3 月 20 日)がある。

(2)国際性涵養のための教育の充実については、2008 年度と同様に Study Abroad Program のうちメルボルン・プログラム、香港プログラム及びハワイ・プログラム(琉球大学主管)を位置づけ、それぞれ本学院生には単位を認定したほか、ドイツ及びオランダに学生を派出する「欧州プログラム」を夏期休暇中に実施し、同様に単位を認定した。また、ボストン大学から Legal English 及び Communication の専門家を招聘し、「Negotiation with American Lawyers」との共通タイトルの下で2コースのサマースクールを実施する、いわゆる「ボストン・プログラム」を実施し、各コース共に 20 名を超える参加者を得た。このプログラムの特徴は、在学生のみならず、法科大学院修了生にもこれを開放し、そのキャリア形成の一助とするよう構成されていることである。また、さらに進んで外国法曹資格取得までを視野に入れた修了生のために、アメリカ合衆国ニューヨーク州に所在する Fordum Law School に協力を求め、アメリカ法鳥瞰を内容とするサマースクールを同校で開催し、これに修了生 3 名を派出したことも本年度の特徴である。

また、新 GP の枠外ではあるが、従来「ベトナムプログラム」として実施されてきた Study Abroad Program については、短期的にさらに発展させる可能性を見据えて、「東南アジアプログラム」と改称して実施した。

短期海外研修(2004年度後期)

科目		担当者	履修者数	国名
Foreign Law Seminar		スミス	16	オーストラリア
Foreign Law Seminar		スミス	27	タイ
テーマ演習 I		佐藤(恵)	5	ベトナム
		合計	48	

短期海外研修(2005年度前期)

科目		担当者	履修者数	国名
Foreign Law Seminar		スミス	25	
Foreign Law Seminar		スミス	12	オーストラリア
テーマ演習 I		伊藤(壽)	0	香港
テーマ演習 I		佐藤(恵)	3	ベトナム
テーマ演習 II		スミス	2	オーストラリア
		合計	42	

短期海外研修(2005年度後期)

科目		担当者	履修者数	国名
Foreign Law Seminar		スミス	10	
テーマ演習 I		伊藤(壽)	3	香港
テーマ演習 I		佐藤(恵)	2	ベトナム
テーマ演習 II		スミス	0	オーストラリア
		合計	15	

短期海外研修 2006年度前期)

科目		担当者	履修者数	国名
Foreign Law Seminar	Corporate Governance in Australia	スミス	6	

Foreign Law Seminar	Commercial ADR in Asia	スミス	11	オーストラリア
Foreign Law Seminar	Comparative Constitutional Law	ローゼン	5	オーストラリア
テーマ演習 I	金融取引法の基本問題	伊藤(壽)	6	香港
テーマ演習 I	ベトナムにおける法整備支援	佐藤(恵)	1	ベトナム
テーマ演習 II	比較法学の視点から見たアジア法	スミス	3	オーストラリア
		合計	32	

短期海外研修(2006年度後期)

科目		担当者	履修者数	国名
Foreign Law Seminar	Comparative Constitutional Law	ローゼン	1	オーストラリア
テーマ演習 I	金融取引法の基本問題	伊藤(壽)	0	香港
テーマ演習 I	ベトナムにおける法整備支援	佐藤(恵)	0	ベトナム
		合計	1	

短期海外研修(2007年度前期)

科目		担当者	履修者数	国名
Study Abroad Program I	Comparative Constitutional Law	ローゼン	1	オーストラリア
Study Abroad Program I	ベトナム	佐藤(恵)	0	ベトナム
Study Abroad Program I	香港	佐藤(信)	15	香港
Study Abroad Program I	日豪会社法の課題	伊藤(壽)	1	オーストラリア
Study Abroad Program II	メルボルン・プログラム	長内他	1	オーストラリア
		合計	18	

短期海外研修(2007年度後期)

科目		担当者	履修者数	国名
Study Abroad Program I	ベトナム	佐藤(恵)	7	ベトナム
		合計	7	

短期海外研修(2008年度前期)

科目		担当者	履修者数	国名
Study Abroad Program I	Comparative Constitutional Law	ローゼン	1	オーストラリア
Study Abroad Program I	ベトナム	佐藤(恵)	1	ベトナム
Study Abroad Program I	香港	佐藤(信)	10	香港
Study Abroad Program I	日豪会社法の課題	伊藤(壽)	2	オーストラリア
Study Abroad Program II	メルボルン・プログラム	長内他	5	オーストラリア
		合計	19	

短期海外研修(200年度後期)

科目		担当者	履修者数	国名
Study Abroad Program I	ベトナム	佐藤(恵)	5	ベトナム
		合計	5	

短期海外研修(2009年度前期)

科目		担当者	履修者数	国名
Study Abroad Program I	ベトナム	佐藤(恵)	2	ベトナム
Study Abroad Program I	香港	佐藤(信)	12	香港
Study Abroad Program II	ハワイ・プログラム	阿部他	8	ハワイ
Study Abroad Program II	メルボルン・プログラム	長内他	9	オーストラリア
		合計	31	

短期海外研修(2009年度後期)

科目		担当者	履修者数	国名
Study Abroad Program I	ベトナム	佐藤(恵)	17	ベトナム
Study Abroad Program I	欧州プログラム	米津	4	オランダ・ドイツ
		合計	21	

2. 点検・評価

2009年度は、2007年度までの取り組みを踏まえ2008年度に申請・採択された新GPプログラムの最終年度であったのに採択を得たところに特徴がある。SAPのうち、ベトナムプログラムはその内容特質から、新GPプログラムの枠組みには組み込まれていないが、これを含め全体として、本法科大学院の国際性涵養に関する体制が整備されつつある。とくにSAPでは、参加学生の予習を促すための事前研修および事後学修を課しているが、そこでは日本法との比較を念頭に、グローバルな法的解決への方向性を明確に示し、本プログラムの教育目標を達成することに努めており、さらにそれぞれ現地の法曹から、直接、実務的問題点を教示され、必要とされる専門能力をより具体的なかたちで理解することが可能となった。帰国後に提出された参加学生のレポートにおいても、日本法への理解をより深める必要を自覚的に認識したことが示されており、今後も自主的研鑽を期待することができる。

他方で、国際性の涵養は在学中だけではなく、修了後においても継続することが必要である。この点では、2007年度に実施した一種の継続的法曹教育（CLE）である「ボストン・プログラム」を再開し、さらにフォーダム・プログラムを実施したことは、キャリア形成につながる教育プログラムの構築として評価できよう。

3. 改善計画

2010年度は、新GPの支援が修了することから、独自の財源と工夫による改善が必要となる。新GPのもとで実施したボストン・プログラムについては、これを中央大学の独自財源で実施することとなっている。他方SAPについては、新GP以前から本法科大学院が実施してきたものは引き続き継続するが、欧州プログラムについては、受け入れ先との関係で実施期間調整を要すること等から2010年には実施しないこととした。また、琉球大学法科大学院が主管してきたハワイ・プログラムに本学学生が参加し単位を認定する仕組みや、逆に本法科大学院が主管するメルボルン・プログラム及び香港プログラムに、新GP共同申請校であった琉球大学及び明治大学法科大学院院生が引き続き参加できるようにする仕組みについては、2010年3月に開催された新GP運営委員会において、3校の関係者

により基礎的な合意が形成されたことを受けて、引き続き検討を行うこととする。他方、フォーダム・プログラムについては、当初念頭にあった新司法試験合格発表待機期間中の修了生が、厳しさを増す就職に対応するため、同プログラム実施時期に日本を離れることが難しいとの指摘があり、2010年度においてこれを実施せず、さらに検討を加えることとした。

このように 2010 年以降においても、英吉利法律学校の伝統を新時代に継承することを基本に、在学期間から修了後までを視野に入れた新 GP の枠組みを可能な限り発展させることが必要である。

8-3-1 クラス人数

1. 現状

2009年度は、法律基本科目の履修のために、1年次（法学未修入学者）に2クラス、2年次（法学既修入学者と1年前の法学未修入学者との混合クラス）に6クラス、3年次（2年次と同様）に6クラスが設置され、このクラス指定のある法律基本科目が行われるクラスにおける学生の数は、2年次以上のクラス（法学既修入学者）で50名弱、1年次のクラスでも53名が上限となっている。なお、2008年度末から進級判定制度が導入され、1年次から2年次への進級制限が行われることとなり、2009年度の1年次生には新入生に加え、原級留置学生が含まれることになったが、1年次生の1クラスの人数が上限を超えることはなかった。また、テーマ演習については、それが少人数教育であるという側面を有することから、1クラスの人数を30名以内に制限することを徹底した。

これに対し、クラス指定のない基礎法学・外国法科目や展開・先端科目（選択科目）では、100人台の受講者を有する場合があった⁸²。

2. 点検・評価

開設以来、一貫して法律基本科目および必修科目においては、1クラスあたりの受講者数は50名前後となっている。選択科目の講義中心の科目では、受講者数が100名を超える場合があったが、履修上の不便や教育上の支障は生じなかった。

3. 改善計画

全体として適切な学生数を維持するとともに、各授業科目においては、教育効果の低下が懸念されるような多数の受講生数とならないように、授業科目を設置する学期やクラス数を調整するなど、編成に努力して、授業における学生数の適正化を引き続いて図る予定である。

⁸² 資料18 「2009年度科目履修者数一覧」

8-3-2 入学者数

1. 現状

07年度			08年度			09年度		
入学 定員 (A)	入学 者数 (B)	B/A	入学 定員 (A)	入学 者数 (B)	B/A	入学定 員 (A)	入学者 数 (B)	B/A
300	276	0.92	300	321	1.07	300	291	0.97

- [注] 1 「入学定員」とは、各年度の入学定員として各法科大学院が定める人数をいう。
2 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
3 [B/A] 欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示すること。

本法科大学院の入学者定員は、法学既修入学者が 200 名、法学未修入学者が 100 名の合計 300 名である。過去 3 年間の実際の入学者数を見てみると、2007 年度が 276 名（内訳は、既修者 197 名、未修者 79 名）、2008 年度が 321 名（内訳は、既修者 217 名、未修者 104 名）、2009 年度が 291 名（内訳は、既修者 195 名、未修者 96 名）となっている。

2. 点検・評価

入学者選抜の安定化に伴い、2006 年度以降、入学者数はほぼ入学定員どおりであり、きわめて適切な人数となっている。

3. 改善計画

- (1) 引き続き、全体として適切な学生数を維持する。
- (2) 法科大学院制度がおかれた環境に鑑み、今後、本法科大学院に対しても収用定員の見直しが迫られるものと予想されることから、この問題について適切に対応する。

8-3-3 在籍者数

1. 現状

	2009 年度					
	入学定員 (A)	在籍者数 (B)	B/A	退学者数	休学者数	留年者数
2006 年度以前入学者		3		0	0	
2007 年度入学者	300	77	0.26	1	2	
2008 年度入学者	300	309	1.03	2	3	
2009 年度入学者	300	291	0.97	0	0	9
合 計	900	680	0.76	3	5	9

- [注] 1 「収容定員」とは、「入学定員」の3倍に相当する人数をいう。ここでは各年度の「入学定員」の合計欄に「収容定員」を記入。
 2 「在籍者数」とは、休学者を含む法科大学院生の在籍数をいう。
 3 [B/A] 欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示。
 4 上記表の退学者数、休学者数は、各年次の入学者のうち、2009年5月1日時点における退学者数、休学者数をいう。
 5 留年者数は、前々年度、前年度の入学者のうち進級できなかったものの人数をいう。留年者には、休学や留学によって進級の遅れた者は含まれない。

本法科大学院の入学者定員は、法学既修入学者が 200 名、法学未修入学者が 100 名の合計 300 名となっている。2009（平成 21）年 5 月 1 日時点での在籍者数、退学者数、休学者数を記入した。

2. 点検・評価

在籍者数は、定員を上回っていない。もともと、各年度における入学者数の増減により在籍者数が上下するが、2009 年度では、定員に照らして在籍者数が適正な数となっている。

3. 改善計画

全体として適切な学生数を維持する。なお、2008 年度末から進級判定制度を

導入し、1年次から2年次への進級制限が行われることとなったため、2009年度の1年次生には新入生に加え、原級留置学生が含まれることになった。2009年度は、1年次の1クラスの上限を超えることはなかったが、今後も原級留置学生の数を勘案した上で、適切な学生数となるよう努力する。

第9分野 成績評価・修了認定

9-1-1 厳格な成績評価基準の設定、開示

1. 現状

成績評価は、授業科目の内容・性質に応じて、筆記試験の他、平常点、レポートおよび口述試験又はそれらを併用して行い、後述の成績評価の尺度と表示を前提とした緩やかな相対評価によっている。筆記試験等は、原則として、前期開講科目については夏季休業前に、後期開講科目については学年末に実施している。また、正当な理由があつて定期試験を受験できない学生には、追試験の受験を認めている。

成績評価の尺度と表示（Grading System）は、A（90～100点）、B（80～89点）、C（70～79点）、D（60～69点）、E（60点未満、不合格）であり、Aは学生全体の15%程度以内、Bは25%程度以内にとどめることを目安とし（C以下については、統一基準は設けていない）、Eについては到達度に照らして絶対評価としている。

また、実務基礎教育科目群のなかで実習的要素の大きい授業科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ）については、合否判定のみを行うこととし、合格をA、不合格をEとしている。

以上の成績評価基準のうち、成績評価の尺度と表示は、教授会における申し合わせにより設定され、筆記試験の他、平常点、レポートおよび口述試験を組み合わせる成績評価を行うか否かについては、教員が授業科目の内容・性質に応じて決定している。複数教員が担当する科目の筆記試験では、試験問題および採点基準を協議したうえ科目ごとに統一した試験を実施しており、各教員が個別に設定する評価基準を含め、すべての成績評価基準は、履修要項、シラバス等を通じて事前に学生に開示されている。筆記試験の評価は、各科目担当者の作成する答案の講評と共に学生に通知している。また、採点前の答案コピーを学生に配布し、各自講評と照らし合わせて学修することができるよう配慮している。

また、各科目における到達目標を示した科目別学修ガイドラインを策定し、これを学期初めのガイダンス時に配布することで、評価基準がより具体的に明らか

になるようにしている⁸³。

2008年度の認証評価においてこの項目はC評価を受け、講義要項への成績評価の表記方法を明確にするとともに、各教員がそれぞれ成績評価資料を作成し、これを学期ごとに法科大学院として保存することとした。

2007年度から実施した厳格な出席調査は定着していると思われる。

2008年度から1年次生について進級判定制度を導入し、学年末の法律基本科目の成績が一定基準（GPA）に達していない学生の進級を認めないこととしたが、2011年度入学者から、この基準値を現在より引き上げることが教授会で決定されており、実施年度に向けてその旨が開示される予定である。

2. 点検・評価

講義要項への成績評価基準の記載は以前より統一されたと思われる。

学期末試験問題については、科目ごとに作成と採点基準が統一されていること、および、答案コピーの返却と講評の公開により、その成績評価の基準は厳格に設定され、適切に開示されている。

3. 改善計画

厳格な成績評価の方法や基準の設定・開示には、その前提として、各科目の到達目標が明確に定められている必要がある。かねてより、科目別履修ガイドラインの策定・改定や各科目担当者による議論を通じて、修了時から逆算して各学年でどの程度の学修達成度が求められるのかについてのコンセンサスを形成し、それに沿った成績評価基準を設定する努力をしているところであるが、これはシラバス作成、カリキュラムや担当教員の配置とも関係する問題であるため、2011年度の実施に向けたカリキュラム改正作業と併せて、議論を進めたい。

⁸³ 資料 16 「学修ガイドライン」

9-1-2 成績評価の厳格な実施

1. 現状

すべての科目について成績評価の分布をとりまとめた資料をFD委員会および教授会に資料として提出して検討しているが、それによると、先に示したA=15%程度、B=25%程度という成績評価の割合に科目によるばらつきがみられる（法律基本科目および実務基本科目以外の科目では、履修者数が少ないことなどにより、この評価割合を適用していないものもある）⁸⁴。学生のGPA値は、2007年度は3.83から0.00の範囲、2008年度は3.84から0.00の範囲、2009年度は3.89から0.00の範囲に分布している⁸⁵。

複数教員が担当する科目では、評価方法、試験問題および採点基準を協議したうえで科目ごとに統一した試験を実施し、採点についても複数教員が同一答案を評価するなど評価の客観化を図る方法をとっている。

各教員が、設定された成績評価基準に厳格に従って評価を行っているかを法科大学院として確認することはしていないが、上に記したように、学生には成績と共に試験の講評を公開し、自らの答案のコピーも交付しているので、試験の評価が適正に行われているかどうかを客観的に判断する材料は提供されている。

これまで学期末試験で不合格となった者の人数は資料のとおりである⁸⁶。

出席状況の記録と、それに基づく試験の評価は計画されたとおりに実施されており、展開・先端科目のうち受講人数が多いものについても、自書による署名を求めて出席調査している。

期末試験については、すべて内容を法科大学院において把握しているが、その適切性について検討することはしていない。

2008年度から、1年次生について、学期末にGPAが1.60に満たない学生を原級留置とし、AまたはBの成績評価を得ている科目を除いて再履修させるという進級判定を導入した。この制度導入の初年度において、この基準を満たさなかった学生は成績評価対象者102人中12名、2009年度においては98人中12名であった。

⁸⁴ 資料25 「2009年度各授業科目における評価割合」

⁸⁵ 事務課保管資料9-1 「2009年度成績評価（全科目）GPA」

⁸⁶ 事務課保管資料9-2 「2009年度再試験対象者数・不合格者数」

また、法科大学院協会が実施する法科大学院教育と新司法試験の成績の相関関係に関する検証作業によると、本法科大学院の修了生の法科大学院における成績上位者の中に新司法試験の成績が下位の者が一定数いるという結果が示されている。

2. 点検・評価

A 評価や B 評価の割合が極端に多い科目はないので、成績評価が厳格に実施されていないことを示す事実は見当たらないといってよい。ただ、前述の法科大学院の成績と新司法試験の成績の相関についての検証結果が、本法科大学院における成績評価に何らかの問題があることを示すのであれば改善が必要であるが、このような検証結果となった原因は必ずしも明らかではない。

いずれにせよ、各学年における学修達成度が共通認識となっておらず、それに照らした成績評価が実施されていないとすれば、改善が必要である。

また、修了時点で新司法試験受験に必要な実力が備わっていないと考えて受験を控えた者がいるとすれば、それは積み上げ方式の学修による各学年における成績評価が必ずしも適切でなかったことを示しているであろう。

進級判定制度によって、この事態が改善されることを望みたいが、その効果の有無は現 2 年次生が修了する年まで待たなければならない。

3. 改善計画

GPA による進級判定制度の進級基準値は前述のとおり 2011 年度から引き上げられることとされている。

また、同年に実施予定のカリキュラム改正作業の中で、到達目標の明確な設定と、それに照らした成績評価方法の確立を目指したい。

9-1-3 成績評価に対する異議申立手続

1. 現状

個々の科目の成績評価について異議のある学生は、法務研究科長に異議申立てをすることができ、異議申立てがあったときは、当該科目の担当教員が2名以上の場合はそれらの教員のパネルにより、担当教員が1名の場合は研究科長の指名する別の教員を加えた2名以上のパネルにより、再度、成績評価を行うこととしている（この再評価の結果に対しては、再度の異議申立てはできない）。異議申立制度は内規の形式で定められており、学生に対しては、履修要項に記載するほか、学期末試験の都度これを掲示して周知を図っている。⁸⁷

2009年度前期にはのべ44人の学生が、後期にはのべ47人の学生が異議申し立てした。

2. 点検・評価

制度の趣旨が学生に浸透し、現在ではおおむね適切に運用されているものと思われる。

3. 改善計画

異議申立制度本来の趣旨に沿った利用を学生に呼びかけるとともに、教員に対しては、「採点結果および成績評価に関する講評」を充実させること、授業を通じて成績評価のあり方を学生に理解させることを求め、成績評価に関する学生と教員間の信頼関係の確立に努力する。

⁸⁷ 事務課保管資料9-3 「成績に対する異議申し立てについて」及び「学年末試験の『採点結果及び成績評価に関する講評』執筆に伴うお願い」

9-2-1 修了認定基準等の設定・開示

1. 現状

修了に必要な単位数を確認して修了認定を行っている。そして、各学年に配置された個々の科目を履修し、単位を修得すれば、法曹となるのに必要な能力が体系的に備わるようにカリキュラムを編成したうえ、これを担保するために、法律基礎科目群の授業科目については、「履修前提条件」を設定し、前学年の一定の授業科目を修得していなければ2・3年次配当科目を履修することができないものとする制度を採用している。

この制度により、標準修業年限で修了できなくなる可能性があることについては、学生に明確に告知し、計画的・体系的な履修を行うよう注意を喚起している⁸⁸。

2. 点検・評価

設定された基準は適切に開示されてきたと評価できる。

また、単位積み上げ方式による修了認定であっても、上述の通り、実質的には、特定科目で不合格となり、次年度の科目が履修できなくなれば、標準修業修了年限で修了することがカリキュラム上かなり困難になるため、履修前提条件の設定が、修了認定の基準設定の一部となっているといえることができる。また、各科目の成績評価が適正に行われることで、法科大学院の修了生として必要な学力の判定が行われているといえる。

ただし、修了生の新司法試験の成績との関係では、前述の点を注視してゆく必要がある。

3. 改善計画

単位積み上げ方式と履修前提条件の設定により、また、2008年度から導入された進級判定制度をさらに厳格にし、その旨を開示する予定である。今後も、成績調査により制度の実効性を検証したい。

⁸⁸ 資料3「2009 履修要項」6頁（履修前提条件について）

9-2-2 修了認定等の適切な実施

1. 現状

修了に必要な単位数の取得を確認して修了認定を行うが、各科目の単位の取得を厳格に認定するため、履修前提条件の設定と併せて、一定の手続を経た再試験制度を設けている。すなわち、着実な体系的学修を行わせるため、各学期に履修した法律基本科目群の授業科目および実務基礎科目群の「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」については、所定の試験等により不合格の成績評価を受けた者については、原則として、各科目担当教員（各専門分野の責任者）が実施または指示する特別講座を受講したうえで（指示されたレポート課題に取り組んだうえで）、再試験を受け、再度の成績評価を受けることにより単位を修得できる制度を設けている（再試験により修得した授業科目の評価は「D」である）。

2009年度修了者は、278名である。未修入学者の最多既修得単位数は113単位、最小既修得単位数は96単位、平均既修得単位数は99.6単位であり、既修入学者の最多既修得単位数は78単位、最小既修得単位数は66単位、平均既修得単位数は68.9単位である⁸⁹。

2009年度末において、標準修業年数を満たしていながら修了しなかった者は6名である。その他、休学により、修学延長となった者が3名いる。

2. 点検・評価

2009年度末において、標準修業年数を満たしていながら修了しなかった者は6名である。修了者に占める新司法試験の合格者・不合格者の割合が、学生が修了に必要な学力をつけて修了したかどうかの一つの判断要素となるが、2008年度修了生の既修者については、約64.7%が新司法試験に合格したが、未修者のそれは19.8%にとどまった。

3. 改善計画

GPAによる修了判定制度の導入を引き続き検討すべきである。

⁸⁹ 事務課保管資料 9-4 「2009年度 法務研究科法務専攻 修了者決定について」

9-2-3 修了認定に対する異議申立手続

1. 現状

単位積み上げ方式のもとでの修了認定においては、修了判定それ自体への異議申立手続を形式的に規定していなかったが、事実上、各科目の成績評価についての異議申立手続が修了判定への異議申立てとして機能してきた。3年次配当科目の成績評価についての異議申立ては、2009年度には0件であった。2009年度から、各科目の成績評価、進級判定および修了判定に係る異議申立手続について規程を明確にした。

2. 点検・評価

2009年度の異議申立ては0件であった。異議申立手続は適切に運営されていると評価できる。

3. 改善計画

引続き、適切な運用に努める。

第10分野 その他の事項

10-1 実地研修等の実社会との接触交流

1. 現状

中央大学法科大学院の教育理念には、幅広い法律知識と問題解決能力並びに豊かな人間性と高い倫理観を備えたリーガル・ジェネラリストを養成すること、日常的な法分野においても先端的・専門的な法分野においても高度の法理論教育を重視しつつ、法律実務に即した実践的教育を十分に行うものとし、それを通じて実務を批判的に検討し発展させる創造的思考力を持つ法曹を養成することが挙げられている。

こうした教育理念を踏まえ、理論教育という座学に終始せずに、法曹やリーガル・サービスに対する実社会のニーズを感知し、社会における生きた法の姿を修得して実践的な法知識を育成するため、本法科大学院においては、本学および教職員・OB・OGが有する人的ネットワーク等を活用して、以下のような取り組みを行っている。

(1) 授業内容に関連した実地研修

法律基本科目、展開・先端科目、テーマ演習等の授業内容に関連する施設への見学、シンポジウムへの参加、テーマについて説明を受けると共に質疑応答を行うことなど、下表のとおり多彩な実地研修を行っている。

●授業内容に関連した実地研修（2009年度実施例）

科目名	研修内容
刑事訴訟実務の基礎	東京地方裁判所刑事裁判傍聴
リーガル・クリニック	東京法律事務所における事例研究討論等
	和田法律事務所における事例研究討論等
	アンダーソン・毛利・友常法律事務所における事例研究討論等
	東京青山・青木・狛法律事務所における事例研究討論等
	ひびき綜合法律事務所における事例研究討論等
	東京都労働委員会審問傍聴、インタビュー、事務局との意見交換

科目名	研修内容
リーガル・クリニック	東京家裁、簡裁、地・高裁、弁護士会館の見学および傍聴
	東京都ウィメンズプラザにてDV事件の専門的実務現場における講義、施設見学
	整理回収機構(RCC)の見学、講義、質疑応答
	日本商事仲裁協会(JCAA)の見学、講義、質疑応答
	濱・宇佐見法律事務所における事例研究討論等
	窪木法律事務所における模擬相談等
	コブエ法律事務所における事例研究討論等
	日本大学法学部 日本賠償科学会シンポジウム聴講
	アップル法律事務所における事例研究討論等
	中村合同特許法律事務所における事例研究討論等、講義、質疑応答等
	ソニー・ミュージック乃木坂スタジオ(会議室)における講義
	TMI総合法律事務所におけるシュミレーション中心のディスカッション、質疑応答
	林勘市法律事務所における事例研究討論等
	テルモ(株)、万有製薬(株)、エーザイ(株)企業法務部における講義、質疑応答
	国連難民高等弁務官事務所の見学、講義、質疑応答
	外務省訪問、講義、質疑応答
	法務省入国管理局訪問、講義、質疑応答
	東京入国管理局の見学、講義、質疑応答
	難民支援協会の見学、講義、質疑応答
	美勢法律特許事務所における事例研究討論等
(株)講談社法務部における講義、編集現場見学	
知的財産高等裁判所見学、判決傍聴、無効審判口頭審理傍聴	
弁護士法人エルティ総合法律事務所における事例研究討論等	
矯正と法	愛光女子学園および府中刑務所の見学

(2) エクスターンシップにおける企業、官公庁への派遣

実務基礎教育の一環として行われているエクスターンシップが、全国各地の法律事務所での受入協力のもとに、充実した成果を獲得しつつ展開されるとともに、リーガル・サービスや様々な政策の法制化に対する実社会のニーズを感知し、社会における生きた法の姿を修得する視点をも踏まえ、大企業の法務部への派遣(企業法務エクスターンシップ)を実施している(2009年度の企業法務部への派遣は、17箇所19名に上る)。また、2005年度に派遣を開始した官公庁エクスターンシップも、年々、充実を重ね、2009年度の官公庁への派遣実績は、8箇所11名に上った。

(3) 法律実務家等との懇親の場の設定

学生有志と法律関連実務家等との懇親会を数多く開催し、現実に法律がどのように立案され、運用されているかについて、実務家の経験談を聞く機会を設けている。これまで、法曹実務家(弁護士、検察官)をはじめ、大企業の法務部門関係者、官公庁(財務省、金融庁、法務省、総務省、経済産業省、国土交通省、内閣法制局、人事院等)で政策立案や法案審査に携わっている者、企業で実務に携わる専門家(税理士、公認会計士)の参加を得た。

本学には有能な実務家を多数教員として擁しているが、2006年度の学期初めのオリエンテーションから、これらの教員による講演会を実施し、学生の問題意識を刺激する機会を提供しており、2009年度のオリエンテーションにおいても、実務家教員による講演会を実施した。

(4) 「ランチ&トーク」企画の実施

2005年4月より、参加者が各自で用意した昼食をとりながら、タイムリーかつ専門性の高い内容の短時間の講演を聞き、講演後に質疑応答を行う昼食持ち寄りの懇話会、ランチ&トークを実施し、毎年、好評のうちに、回数を重ねている。現在のところ、参加者は学生主体であり、大教室において教員等が行う講演を聞くというスタイルをとっている。講演内容は、直近に話題になっているリーガル・トピックスに関するものであり、講師には、現実社会において法がどのような意味を持つかという視点から語ってもらうことにしている。

講演はそれぞれのテーマに造詣の深い研究者および実務家の教員によって行われており、2009年度は5回実施し、学生のべ549名および教員のべ13名の参加

を得ている。

●「ランチ&トーク」の企画（講師およびテーマ）（2009年度）

講 師		テ ー マ
大 貫 裕 之	本法科大学院教授	最判平成 20 年 9 月 10 日と「処分性」
北 村 泰 三	本法科大学院教授	海の安全と国際法
安 念 潤 司	本法科大学院教授	政権交代について
佐 藤 鉄 男	本法科大学院教授	たまちさい
清 水 直	弁護士	企業再生において 弁護士の果たす役割

(5) 裁判所・検察庁見学

2009年度も次のような見学の機会を設けた。

① 東京地方裁判所民事裁判傍聴

対象は2年生全員。9月10日、11日、16日の3日間、のべ79名が参加した。

② 東京地方裁判所刑事裁判傍聴

対象は2年生全員。9月14日、16日、18日の3日間、のべ49名が参加した。

③ 最高裁判所見学会および最高裁判事による講演（内容は施設見学、判事による講話および質疑応答）。対象は全学生。2009年11月4日に行い、16名が参加した。

④ 刑事施設（横須賀刑務所および久里浜少年院）参観 日時 2010年2月3日

⑤ 東京地方検察庁見学

2010年3月3日に行い、21名が参加した。

2. 点検・評価

法科大学院開設以来、理論と実務との架橋を実現する試みとして、正規授業のほかにも充実した企画を立案・実行しており、適格認証評価における報告や評価の対象に加わるか否かにかかわらず、本学の建学の精神を発揮した有意義な活動であると評価できる。

現在までに実施されている実地研修等は、学生が自分で実地に赴き、法曹関係

者、矯正関係者、企業法務関係者、政府部門の立法関係者等との接触を通じ、あるいは実務を体験することによって、現実の社会の中で法がどのように生かされているのかを実感することができるものである。また、こうした体験に基づき、法曹としての使命感を体得し、法曹として必要な資質や能力等について教えを受け、学修への意欲をかきたてる高い効果を持つものである。例えば、企業法務エクスターンを履修したすべての学生が、法律問題のダイナミズムーこれから発生する法律問題をどのように解決するか、また起きてしまった事件をどのように交渉し、あるいは裁判を通じて解決にもっていくかという動きーを肌身で理解したと報告している。また、ランチ&トークに参加した学生からは、法に関するタイムリーな話題の話が聞けて大変有意義である、法律家の役割を再認識した、などの声が寄せられている。このように、実地研修等は、「リーガル・クリニック」や「エクスターンシップ」などの臨床系実務科目に加えて、机上で学んだ法を生かしていく能力・意欲の向上に資するものと評価できる。

3. 改善計画

開設以来工夫を重ねてきた上記諸々の取り組みの成果を検証しつつ、今後も、豊かな人間性の涵養と実務的センスの養成を図るべく、教育課程との有機的関連を考慮した取り組みの継続と発展を図る予定である。具体的には、裁判所見学の機会を増やすほか、法律関係の施設のみならず様々な施設の見学の機会を設けるとともに、実務家との交流の機会をより拡充するよう努め、本大学院の実務家との交流も推進していきたい。こうした試みが、司法制度改革の進行とともに、新たな制度のもとで養成された法曹の活躍できる職域を拡大することに繋がることを期待したい。

10-2 研究活動

1. 現状

(1) 中央ロー・ジャーナルの刊行

本法科大学院創設時より、専任教員の研究成果を公表する主たる機会として、「中央ロー・ジャーナル」が刊行されており、同編集委員会の積極的な活動と相まって、今日まで、各号が定期的に刊行されている⁹⁰。同誌には、学術的な専門論文に加えて、法科大学院における授業実践の記録等も収録されている。この授業実践記録は、認証評価において、貴重な資料としての役割を果たした。

なお、中央ロー・ジャーナルは、法科大学院生が在学中に研究した成果を掲載する場としても機能している。

(2) その他

本法科大学院の教員による研究活動は、従来から存在する中央大学法学会（法学部専任教員の研究会）および日本比較法研究所を母体とした各種の研究会や紀要等（法学新報、比較法雑誌）の刊行を通じて展開されているほか、法科大学院独自に、理論教育と実務教育との架橋を理念とする教育研究水準を高めることを目的として、新しいタイプの研究会・勉強会が企画され、実施されている。

法科大学院教員等が、学生をも含めて、日常の授業や研究活動において有する問題意識に基づくテーマにつき、学術的・実務的な見地から検討を加えることを目的として、「公法系勉強会」が設立され、2005年度から活動している。同研究会は、将来的には、実務家と研究者の共同研究の場として充実させることを念頭におき、さらに、実務家の中には法曹界で実務に携わる卒業生を含み、彼らに研究者とともに実務的な問題意識に基づいた議論ができる機会を提供することも目的としており、分野の拡大等も予定されている。

研究会の2009年度の開催実績は次の通りである。最近では常時30名近くの参加者がある。参加者の内訳としては、在学生在が最も多いが、修了生も参加し、学内の研究者（憲法、租税法、民事訴訟法、民法、刑事法、法哲学など多彩な専攻に亘っている）の参加も常時ある。また、学外からも、租税法専門の弁護士、税理

⁹⁰ 事務課保管資料 10-1 中央ロー・ジャーナル既刊各号目次

士などの実務家、大学教員の参加を得て、学内に止まらない知的なネットワークとしての側面も有するようになってきている。

<公法研究会>

第14回勉強会

- (1) 日時 2009年4月4日(土)
- (2) 場所 市ヶ谷キャンパス 2146号室
- (3) テーマ
「行政判例と法理論 ―国賠違法・取消違法をめぐる議論を素材に一」
- (4) 報告者 立教大学法学部・神橋一彦教授

第15回勉強会

- (1) 日時 2009年6月27日(土)
- (2) 場所 市ヶ谷キャンパス 1346号室
- (3) テーマ「市場秩序と法」
- (4) 報告者 中央大学法学部・山田八千子教授

第16回勉強会

- (1) 日時 2009年9月19日(土)
- (2) 場所 市ヶ谷キャンパス 1346号室
- (3) テーマ「条例論 ―分権改革と公法理論の交錯―」
- (4) 報告者 放送大学・原島良成准教授

第17回勉強会

- (1) 日時 2009年12月19日(土)
- (2) 場所 市ヶ谷キャンパス 2416号室
- (3) テーマ「違憲法律への攻撃と防禦 ―日米最高裁判例の比較から―」
- (4) 報告者 亜細亜大学・飯田稔教授

<民事手続法研究会>

2. 点検・評価

法曹養成教育の一環を担う法科大学院において、教育重視の機関であるだけに、高度な研究活動は一層重要であるとの認識のもとに、その研究活動が着実になされているものと評価できる。大規模な活動が可能である法科大学院として、研究能力の維持・向上はもとより、教育力の向上に資するほか、他大学に先駆けて、後継者養成の機能にも配慮した展開が待たれている。法科大学院助教制度が新設され募集が行われたが採用までには至らなかったが、今後、助教の採用とともに、研究活動と後継者養成の機能連携が予定されている。

3. 改善計画

従来から存在する中央大学法学会および日本比較法研究所を母体とした各種の研究会や紀要等（法学新報、比較法雑誌）の刊行や、法科大学院独自の中央ロー・ジャーナル誌の刊行に加えて、叢書の刊行等に向けた研究成果の公表方法を検討中であるが、その具体的な実現が急務である。また、公法系勉強会などの独自の優れた取り組みを、他の分野にも展開・発展することが期待され、法科大学院ならではの専門分野の垣根を越えた研究会を設けることも課題である。その際には、後継者養成を視野に入れた研究会の組織化を図ることも考えたい。

10-3 社会への貢献

1. 現状

(1) 法科大学院適格認証評価事業への参加と協力

日弁連法務研究財団の法科大学院認証評価委員会において、前委員長（柏木昇教授）のほか、委員および評価員として、多数の本法科大学院教授が貢献を続けている。また、他の認証評価事業実施団体においても、本学の専任教員が委員等に就任し、法科大学院適格認証事業の実施において貢献している。

(2) 法科大学院協会への参加と協力

法科大学院制度発足とともに創設された「法科大学院協会」に正会員として加盟し、大規模校として、応分の貢献をすることはもとより、同協会に、顧問（角田邦重教授・前学長）、理事（大村雅彦教授・前研究科長）、事務局長（大貫裕之教授）、教員研修等検討委員会前主任（小島武司元教授）等の役職を得て、諸々の活動に主導的な役割を果たしてきた。2005年12月11日には、第1回の法科大学院協会主催シンポジウムが、中央大学後楽園キャンパスにおいて「法科大学院における教育の実際」をテーマに実施された。その後、2007年6月9日に中央大学後楽園キャンパスにおいて、シンポジウム「法科大学院における成績評価と修了認定」、2009年1月28日に中央大学市ヶ谷キャンパスにおいて、シンポジウム「法科大学院修了生の企業採用について」が開催され、2009年12月12日し本学後楽園キャンパスにおいてシンポジウム「新司法試験と法科大学院教育」が開催された。その他、各地で実施された同協会の総会・シンポジウムに前記同協会役員その他、多くの本学教員を派遣している。

(3) 司法研修所との交流

プロセスとしての法曹養成システムを形成する上で、法科大学院での教育と司法研修所での教育との連携は不可欠であり、上記、法科大学院協会を通じても、いくつかの取り組みがなされているが、中央大学法科大学院としては、創設時以来、法科大学院における教育と司法研修所における教育との連携を図るために、司法研修所との交流を図り、司法研修所教官による講演等を実施している（後掲10-4、司法修習セミナー：裁判修習編および検察修習編など）。また、司法研修所に法科大学院修了の新司法修習生を受け入れるにあたり、法科大学院での教

育体制、法科大学院学生の気質について、事前に調査することにより、受け入れ態勢の参考としたいとの意向を受けて、司法研修所職員の研修の機会を本法科大学院において設けている（授業参観、教職員間の意見交換等、2006年度以降適宜実施されている）。

（４）司法支援センターとの交流

国民に広く開かれた司法制度の実現に向けた法曹養成に寄与するため、司法支援センター（法テラス）との交流を図り、司法支援センター所属の弁護士による講演等を実施している（後掲10-4、法務研修プログラム「司法制度改革の最前線」）。また、2008年度からは、司法支援センターの新任弁護士研修に協力し、本法科大学院の模擬法廷教室および標準教室を研修会場に供している。

（５）ロースクール・アカデミー

2005年に、高度専門職業人教育を目的とした公開上級法務講座として「学校法人中央大学ロースクール・アカデミー」を創設し、弁護士や企業法務関係者その他広く社会に対し本法科大学院の教育研究資源を公開する体制が整えられた。

多様な人材を抱える本法科大学院としては、このような実務に密着した高度な専門知識を広く社会に伝達していく講座を順次開講していくことを予定している（「涉外家事事件の実務」は、第二東京弁護士会の継続研修としての単位認定講座となった）。

（６）海外からの訪問団の受け入れ

本法科大学院の取り組みが、日本における代表例の1つとして諸外国とりわけアジア諸国から注目を浴びているため、2004年度以降、それらの国々からの視察団の訪問を受け、案内や懇談を通じて本法科大学院の情報を提供している。本法科大学院としては、その特色を広く諸外国にも公開し、諸外国の法学教育の改善に寄与し、もって国際協力の実をもあげていることを付言することができる。2008年度から2009年度は、韓国におけるロースクール制度導入に伴い、韓国からの訪問団が特に多かった。

●外国大学等からの訪問団（2009年度）

2009年	8月5日	米国・シカゴ大学法科大学院教授ほかの訪問団
2009年	8月11日	韓国・中央大学法科大学院教授ほかの訪問団
2010年	1月13日	韓国・慶熙大学法科大学院長ほかの訪問団
2010年	3月26日	豪州・最高裁判事ほかの訪問団

2. 点検・評価

司法制度改革における法曹養成システムの重要な一環を担い、これを通じて社会的に大きな貢献を果たすことはいままでの間でもないが、中央大学法科大学院では、より具体的に、社会的貢献を果たすことに努めており、一定の成果を収めている。韓国のロースクール制度導入を機に始まった韓国の法科大学院開設各大学との交流が、2009年度も活発に展開された。

3. 改善計画

今後とも、中央大学法科大学院に寄せられる社会的期待に応えるとともに、組織内における改善・充実の努力とともに、わが国の法科大学院制度全体の発展と、司法制度改革の推進のために、いっそうの努力を積み重ねていく予定であり、わが国の法曹養成制度に必ずしも十分な手当がなされていない国際法曹養成においても、本法科大学院の果たす役割を追求し、実践していく予定である。

10-4 修了生支援

1. 現状

(1) 修了生の研修機会の確保

制度上、年度末に法科大学院を修了した後、5月に司法試験に臨み、9月の合格発表を経て11月末から新司法修習に赴くまで、法科大学院修了生は各自で勉学の場所を見つけて大切な時期を過ごさなければならない。プロセスを標榜する新しい法曹養成制度に、制度上の間隙が生じている。そこで、本学では、法科大学院修了生が誕生した時から、学内で既に実施されていた法曹志望者への支援活動を拡充する施策を新制度下でも展開する形で、この事態に対応している。

すなわち、2006年初頭に、エクステンションセンター法職事務室が管理する駿河台記念館内の研究室その他関連施設の転換・拡充を図るべく、市ヶ谷近辺で借り上げた臨時施設（市ヶ谷別館）を整備し、1人1席のブース型の自修研修席を用意し、図書資料室、PC室、教室型会議室、演習室型会議室、談話室等を設置した。そこには、中央大学法科大学院修了生を法務研修会員として迎え入れ、法科大学院修了生のほとんどが、新司法試験に向けたラストスパートにあたり、この市ヶ谷別館の研修施設を活用してきた（2006年3月末時点で222名、2007年3月末時点で272名〔新卒者204名、既卒者68名〕、2008年3月末時点で350名〔新卒者250名、既卒者100名〕、2009年3月末時点で365名〔新卒者242名、既卒者123名〕）。2009年度には、本学が新たに取得した市ヶ谷田町ビルに上記施設が移転・収容され、前年同様に活用された（2010年3月末時点で425名〔新卒者261名、既卒者164名〕）。

新司法試験終了後は、さらに、司法修習に向けた様々な講座や研修機会が、市ヶ谷別館等で企画され展開された。2006～2009年度実施の法務研修プログラム（6～9月）としては、民事系法実務演習、刑事系法実務演習、実務会社法講座、実務起案演習「行政法」、実務起案演習「法律基本科目」、法律家のための簿記会計入門講演会、司法制度改革の最前線（講演会：公設事務所と司法支援センター）、ローファームと新人弁護士（講演会）、就職ガイダンスなどがあり、中大法曹会からも協力を得た。また、司法修習所教官による司法修習セミナーおよび懇談会、企業法務部講演会、海外ロースクールセミナーなども実施された。

これらのことは、新司法試験受験後も司法修習に赴くまでの研修機会を用意し

て、司法制度改革の趣旨に則り、法科大学院を中核にした法曹養成のプロセスを間断なく実現しようとするものであり、伝統をベースにして法曹養成に寄与する中央大学の意気込みと姿勢を示すものにほかならない。

また、修了生が、修了後や試験後も散在することなく大学で研修していただくことは、先輩の後ろ姿に学ぶ本学の法学学修の伝統を継承する上で不可欠でもある。修了生達は、司法修習に赴くまで、後輩への学修アドバイスの機会を多く担当した。また、希望者から選定された者が、通信教育部インストラクター等を務めて協力した。

(2) 中央大学法科大学院同窓会

中央大学法科大学院を修了した者により、同窓会が結成され、2006年11月11日に、市ヶ谷キャンパスにおいて設立総会および懇親会が行われた。同・同窓会は、会員の司法修習中の意見・情報交換をはじめ、これ以降、毎年、総会や修了生の激励会、講演会等の企画を通じて、後輩である法科大学院学生への各種アドバイスや激励など、有意義な活動を始めており、2009年度も、その活動が展開された。

(3) 修了生に対する就職支援

法科大学院を修了し、司法試験に合格して司法修習を終えた者の就職について、本学OB・OGの協力の下に、全国約380の法律事務所から就職情報を収集して修了生に提供しているほか、ジュリナビの導入（2010年3月末現在で204名が登録）により就職関連情報の提供を行っている。さらに、企業法務セミナーや、就職関連のガイダンス、講習会等を企画し実施している。

2. 点検・評価

わが国の新しい司法制度を担う法科大学院修了生に対する支援は、多くの大学において徐々に始まったところであるが、中央大学では、最初の修了生を輩出した時点から積極的な取り組みを開始し、そのことは、各方面から大きな注目を受けるとともに、独自の意義ある取り組みとして評価を高めている。

3. 改善計画

制度上、また、運営上、多くの困難が予想される法科大学院修了生支援につい

て、試行錯誤を重ねながらも、必要な役割を果たしていく予定である。今後は、キャリア・サポート（各方面への就職支援）等において、法科大学院協会における修了生の職域拡大の取り組みにも協力しつつ、具体的取り組みをさらに展開する必要がある。

10-5 本法科大学院の修了生に関する情報

(1) 第1回修了生と新司法試験・新司法修習・法曹資格取得

2006年3月末に、司法制度改革における新しい法曹養成制度のもとに、初めての法科大学院修了生が誕生し、本学は全国で最多の245名の修了生を輩出した。そして、この修了生が出願できる第1回の新司法試験が2006年5月に実施された。その結果の概要は、以下のとおりであった。

	全国の数値	本学修了生の数値
出願者数	2125	240
受験者数	2087	239
短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	1684 (合格率、80.69%)	212 (合格率、88.70%)
最終合格者数	1009 (合格率、48.35%)	131 (合格率、54.81%)

この結果、合格者総数1009名中、中央大学法科大学院修了者が131名を占め、全国最多の合格者数を記録した。続いて、東京大学120名、慶応義塾大学104名、京都大学87名であった。

第1期修了生で新司法試験に合格し、2006年11月から2007年12月まで新制度の司法修習に臨み、考試（いわゆる2回試験）を経た者のうち、6名が裁判官に任官し、6名が検察官に任官し、109名が全国各地において弁護士登録をした（本学調べ）。

(2) 第2回修了生等と新司法試験・新司法修習・法曹資格取得

2007年3月末に、本学は216名の修了生を輩出した。そして、この修了生を対象者に含めて、第2回の新司法試験が2007年5月に実施された。その結果の概要は、以下のとおりであった。

	全国の数値	本学修了生の数値
出願者数	5401	313
受験者数	4607	292
短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	3479 (合格率、75.52%)	254 (合格率、86.99%)
最終合格者数	1851 (合格率、40.18%)	153 (合格率、52.39%)

この結果、合格者総数 1851 名中、中央大学法科大学院修了者が 153 名を占めた（東京大学 178 名、慶応義塾大学 173 名に次ぐ合格者数であった）。

第 2 回の新司法試験に合格し、2007 年 11 月から 2008 年 12 月まで新制度化の司法修習に臨み、考試（いわゆる 2 回試験）を経た者のうち、4 名が裁判官に任官し、5 名が検察官に任官し、128 名が全国各地において弁護士登録をした（本学調べ）。

（3）第 3 回修了生等と新司法試験・新司法修習

2008 年 3 月末に 259 名（9 月修了含む）の修了生を輩出した。この修了生を対象に含めて、第 3 回の新司法試験が 2008 年 5 月に実施された。その結果の概要は、以下のとおりであった。

	全国の数値	本学修了生の数値
出願者数	7842	397
受験者数	6261	352
短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	4416 (合格率、70.53%)	312 (合格率、88.64%)
最終合格者数	2065 (合格率、32.98%)	196 (合格率、55.68%)

この結果、合格者総数 2065 名中、中央大学法科大学院修了者が 196 名を占めた（東京大学 200 名に次ぐ合格者数であった）。

（4）第 4 回修了生等と新司法試験・新司法修習

2009 年末に 275 名（9 月修了含む）の修了生を輩出した。この修了生を対象

に含めて、第4回の新司法試験が2009年5月に実施された。その結果の概要は、以下のとおりであった。

	全国の数値	本学修了生の数値
出願者数	9734	435
受験者数	7392	373
短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	5055 (合格率、68.38%)	292 (合格率、78.28%)
最終合格者数	2043 (合格率、27.64%)	162 (合格率、43.43%)

この結果、合格者総数 2043 名中、中央大学法科大学院修了者が 162 名を占めた（東京大学 216 名に次ぐ合格者数であった）。

以上